

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 14	技術協力、有償資金協力、無償資金協力		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号(平成 27 年度) 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費 交付金（技術協力）,（平成 23 年度） 0097 無償資金協力

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力の実績（億円）			1,678	1,773	1,759			予算額（千円）					
円借款の実績：新規承諾額（億円）			12,229	9,857	10,138			決算額（千円）					
円借款の実績：ディスバース額（億円）			8,644	7,495	8,273			経常費用（千円）					
円借款の迅速化（%）（注）			40.0	68.5	51.1			経常利益（千円）					
海外投融資の新規承諾実績（件）			1	1	2			行政サービス実施コスト（千円）					
無償資金協力の実績：贈与契約締結額（億円）			1,416	1,158	1,112			従事人員数					

（注）当該年度に借款契約に至った案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が 9 カ月以内となった案件の割合

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （5）事業実施に向けた取組 （イ）技術協力、有償資金協力、無償資金協力 （i）技術協力 技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。 （ii）有償資金協力

有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

（iii）無償資金協力

無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。

ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。

中期計画

（5）事業実施に向けた取組

（イ）技術協力、有償資金協力、無償資金協力

（i）技術協力

（一段落目は中期目標と同じのため省略）

具体的には、

●人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。

●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

（ii）有償資金協力

（一段落目は中期目標と同じのため省略）

具体的には、

●自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。

●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

●海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。

（iii）無償資金協力

（一段落目は中期目標と同じのため省略）

具体的には、

- 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。

年度計画

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

- ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国・地域の課題解決のために適切かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 戦略的、効果的かつ効率的な事業実施に資する業務フローや手続きの見直し、関連マニュアルや執務参考資料等の改訂を行う。課題別研修については、研修の企画・計画業務を国内機関から課題5部に本格的に移管する。また、課題5部と国内機関で協働し、協力プログラム及び重要政策に基づいた課題別研修の形成を促進する。

(ii) 有償資金協力

- ① 円借款事業を通じて、自助努力による経済発展や経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、開発途上地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。
- ② 円借款の迅速化に向け、平成26年度に借款契約を締結する案件のうち、起算点から借款契約までに要した期間が9カ月以下である案件の割合を増やすための取組等を推進する。
- ③ 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。
- ④ 海外投融資については、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施の教訓を反映した業務実施体制並びにリスク審査・管理体制等の整備・強化に努め、民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進する。

(iii) 無償資金協力

- ① 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を主な目的として、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、無償資金協力の効果的な実施やプログラム化の推進に向けた、案件形成及び実施監理における業務フローや手続き等の改善に取り組む。

主な評価指標

指標 14-1 技術協力事業の実績

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

指標 14-3 円借款事業の実績

指標 14-4 円借款の迅速化

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 14-1 技術協力事業の実績

- 2014 年度は、特に MDGs 進捗遅延国の多いアフリカやインフラシステム輸出の進むアジア地域を重点とし（図 14-1）、1,759 億円（暫定値）の技術協力事業を実施した（2013 年度 1,773 億円）。具体的には、資金協力や提案型事業と有機的・相互補完的な連携を行いながら、開発途上国の持続的成長及び日本の企業・自治体等の海外展開の双方に資する人材育成、法制度や先方政府の事業実施体制の強化に資するソフト支援等を展開し、更には重点分野における最上流の開発計画の策定等にも取り組んだ。また、フィリピンの台風被害からの復旧・復興や、エボラ出血熱に対する防疫体制強化のニーズ等にも機動的に対応し、資金協力とも組み合わせた各種支援の面的展開を行った。分野別では、公共・公益事業、計画・行政、農林水産を中心に実施したほか、特に 5 年間に 1,000 名のアフリカの若者に対する日本での修士課程と企業インターンシップを提供する「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）等を中心に、開発途上国の基幹人材の育成にも積極的に取り組んだことを反映し、人的資源分野においては 2013 年度の 6.6%から 2014 年度には 9.7%と、その割合が大きく増加した（図 14-1）。

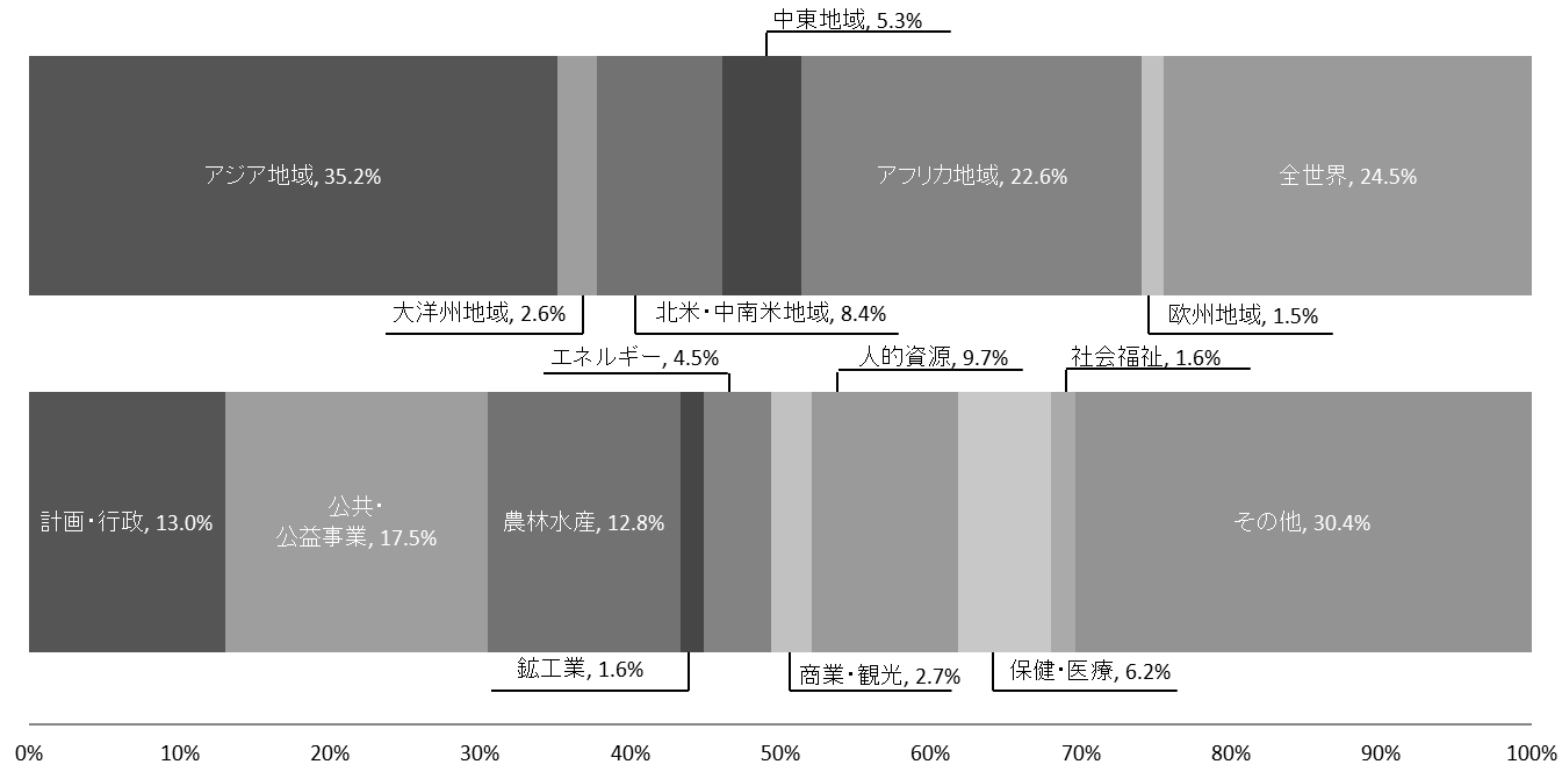


図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性向上のための取組

機構は、現場の状況に応じた協力計画を開発途上地域の関係者と作成するとともに、開発途上地域の人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援し、その課題解決能力の向上を図るべく、技術協力事業を活用した。また、「ポスト 2015 年開発アジェンダ」、「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」、「国家安全保障戦略」、「開発協力大綱」等で重視されている「人間の安全保障」や「質の高い成長」等、国内外の政策課題にも応えるべく、一貫した協力戦略の下、無償資金協力や円借款による施設・機材整備等の事業に技術協力による人材育成や本邦技術を組み合わせた多様な協力を行った。具体的には、ミャンマー・ヤンゴン都市圏の効果的かつ持続的な開発のためのマスタープラン作成支援を踏まえ、優先度の高い上水道事業等を円借款や無償資金協力による支援に結び付けたほか（指標 1-1、2-1 参照）、インドネシアにおいては、同国における PPP インフラ事業形成のため制度づくり面から支援を行い、今後の他の事業展開にもつながる基盤整備に貢献した（指標 2-1 参照）。加えて、パレスチナ・ジェリコ市における下水処理場整備に併せた運転維持管理に係る能力向上や下水道運営に係る条例案作成に係る技術協力

や（指標 3-1 参照）、ベトナムにおける日本式の通関システム整備に併せた運用・維持管理に係る体制整備や能力向上に係る技術協力（指標 2-1 参照）等、資金協力で相互補完し、協力プログラムレベルでの開発効果向上に貢献する支援も実施した。

また、開発途上地域のニーズに一層応えて、より魅力的な事業となるよう、2014 年度は次の取組、制度改善を行った。

- **開発途上国が直面する新たな政策課題への対応力の強化：**新たな取組として、開発途上国及び本邦の大学・研究機関との共同研究事業「JICA 共同政策研究」立上げを検討し、試行案件として、インドネシアにおける裾野産業や中小企業生産性向上に関する共同研究を開始した。近年開発途上国が直面している政策課題は多様化しており、産業政策や社会保障等の分野において日本とも共通する課題が多い。本事業は、このような新たな政策課題に戦略的に対応するため、日本と開発途上国の政策決定に関わる関係者が共同で、新たな知見の獲得、政策提言、双方の研究水準の向上、政策策定能力の強化を行うものである。これにより、国際的な研究ネットワークの構築・深化や日本と協力相手国の関係の一層の強化が期待できる。
- **DAC リスト卒業国等のニーズに応えたコストシェア技術協力の拡充：**日本政府のコストシェア技術協力拡大の政策に機動的に対応し、DAC リスト卒業国、DAC リスト卒業移行国等の人材育成ニーズへの対応、またこれら地域と日本との良好な二国間関係の維持・増進に貢献する事業として、コストシェア技術協力の本格実施に向けた準備を行った。具体的には、同事業実施に係る詳細な制度設計を終えるとともに、候補国（アラブ首長国連邦やオマーン等）への日本人短期専門家派遣、候補国幹部の日本への招へい等を行い、専門家派遣に関する協議を行った。
- **産学官と連携した人材ネットワーク形成：**ABE イニシアティブ、資源の絆プログラム等、日本の地方を含む大学、産業とも連携した研修プログラムを本格的に運用し、日本と途上国の産学官の人的ネットワーク形成に資する事業を戦略的に実施した（指標 9-3 参照）。
- **中小企業等の知見を活用した技術協力の強化：**中小企業海外展開支援事業について、サブスキームごとに異なっていた手続きや経費支出基準を統一し、利用者に分かりやすい制度に改善するとともに、外務省委託事業から機構へ移管された案件化調査も一体的に運用した（指標 8-3 参照）。また、他の ODA 事業との連携や ODA 案件化を強化すべく、中小企業海外展開支援事業開始後に機構関係部へ事業計画や進捗状況を共有するように業務フローを見直し、事業提案者の製品・技術等の活用方法に関して機構関係部と検討するための体制を構築した。

2. 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組

- 業務改善推進委員会（2013 年設置）の下で進めてきた事業の業務工程の簡素化及び標準化に向けた取組について、2014 年度も、プログラムの戦略性強化及び予見性向上、案件の適正規模化、事業計画作業用ペーパーを活用した案件形成や要望調査を具体的に進めるべく、継続的に外務省と協議を行った。また、プログラム推進のための地域部・課題部間の検討体制整備を進めるとともに、事業規模の適正化と案件数の削減に向けた実施・モニタリング体制を整備した。さらに、強化プログラムの設定について外務省との協議を継続し、158 の強化プログラムを設定した（指標 5-1 参照）。
- 業務の軽量化に向けて新しいモニタリング方法等を定着させるべく、累次にわたる説明会、よくある質問集（FAQ）の整備、執務要領の英文化等を行った。
- 実施体制の強化と職員等の能力向上を図るため、課題部における業務体制を分野・課題グループ単位に変更し、緊急重要課題等にも柔軟に対応可能な環境を整備するとともに、事業の質の確保・向上を目的とした内部人材向け事業マネジメント研修を実施した。

3. 研修事業の戦略性強化に向けた取組

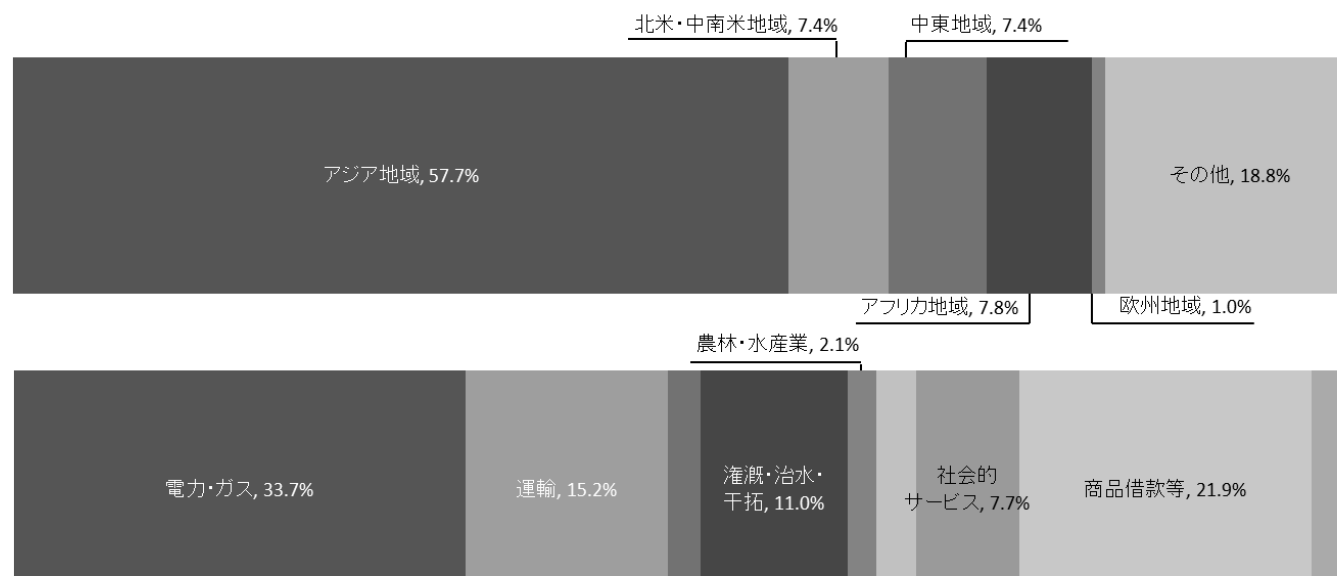
- 課題別研修のラインアップを要請の多いものに絞り、1 コース当たりの参加人数を増やすことにより、研修コストの効率化にも努めた（2012 年度：9.9 人／コース、

2013 年度：10.1 人／コース、2014 年度：10.6 人／コース）。

- また、課題別研修ラインアップを形成する際には、課題 5 部主催の分野課題検討会において、協力プログラム及び重要政策に沿った研修ラインアップとなるよう検討・調整し、国内機関がそれに沿った国内リソース開拓を実施し、海外拠点も協力プログラム及び重要政策に則った案件要請につなげた。その結果、案件を対前年度比 10%改廃し（374 件から 333 件）、日本の政策に則った新たな課題別研修を提案する余地をつくった。これにより、2015 年度に向けて、防災分野協力強化やスポーツ・フォー・トゥモロー等の政策的なニーズに対応し、自然環境管理、保健医療等計 434 コースを採択した。一方、参加要請が多く既存のコース数では要請を汲み取れきれない案件については、コースの複数回実施を積極的に検討し、新たな研修受入先を開拓することにより（民間セクター分野の新規研修で新規受入先開拓により、3 センターで 4 回実施するコースあり）、相手国政府が要請したコースに参加できる率（割当率）を 95%にまで高めた（2013 年度 91%）。
- 帰国研修員による海外の親日家ネットワークの強化のため、帰国研修員同窓会の活性化を図った。2014 年度は、青年研修 30 周年を記念し、シンポジウム等の記念事業や ASEAN 帰国研修員同窓会の交流連絡会（AJAFA-21）の代表者会議を本邦で開催したが、その中でも同窓会間の交流や同窓会の自律的な活動・運営の重要性についてのディスカッションや好事例の共有がなされ、同窓会の存在意義を再確認することができた。また、86 か国の帰国研修員同窓会の実態把握調査を行うとともに、同窓会活性化のキーパーソンとなる海外拠点の研修担当現地職員の本邦での研修を実施した。後者では合計 19 か国 20 名の現地職員を対象とし、同窓会活性化のためのグループディスカッションや優良事例等の共有を行い、具体的なアクションに結びつけた。

指標 14-3 円借款事業の実績

- 2014 年度も引き続き日本政府の「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」に迅速に対応し、主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、社会的サービス、灌漑・治水・干拓を中心に 49 件、1 兆 138 億円（L/A ベース）を新規に承諾した（図 14-2）（2013 年度は 9,857 億円）。ディスバースに関しては 8,273 億円に達し、このうちプロジェクトベースの借款での実績は 7,093 億円と過去最高となった。また、ディスバース額全体でも 2014 年度は、好調だった 2013 年度実績より更に 10.4%増加し、ミャンマー「社会経済開発支援借款」（1,989 億円）の貸付があった 2012 年度を除けば、1998 年度（9,031 億円）、1991 年度（8,999 億円）に次いで過去 3 番目に高い実績となっている。
- 地域別では、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）における公約を受けた支援の拡充により、アフリカ地域への地域別シェアは 7.8%に増加した（2013 年度の同シェアは 6.2%⁶）。さらに北米・中南米地域も 7.4%と 2013 年度の 1.2%よりシェアが拡大し、円借款対象国の分散化傾向がみられる。



⁶ 2013 年度業務実績報告書

図 14-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合（暫定値）

指標 14-4 円借款の迅速化

- 機構は、日本政府との間で円借款要請から借款契約調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し、その達成状況を外務省がウェブサイト上で公表している。2014 年度も進捗状況表等を用いた円借款承諾計画の日本政府への適時の共有、個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適宜、適切な情報共有等を通じ、迅速な承諾が実現するよう取り組んだ。この結果、2014 年度承諾案件の 9 か月目標の達成率は 51.1%（47 件中 24 件）となった（表 14-1）（2007-2013 年度の平均は、48.9%）。

表 14-1 標準処理期間の達成状況

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
42.4%	33.3%	48.4%	54.1%	54.5%（※）	40.0%	68.5%	51.1%

※東日本大震災を受け、供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。

- 迅速化の具体的な事例は以下のとおり。
 - **スリランカ**：日本の技術導入を前提にした「地上テレビ放送デジタル化事業」は協力準備調査段階から機構が支援し、9 月に L/A を調印した（起算点から 4 か月以内）。
 - **セクター・プロジェクト・ローンによる迅速化**：ウズベキスタンでは 11 月に「電力セクター・プロジェクト・ローン」の E/N 締結と第 1 号案件の「トゥラク
ルガン火力発電所建設事業」の L/A を調印し（起算点から 5 か月以内）、続いて第 2 号案件「電力セクター能力強化ローン」も 2015 年 1 月に L/A 調印した（起

算点から8か月以内)。セクター・プロジェクト・ローンは個別案件の実施手続きを大幅に削減できることから、残りの案件についても同枠組みの中で適宜適切なタイミングでL/Aを調印する予定。

- **ウクライナ**：経済危機に直面しているウクライナに対し、日本政府が2014年3月にG7首脳会談において支援パッケージを表明した。同パッケージの一つ「経済改革開発政策借款」について世界銀行と迅速に協調することで7月にL/Aを調印した（起算点から4か月以内）。
- **ナイジェリア**：ゲイツ財団、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）等多様な開発パートナーと連携した「ポリオ撲滅事業」は過去のパキスタンでの類似の取組を参考に5月にL/Aを調印した（起算点から6か月以内）。
- **国際開発協会（IDA）**：初のIDA向け貸付となった「IDA第17次増資のための借款」はこれまでの日本とIDAの密接な関係の下、日本政府と一体で協議を重ね、7月にL/Aを調印した（起算点から4か月以内）。

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力を開発途上国や本邦企業にとってより魅力的となるよう様々な改善を行った。主な取組内容、結果は以下のとおり。

- **セクター・プロジェクト・ローンの本格活用**：同一セクター等の複数の個別案件に対して、一つのE/Nで包括的に円借款を供与する仕組みを検討・導入した。複数案件を並行的・連続的に取り扱うことによる事業実施の迅速化・効率化のほか、中期的に複数案件に対して円借款を供与する方針を明確化することで予見可能性を高め、借入国による事業の安定的な実施を図った。ウズベキスタン「電力セクター・プロジェクト・ローン」（11月E/N締結（868億円））等に適用した。
- **変動金利適用案件の承諾、供与条件の改訂**：円借款の魅力を高めるため、所得階層が低所得国以上である借入国向けの変動金利制度を導入していたが、2014年度に初めて、変動金利採用案件を承諾した（パキスタン1件、ウズベキスタン1件）。また、供与条件の改訂の際に、特に所得階層の高い国々において変動金利が固定金利に比して譲許的になるよう設定するとともに、国際金融機関の供与条件や外債発行による借入国の資金調達条件と比較し競争力をもつ水準とし、もって借入国の利便性を高めた（トルコ1件（プレッジ済みなるも未承諾））。
- **PPPによるインフラ整備への円借款の活用**：開発途上国におけるPPPインフラ整備を促進すべく、①開発途上国政府・国営企業等が実施するPPPインフラ事業に対して、特別目的会社（SPC）が期待する収益性確保のため、途上国側がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するViability Gap Funding円借款、②開発途上国政府・国営企業等が実施する電力・水・交通等のPPPインフラ事業に対して、途上国の公共事業を担う特別目的会社に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するEquity Back Finance円借款、の2点について制度の詳細設計を行った。さらに、PPPインフラ信用補完スタンドバイ借款として、民間事業者とオフテイク間の長期契約に対する借入国政府による履行保証サポートや、オフテイクへの短期の流動性供給を行う制度を新たに検討・導入した。これらの制度を導入することで、PPPを活用したインフラ案件の支援メニューを包括的に整備した。
- **現地通貨建て海外投融資の導入**：海外投融資による支援が想定されるインフラ案件においては、事業収入はドル建て又は現地通貨建ての場合が大半であるが、機構による融資通貨は円のみであったため、為替リスクは借入人である民間企業等が負担していた。借入人の為替リスクを低減し、日本企業の海外でのインフラプロジェクト進出支援に向けた海外投融資の戦略的な活用のため、現地通貨建て海外投融資を導入した。現在、適用可能な案件の形成を行っている。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- 事業部と審査部が連携し、与信先の信用力審査を適切に実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に係る意思決定を行った。

- 機構内の金融リテラシー向上に向けた研修として、プロジェクトファイナンス研修（計 2 回、延べ約 100 名参加）、財務分析研修（計 2 回、延べ約 40 名参加）を実施した。また、機構内の経済知識向上のため、マクロ経済研修（計 2 回、延べ約 50 名参加）、ファイナンシャルプログラミング・債務持続性分析研修（延べ約 20 名参加）、IMF セミナー（計 2 回、延べ約 100 名参加）を実施した。

指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

- 2014 年度は、50 件以上の外部向けセミナー及び 100 件以上の外部との面談を通じ、民間企業の有するニーズの把握、及び有望な海外投融資案件の発掘に努めた。
- 新規に 2 件 21 億円の新規案件の調印・出資に至った。具体的には以下のとおり。
 - 「中南米省エネ・再生可能エネルギー事業」では、中南米における省エネ事業や再生可能エネルギー事業を投資対象とする米国のファンドに 1,000 万ドルを出資した。本事業では、日本企業の有する耐久性及びエネルギー効率の高い技術（太陽光パネル、空調施設等）の利用がショーウィンドー効果となって、当該地域での日本の技術を活用した省エネ・再生可能エネルギーの利用拡大、ひいては気候変動対策の一層の促進につながることを期待される。
 - 「ミャンマー国ティラワ経済特別区（Class A 区域）開発事業」では、4 月に合弁事業契約（出資）を署名した。本事業は、ミャンマーのヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区において、工業団地開発・販売・運営を行うもの。ミャンマーの重要課題である製造業の振興や雇用創出を支援するとともに、成長の潜在力が高く日本企業の関心が高いミャンマーにおいて、活動拠点を整備することにより日本企業の国際展開に資するものである。また、海外投融資事業では事業実施のために設立された MJ ティラワ・デベロップメント社（Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.）に出資する一方、関連法制度整備、法制度運用、周辺インフラ整備については、技術協力、円借款、無償資金協力の ODA 各援助手法を動員するモデル的な事業となっている。
- 海外投融資におけるリスクシェアリングによる信用リスク軽減及びプロジェクトファイナンス案件の融資審査に関するノウハウ吸収を目的に、国際金融機関との連携（含む協調融資の可能性検討）を念頭に意見交換等を実施した。
- 海外投融資業務特有の審査のポイントを踏まえた技術審査体制やファンド案件管理の観点を盛り込んだ案件監理マニュアルを関係部間で整備・強化した。

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

- 外務省の国際協力重点方針を推進するための無償資金協力事業を実施した結果、2014 年度の贈与契約（G/A）締結件数は 159 件、締結額の実績は 1,112 億円（2013 年度 1,158 億円）となった。具体的には、アジア・大洋州地域におけるインフラシステム輸出に資する事業や、ミャンマーの民主化・国民和解に資する事業、TICAD V のフォローアップとしての事業をはじめ、MDGs 達成や防災主流化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）等の分野において事業を実施した。
- 結果として、地域別では、アジア地域（51.1%）とアフリカ地域（39.3%）で全体の 9 割を占める傾向となった。また、分野別では、道路や港湾、上下水道の建設などの公共・公益事業（53.8%）を中心に、病院建設などの保健・医療分野（12.1%）、学校建設などの人的資源分野（10.9%）、灌漑施設建設などの農林水産分野（10.1%）等の分野が多かった。

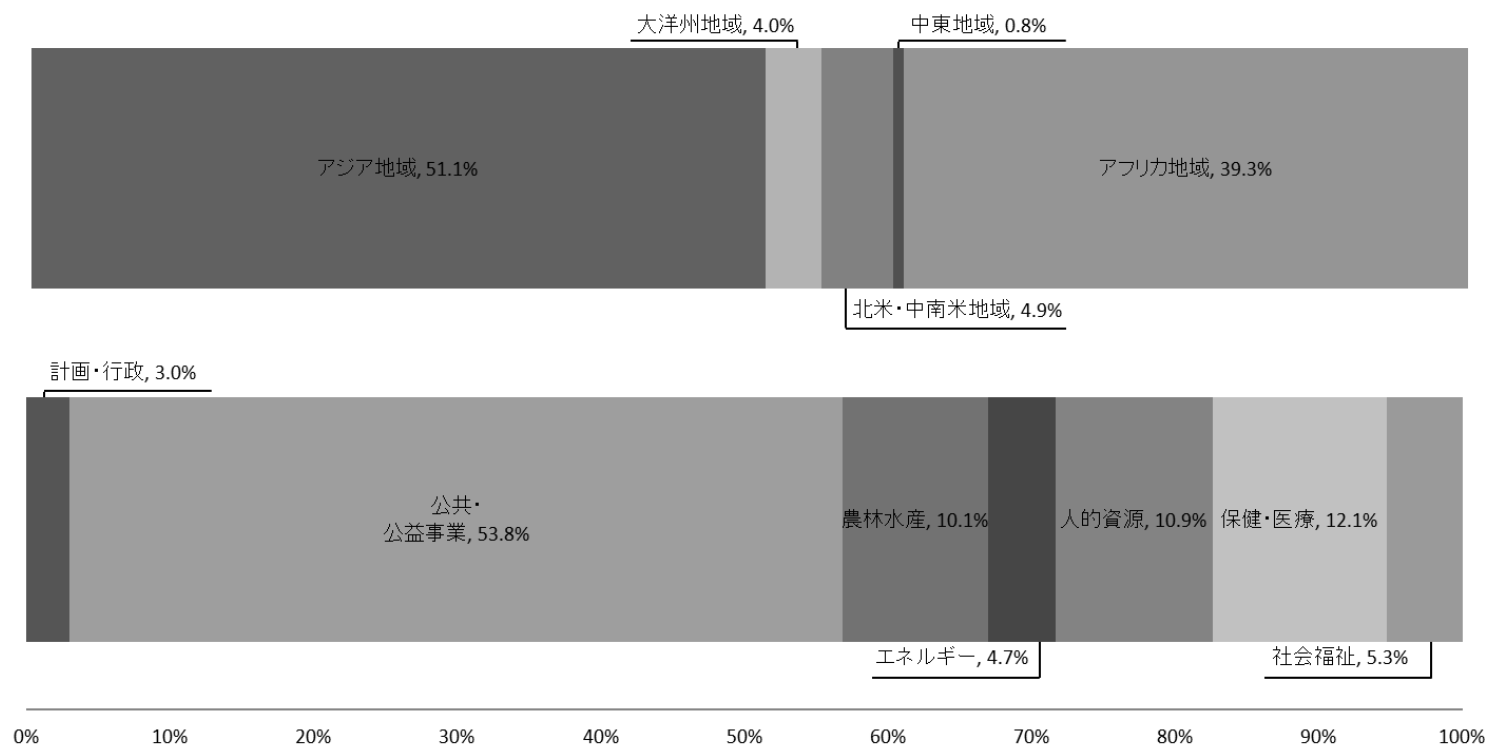


図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業（G/A の年度供与限度額）

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

日本政府の政策を踏まえ、開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な事業となるよう、無償資金協力事業全般の包括的改善に向けた様々な取組を推進した。主な取組内容、結果は以下のとおり。

- **サブスキームの見直し**：2013 年度行政事業レビューにおける提言を踏まえて、無償資金協力のサブスキームが見直されたことを踏まえ、これまで以上に個々のニーズに柔軟に対応した案件形成や予算管理を行うこととした。
- **贈与契約（G/A）の整理統合**：サブスキーム見直しに伴い、これまで約 20 種類あった贈与契約（G/A）ひな形を約 5 種類に整理統合した。また、無償資金協力事業の事務の適正化・合理化の観点から、法的観点を踏まえた権利・義務関係の明確化や、横断的に適用されるべき事項の基本約定としての導入を含む G/A 雛形の更なる改善に向けた検討を行い、2015 年度からの適用を予定している。
- **予備的経費の適用拡大**：予備的経費を試行的に適用した案件を対象に 2013 年度に機構が実施した評価の結果、応札者数の増加や、落札率の低下など一定の有効性が認められたことを踏まえ、予備的経費の適用拡大に係る日本政府との調整を行い、2015 年 4 月から原則すべての施設建設案件に対して予備的経費を計上すべく制度設計を行った。これにより、企業にとってのリスク軽減、また無償資金協力案件の円滑な実施に資することが期待される。
- **維持管理を含めた無償資金協力の試行導入**：「インフラシステム輸出戦略（平成 26 年度改訂版）」において、「医療・保健機材を供与する無償資金協力において

は、供与した機材の有効活用や我が国企業の国際展開促進の観点から、維持管理サービスやスペアパーツ等も対象として供与する」とされたことを踏まえ、無償資金協力の対象範囲に、新たに保守メンテナンス契約（メーカー保証の範囲（瑕疵担保責任）に加え、定期点検、保守及び整備を含む。）を含めた運用を定め、一部の保健医療分野の事業にて試行を開始した。

- **品質確保強化への取組**：道路建設案件などの協力準備調査において、自然条件・社会経済条件に関する調査の精度をより向上させるため、調査を実施するコンサルタントに対する業務指示内容の改訂・見直しを行った。また、実施監理段階における関係者のコミュニケーションを強化し、工事品質の確保を強化するとともに、実施上の阻害要因の解消を円滑に図るため、先方実施機関・コンサルタント・施工業者及び機構による工事品質管理会議を新たに 2015 年度から導入することとした。
- **不正腐敗防止、安全対策強化**：不正腐敗防止を強化する観点から、無償資金協力調達ガイドラインに基づいてコンプライアンスを遵守する旨の宣誓書の提出をコンサルタント及び施工業者に求めることとした。また、工事中の安全対策強化の観点から、安全管理プラン及び安全施工プランの作成を新たに施工業者に求めることとした。
- **自治体の知見の活用**：地方自治体の技術・ノウハウを直接的に無償資金協力事業に反映できるようにするため、無償資金協力事業の発掘・形成、協力準備調査、無償資金協力の本体事業に、地方自治体が参画できる枠組みを構築した。具体的な事例としては、ベトナム「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」では、北九州市が国内特許を有する技術（上向流式生物接触ろ過法（U-BCF））を、ハイフォン市最大規模の浄水場に適用する無償資金協力事業を北九州市とともに形成した。
- **PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用**：開発途上国における PPP によるインフラ整備を促進すべく、施設建設から運営・維持管理を含めて民間企業が実施する公益事業に関連した施設・機材を対象とした無償資金協力の運用方法を検討した。
- **無償資金協力開発課題別の標準指標例**：事業の PDCA サイクルを強化するために作成された「無償資金協力開発課題別の標準指標例」について、指標 19-2 参照。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も 3 スキームの革新的な活用を通じ、対象国・対象地域がそれぞれ有する課題解決につながるような、きめの細かい案件を形成・実施するだけでなく、事業の効果向上をさらに目指すことが期待される。また、技術協力を通じて得られた知見や教訓を政策対話、制度構築に生かす取組、開発パートナーとの協調においても主導的な役割を一層発揮することを期待する。ただし、円借款の迅速化に当たっては、案件の質の維持にも配慮することが必要。加えて、民間企業との連携の具体的な成果や、外貨返済型円借款の更なる活用について期待したい。

<対応>

開発課題の解決につながるような 3 援手法の革新的活用の主な取組として、技術協力については JICA 共同政策研究の開始、有償資金協力についてはセクター・プロジェクト・ローンの本格活用や現地通貨建て海外投融資の導入、無償資金協力については予備的経費の適用拡大や地方自治体と連携した案件形成・計画策定の仕組みの導入等を実施した。技術協力で得られた知見や教訓を政策対話にいかした取組としては、技術協力プロジェクトを通じインドネシアの PPP 事業形成を制度構築・人材育成の観点から支援した例が挙げられる。また、防災やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に関しては、技術協力で得られた知見や教訓を、開発パートナーとの協調における主動的な役割の発揮にいかした（指標 6-3 参照）。円借款の迅速化（要請から借款契約調印までの標準処理期間の迅速化）と案件の質の確保の両立のため、要請前の段階において候補案件の質を高める努力が必要であり、今後数年間の支援計画を反映した事業計画作業用ペーパーを基に、計画的

な協力準備調査を適切なタイミングで実施した。民間企業との連携の具体的成果については、ミャンマー国ティラワ経済特別区（Special Economic Zone：SEZ）開発事業に対する支援が挙げられる（その他実績については、項目 No. 2、8、9 等参照）。外貨返済型円借款の活用については、制度導入と併せて策定した Conversion Guideline 等も活用しつつ、途上国側に働きかけた結果、複数の円借款案件で適用された（例：ナイジェリア「ポリオ撲滅事業」、エルサルバドル「サンミゲル市バイパス建設事業」、パラグアイ「東部輸出回廊整備事業」）。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発効果の向上及び日本政府の政策への機動的対応に向けて、優良な案件を形成、実施した。総合的な開発計画作成や基準・制度構築等の上流からの支援、無償資金協力や円借款による事業の展開に即して人材育成や本邦技術を組み合わせた協力を行った。各事業について、以下の新たな取組、制度改善を行った。

技術協力については、開発途上国の新たな政策課題に対応するため大学・研究機関との共同研究事業を立ち上げるとともに、日本政府の政策に基づき DAC リスト卒業国や卒業移行国との協力を強化するため、コストシェア技術協力の本格実施に向けた制度設計を完了した。課題別研修についても、分野課題検討会等により、協力プログラムや日本政府の政策に沿ったコースを立ち上げる一方で、既存コースの見直しにより、コース総数を 1 割削減した。また、帰国研修員同窓会の活性化に取り組んだ。

有償資金協力については、日本政府の政策に基づき、迅速化や借入国の予見性向上のためのセクター・プロジェクト・ローンの本格活用、PPP によるインフラ整備に円借款を活用するための包括的な支援メニューの整備、借入人の為替リスクを低減するための現地通貨建て海外投融資の導入等の制度改善を行った。海外投融資についても、気候変動対策としても重要な中南米省エネ・再生可能エネルギー事業、官民連携の象徴的事業であるミャンマーのティラワ経済特別区開発事業という、モデル性のある二つの事業への出資を実現した。

無償資金協力については、案件の形成・計画段階に地方自治体が参画する仕組みを導入し、受注企業のリスク軽減に資する予備的経費の適用を拡大した。また、「インフラシステム輸出戦略（平成 26 年度改訂版）」を踏まえて、保健医療分野で維持管理サービスを含めた案件を試行導入するとともに、2013 年度行政事業レビューの提言を反映してサブスキームの見直しを行った。一方で、実施監理段階における関係者のコミュニケーション強化策の決定等、工事の品質確保に向けた取組も着実に進めた。

以上を踏まえ、機構の中核的事業スキームである技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業において、日本政府の政策や行政事業レビュー等の指摘を踏まえつつ、機構の能動的な創意工夫により多様な制度改善や新手法の導入に取り組んだことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

- ・ 技術協力においては、業務改善推進委員会での取組に基づくプログラムの強化や業務軽量化等の定着をさらに図るとともに新たな制度改善にも注力する。有償資金協力においては、STEP 及びその詳細設計等に係る制度改善や迅速化の取組を進める。無償資金協力においては、一層の事務の適正化・合理化のため、贈与契約の雛形を改善し適用するなどの改善を図る。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

技術協力においては、「日本再興戦略」、「インフラシステム輸出戦略」、「開発協力大綱」等の政策を踏まえ、無償資金協力や円借款による施設・機材整備等に技術協力による人材育成や本邦技術を組み合わせた事業を展開した。また、開発途上国が直面する新たな政策課題への対応を強化するため、開発途上国及び日本の大学・研究機関との共同研究事業が開始されたほか、DAC リスト卒業国との協力を強化するためのコストシェア技術協力の制度設計の完了等の成果があった。研修事業の戦略的強化として、要請の多いコースへの集約化、課題 5 部を中心とした重点政策及び協力プログラムに沿った改廃を行い、より柔軟に研修事業を活用できる体制を整えたことは評価に値する。

有償資金協力については、円借款の迅速化に引き続き取り組み、47 件中 24 件（51.1%）において借款契約までに要した時間を 9 ヶ月以内とし、2007 年から 2013 年度の平均 48.9%を上回る水準を達成した。また、新手法の導入及び制度改善を進め、事業実施の迅速化・効率化及び予見性の向上に繋がるセクター・プロジェクト・ローンを検討・導入し、ウズベキスタンの案件に適用した。また、パキスタンとウズベキスタンでは変動金利採用案件を承諾した。海外投融資事業では、新たな現地通貨建て制度の導入に向けた調整を進めたほか、有望な案件発掘に努めたところ、中南米の省エネ・再生可能エネルギー事業、ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業という 2 件の重要案件へ調印・出資に至った。

無償資金協力においても、2013 年度行政事業レビューにおける提言を踏まえて無償資金協力サブスキームが見直されたことに伴い、約 20 種類あった贈与契約ひな形を 5 種類に整理統合し、事務の合理化を図った。さらに、試行実施の分析を行い、2015 年度から原則全ての案件に予備的経費が適用されるよう制度設計を行ったことは優れた成果である。

以上により、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

今後も 3 スキームの制度改善を適切に行い、我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ等を踏まえ、外交的効果の高い案件の形成・実施とともに各スキームの戦略的かつ有機的な連携に取り組むことを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

- ・技術協力に関しては、案件終了後も相手国内で効果が継続するよう相手国の政策・制度構築にも関与することが重要である。
- ・コストシェア技術協力は、中進国や DAC リスト以外の国々への支援、また外部資源の動員という意味でも、非常に重要と考える。今後、機構が強みをもつ分野において、外部機関（例えば、ドイツ財団や国際機関）からの事業受託を検討してはどうか。
- ・第三国研修を含めた研修事業は、日本のブランド力、ナレッジマネジメントとの関係も念頭において、戦略的強化に引き続き取り組んでほしい。また、同事業は、国内拠点における民間連携のエントリーポイントとしても重要である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 15	災害援助等協力		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針 日・ASEAN 防災協力強化パッケージ	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政 事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5			予算額（千円）			(注)		
緊急援助物資供与件数			17	16	23			決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数	6	7	7		

(注) 項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。
中期計画 (第一段落は、中期目標と同内容のため省略) 具体的には、 大規模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。

- 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。
- 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。

年度計画

- 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。
- 医療チームについては、能力の維持・向上のための研修を着実に実施するとともに、手術機能付派遣の具体的な整備を行う。また、医療情報分析及び発信を効率化・迅速化するために、電子カルテの導入に向けた準備を行う。救助チームについては、災害援助に関する国際的な認定レベルの再認定を受ける準備を行い、同プロセスを通じて派遣体制及び各研修・訓練の質の向上を図る。物資供与に関しては、これまでのオペレーションにおいて把握した課題を整理・分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の最適化を図る。
- 平時には捜索・救助や災害医療に関する国際連携枠組に積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な連携・調整を図る。また、災害多発国等に対する、当該国の災害対応力を高めるための支援策を検討する。

主な評価指標

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

3-2. 主要な業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- 国際緊急援助隊派遣：**2014年度は、4件の災害に対し5件の緊急援助隊派遣を行った（2013年度は災害2件、派遣8件）。内訳は、西アフリカにおけるエボラ出血熱対応2件（専門家チーム1件、専門家チーム・自衛隊部隊合同1件）、モルディブ水産施設火災対応のための専門家チーム1件、インドネシアにおける航空機消息不明事案対応のための専門家チーム・自衛隊部隊合同1件、バヌアツのサイクロン被害対応のための医療チーム1件であった。自然災害に加え、派遣実績の少ない感染症、航空機墜落・行方不明といった人災等、例年に比べ幅広い災害に対応した。また、国際緊急援助隊の専門家チームと自衛隊部隊の連携が進み、合同派遣を2件行った。本隊派遣前の調査段階での合同チーム派遣を行うなど初動からの協力を進めつつ、日本の総合力をいかした効果的な援助活動を実施することができた。
- 緊急援助物資供与：**計23件の供与を行った（2013年度は16件）。うち7件を西アフリカのエボラ出血熱に対する物資供与（下記2.参照）が占め、大量の個人防護具の輸送など特殊且つ複雑な物資供与にも適切に対応した。このほか、近年発生頻度が高くなる傾向にある洪水やサイクロン等の風水害に加え、火山噴火（カーボヴェルデ）、地滑り（アフガニスタン）など、多様な災害被害に対し物資を供与した。地域別では、アジア4件、大洋州2件、アフリカ11件、東欧4件、中南米2件と、ほぼ世界全域の災害に対応した。

2. エボラ出血熱への対応

(1) 物資供与

- 世界保健機関（WHO）による「国際的な公衆衛生上の緊急事態」宣言（8月）の後、9月にかけて、ニーズはあるも国際社会より見過ごされがちなテント、毛布、プラスチックシート等の緊急援助物資 8,900 万円相当を感染拡大国に供与した（シエラレオネ（2,900 万円相当）、リベリア（3,000 万円相当）、ギニア（3,000 万円相当））。
- 感染国における医療従事者の医療活動等に必要不可欠な个人防护具について、東京都より提供された 72 万セットのリベリア、シエラレオネ、ギニア、マリへの供与に貢献した。機構単独での活動が難しい状況の下、感染国での確実な輸送や現地配布のため、WHO、国連エボラ緊急対応ミッション（UNMEER: UN Mission for Ebola Emergency Response）、自衛隊、外務省の緊急無償資金協力事業との連携により供与を実現した。具体的な支援実績は以下のとおり。
 - 10月、WHOを通じ現地医療機関へ配布すべく、先行して2万セットをリベリア、シエラレオネに民間機にて輸送した。
 - 12月には、更に2万セットをUNMEERを通じて感染拡大国に供与すべく、自衛隊機により、国際社会による支援の拠点でありUNMEER本部が設けられているアクラ（ガーナ）に輸送した。なお、これに先行して外務省、防衛省とともに国際緊急援助隊をアクラに派遣し、輸送される个人防护具の受入調整等を行うとともに、WHO、UNMEER、WFP等の国際機関、米国、英国等の二国間機関と意見交換を行い、国際社会における日本の支援を印象付けるよう努めた。
 - 残る68万セットは、12月中にドバイに民間機で輸送し、WHO指定のWFP所管倉庫への引き渡しを完了した。ドバイから感染国への輸送については、WHOが外務省の緊急無償資金協力を活用して2015年5月に終了済みであり、感染国到着済の个人防护具は、WHOと協力しつつ病院等への配布が進められている。
 - その他、定期的な世界銀行や国連などとの電話会議においても資金面以外の貢献の可視化など、実務的な提言等を含めて発信した。

(2) 人的支援

- WHO の地球規模感染症対応ネットワーク（GOARN）や WHO 西太平洋事務局のエボラ支援フレームワーク（WEST）に登録された疫学等専門家を、国際緊急援助隊専門家としてリベリア、シエラレオネに派遣した（2015 年 5 月時点で 16 名。派遣期間は 1-3 か月）。これら専門家は、WHO のミッションに参加する形で疫学調査、感染経路追跡、感染防止指導などに従事し、エボラ出血熱収束に向け貢献している。また、労働安全衛生専門家の活動は医療従事者の感染を防ぐ上で大きく貢献し、現地で支援に当たる国際社会人員の高い評価を得た。

(3) シームレスな支援策実施への取組

- 西アフリカのエボラ出血熱対応では、長期にわたる短期専門家派遣の継続が見込まれたため、専門家と本邦関係者等をつなぐメーリングリストを立ち上げた結果、専門家の活動や安全管理に関する情報の把握や専門家同士の情報共有が促進された。
- 収集した情報は、機構内に設置したエボラ出血熱対策本部にて随時更新・共有を行い、各事業部における既存案件を通じた流行国の周辺国におけるエボラ出血熱流行への速やかな準備体制の強化に向けたシームレスな支援実施の実現に貢献した（指標 1-1、指標 5-1 参照）。

3. バヌアツのサイクロン被害への対応

第3回国連防災世界会議開催中の2015年3月13日の夜、大型のサイクロン・パムがバヌアツの首都ポートビラ付近を通過し、人口約25万人のうち約17万人が被災する大災害となった。機構は、3月17日、医療チーム（計14名）を派遣し、ポートビラの中央病院での病棟回診、手術指導・補助、看護支援、薬品の調剤等の活動を実

施した。また、大小83もの島々から成る小島嶼国という特性に鑑み、離島部に配慮した支援を行い、北部の離島ペンテコスト島で、保健所計9か所、小学校1か所の巡回診療を実施した。瓦礫処理作業が主な原因とみられる筋骨格系、呼吸器系、消化器系疾患患者の診療等の医療活動を行った。ポートビラ、ペンテコスト島を合わせた診療患者数は、計833名（うち巡回診療は244名）に上った。さらに、医療チーム派遣と並行し、テント、スリーピングパッド等2,000万円相当の物資供与も実施した。具体的な支援実績は以下のとおり。

- 機構は、3月11日に大型サイクロン情報を入手し、その後継続的にモニタリングすると共に、同日に発出された国連人道問題調整事務所（OCHA:Office for Coordination of Humanitarian Affairs）のアラートを受け、3月14日より国連災害評価調整（UNDAC:United Nations Disaster Assessment and Coordination）チームに、国際緊急援助隊事務局関係者を派遣した。さらに、3月16日に外務省、医師、看護師、機構職員からなる6名の調査チームを派遣し、事前の情報収集を迅速に実施した（調査チームは、その後3月17日より派遣された医療チームに振り替えた）。国内輸送手段が限定的な小島嶼国という特性に加え、これら事前の現地情報を勘案し、機動性及び被災者の医療アクセスを考慮した少人数での巡回診療の展開を前提に、柔軟に派遣規模を決定した。また、現地での巡回診療については、2013年フィリピン台風被害への支援における巡回診療の教訓を活かし、現地ニーズを反映しつつ、効果的に活動を展開することが出来た。
- 今次災害への二国間支援では、オーストラリア、ニュージーランド、フランス以外で、日本はアジア諸国の中でいち早く活動を展開し、第7回太平洋・島サミットでの総理とジョー・ナトゥマン首相の会談の場で、日本政府の支援に対し謝意が表明された。なお、日本は巡回診療機材を有し機動的な展開を行えるチームであったこともあり、首都における病院支援での調剤等や、ペンテコスト島からポートビラまでの日本チームの人員輸送に際し、大規模な活動を展開したオーストラリアより支援を得た。
- また、フィリピンヨランダ台風災害支援時の教訓の教訓を基に、緊急援助隊受け入れ業務及び物資供与対応のための応援要員を緊急援助隊業務調整員として機構から派遣したことにより、支所の負担軽減だけでなく、今後の早期復興への円滑な案件形成にも資するものとなった。さらに、同じくフィリピン派遣の教訓をもとに、報道担当を専任で派遣し、現地からの発信強化に向け、報道対応を効果的に行った。

4. 迅速な情報収集、情報共有

- UNDAC チームへの参加や独自の事前調査を通じ、緊急援助隊の派遣にはつながらなかった案件（フィリピン台風ハグピート、バングラデシュの油流出事故等）も含め、国際緊急援助隊派遣に備えた迅速な情報収集を行った。バヌアツのサイクロン被害への対応では、現地情報が交錯する中、UNDAC チームに参加した機構の要員からの情報も参考にチーム構成を決定し、現地事情に即した効果的な援助活動につながった。
- 災害への迅速かつ能動的な対応のため、Relief Web 等の国際的な災害情報サイトや被災国の報道機関等による最新情報の整理、特に注意を要する災害に関する情報シートの作成を行い、役員・関係部署への報告や海外拠点との情報交換等に積極的に活用した。

5. 広報活動

- **バヌアツのサイクロン被害支援に関する広報：**専任の報道担当を緊急援助隊員として派遣し、現地の被害状況やニーズ、緊急援助隊の活動や成果について、メディア関係者や一般市民等、様々な方々の関心に応えられるような情報発信に努めた。報道メディア向けには、タイムリーなプレスリリース（日本語8回、英文5回）の発信を行う他、現地での日々の活動内容に関する詳細情報や記録素材（写真・動画）を提供した。その結果、出発時の結団式から現地活動中、物資の引き渡し式や帰国時の解団式に至る、様々なシーンで取材を受け（延べ17社）、「国際緊急援助隊」や「JICA」に言及した報道は110件を超えた。
- **阪神・淡路大震災20周年、第3回国連防災世界会議の機会を捉えた発信：**兵庫県主催の阪神・淡路大震災20周年追悼イベント、第3回国連防災世界会議（仙台市）の屋外展示イベントでは、緊急援助隊派遣時のテントを設置し機材・パネル展示、ビデオ上映を行った。また、アジア太平洋災害医学会（APCDM）、日本

集団災害医学会でも広報用ブースを設け、リーフレット配布やビデオ上映等を行った。国連防災世界会議におけるパブリックフォーラムや APCDM では、国際緊急援助隊事務局の関係者が登壇し、プレゼンテーションを行った。

- **市民向け広報**：機構の国内拠点が企画する市民向けイベントにおいて、国際緊急援助隊に関するパネルや資機材の展示を行った。例えば、JICA 地球ひろばで開催した夏休み子どもイベント「それいけ！国際緊急援助隊」には、国際緊急援助隊事務局員が講師となって説明を行った。他方、兵庫県広域防災センターでの救助チームの訓練（地震で倒壊した建物に閉じ込められた被災者の救出）を一般公開により行った。
- **広報ツールの改善**：国際緊急援助ウェブサイトのアピール度向上のため、機構ウェブサイトトップページからの直接リンクやデザイン刷新等を行った。また、広報用リーフレット（日本語、英語）を改訂した。

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

1. 救助チームの「ヘビー級」再認定に向けた取組

- **「ヘビー級」の再認定**：救助チームは、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG:International Search and Rescue Advisory group）による国際的な認定の再認定を受検し、最高分類のヘビー級と再認定された。ヘビー級のチームは、二つの災害現場において同時に 24 時間 10 日間連続の搜索救助活動が継続できる能力の高いチームとされており、今回の認定では、実際の災害派遣に即した連続 40 時間を超える演習をはじめ、130 以上にわたる項目について、海外 5 カ国 6 名の評価員による評価を受けた。特に、他国の救助チームへの模範例として、複数の省庁から構成される隊員を短時間かつ迅速に動員できるシステム、包括的情報を網羅した派遣前ブリーフィングの実施、医療テント内を清潔度により区分した運営手法、救助された被災者のための医療設備の適切な設置等について、他国救助チームへの模範となる優れた取組であるとの高い評価を得た。
- **再認定に向けた貢献**：今回の受検に当たり、機構のほか、外務省、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、機構に登録された医療関係者及び構造評価専門家から選ばれた 70 名による救助チームが構成された。機構は救助チームの構成員（副団長及び業務調整員）であること、派遣時のロジスティック機能を担うこと、INSARAG のフォーカルポイントであること、国際緊急援助隊に関する研修・訓練の実施者であることから、受検に際し以下の業務を行った。
 - 再認定に使用される最新の INSARAG のチェックリストとチームの現況を比較し、またオーストラリアよりメンターを招き、改善すべき課題を特定した。
 - これら課題について、必要に応じ関係省庁と調整し、改善を行った。例えば、隊員が必要な予防接種や隊員の訓練記録の統一などを提案し、実現した。また、機構内でも、派遣プロセスの再精査、資機材の輸送管理体制の見直し、必要書類の再整理等を行った。
 - 研修・訓練についても、チェックリストに照らして見直した。例えば、安全管理や異文化理解等の教材を作成し講義を実施したり、新たな実技項目を導入し指導員・隊員に普及したりするなどの改善を図った。
- **今後の課題**：評定の際、評価員からは以下のような指摘を受けており、今後改善を図る。
 - 活動拠点の安全管理計画の改善
 - 活動拠点における安全テープ設置による外部との境界の明確化
 - 現地活動調整センター及び現地受入れ・出発センター間の情報共有の強化
 - 救助チームの安全を最大限確保するための構造物安定化技術訓練の強化

2. 国際緊急援助隊の迅速かつ的確な派遣のための平時の取組

- **羽田空港活用の検討**：従来、緊急援助隊のチャーター便派遣は成田空港出発を前提としており、空港利用時間の制限から深夜の出発が困難であったが、関係省庁、航空会社、資機材管理委託先等と協議を重ね、羽田空港も利用できるような態勢を整備した。これにより、発災や派遣決定のタイミングにより出発が深夜となった場合でも、迅速に派遣できるようになった。
- **救助チーム携行資機材のパレタイズ**：従来は、携行資機材を種類ごとに倉庫に備蓄し、派遣の際に必要な機材を出庫指示し、航空輸送に向けパレットに搭載していた。迅速かつ効率的な出庫を行う観点からこれを見直し、大部分の資機材をパレットにあらかじめ載せた状態で倉庫に保管することとした。これにより、救助チームの資機材出庫に要する標準的な時間を従来の約3時間から約30分に大幅に短縮した。
- **派遣シミュレーション**：国際緊急援助隊事務局では、緊急援助隊の派遣に備えて、架空の災害を想定し、標準手順書に基づく局内シミュレーション形式の実習を実施している。2014年度は、フィリピン台風災害支援（2013年11月）の教訓（現地からの報告時間の定時化、報告書様式の定型化、現地派遣チームの携帯電話番号表の作成等）を標準手順書に反映した上で、5月に実施した。バヌアツにおけるサイクロン被害（2015年3月）の際も、これら教訓を反映させた支援を行うとともに、従来から小規模の海外拠点で課題となっていた災害発生時の緊急援助業務や報道業務の人員補強のため、本部から支援要員を派遣した。

3. 医療チームの研修及び機能拡充

- **電子カルテの開発**：隊員の紙カルテ管理負荷の軽減並びに症状・疾病別データの的確な集計及び相手国政府・国際社会への迅速な共有を目的として、医療チーム派遣時に活用する電子カルテの開発を進めた。医療チーム登録者を中心とした電子カルテ課題検討会メンバー、機構、民間開発業者の緊密な協議の下、開発を行い、2015年3月に成果品が納入された。これにより、外来診療時の受付から診療、薬剤処方に至るまでの一連の流れが、隊員に配布されたモバイル端末を経て診療テント内に設置された簡易サーバに集積され、簡易操作で集計データを作成することが可能となった。2015年度の医療チーム登録者向けの研修により、その利用方法を周知するとともに、業者との保守契約の下で必要な修正を行い、最終化する予定である。
- **手術機能の整備**：手術に必要な追加機材の調達、実際の機材を設置する機材展開訓練を経て、10月の中級者向けの研修において手術機材を活用した模擬訓練を行った。今後は、機材展開訓練を継続して機材配置や活用方法を改良しつつ、災害時にニーズがある場合には、手術機能を備えた医療チームの派遣を行うことを想定している。
- **緊急援助隊によるパブリックヘルス支援の検討**：東日本大震災での経験やフィリピンヨランダ台風災害支援時の教訓として、災害時の保健医療システムの損壊のために感染症制御や慢性疾患管理等のニーズが高まることが確認されている。このため、パブリックヘルス分野での緊急援助隊の展開の可能性を検討すべく、医療チーム登録者及び国際緊急援助隊事務局から成る検討会を設置した（4月）。緊急援助隊が緊急対応期の医療ニーズのみならずパブリックヘルスへの支援も実施できるか否かの可能性、支援範囲の特定、保健医療システムの回復へ向けた復興支援へのつなぎ方等を検討する（2015年度末報告予定）。
- **研修の実施**：医療チーム登録希望者に対する導入研修（年2回）、既登録者向け中級研修（年3回）、研修検討会メンバーを対象としたリーダー研修（年1回）、手術機能等機材の展開を習得するための機材展開訓練（年1回）を実施した（2013年度導入研修1回、中級研修3回、リーダー研修1回、機材展開訓練1回）。

4. 支援物資の備蓄体制の最適化

- **備蓄体制の見直し**：国際的な輸送環境の変化に対応し、現行の直営倉庫（シンガポール、マイアミ、フランクフルト）のうち、主にアフリカ・中東・欧州向け物資のためのフランクフルト倉庫を閉鎖し、ドバイ倉庫を新設した（9月）。フランクフルト倉庫からの供与では、ドバイを経由して輸送を行うケースが増えてきたため、輸送に係るコストの低減や時間の短縮の効果を期待できる（2014年度は、ドバイ倉庫よりマダガスカル、アルバニアに対する物資供与計2件を実施）。他方、各倉庫への物資補充について、各倉庫所管地域の海外拠点による契約から、本部による一括契約での補充に切り替え（マイアミのみ2015年度に切替予定）、

一元的な管理や組織全体での業務効率化を図った。さらに、大洋州の島嶼国は、航空輸送の便数が少なく使用機材も小さいことから、物資供与を行う際に輸送手段の確保が大きな課題となっている。このため、あらかじめ物資を現地に備蓄する体制の検討を開始した。

- **備蓄物資の見直し**：過去の物資供与における経験、実績を踏まえて備蓄物資を見直し、真空圧縮型毛布や軽量小型テントを追加する一方で、ニーズの少ない発電機や簡易水槽を除外した。これにより、輸送コストの節約（輸送費単価当たりの輸送量の増加）及び備蓄の効率化を図った。
- **WFP 物資相互融通制度の活用**：直営倉庫と併せ、引き続き WFP が管理・運営する国連人道支援物資備蓄庫での備蓄・供与も併用し、2014 年度は 23 件中 7 件で利用した。ただし、上述の直営倉庫体制変更に合わせて、ドバイ等での備蓄は直営倉庫に集中させ、物資が足りない場合に融通を受ける方法（「シェアド・ストック」）を採用し、効率化を図っている。

5. 途上国の人材育成、災害対応能力向上に対する災害援助の知見等の活用

- 機構は、日本政府が日・ASEAN 特別首脳会議（2013 年）に表明した「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」を受けて、ASEAN 災害医療ネットワークの構築に向けた協力事業を準備している（指標 3-1 参照）。緊急援助における災害医療の知見をいかすため、国際緊急援助隊医療チームの登録者や国際緊急援助隊事務局も、下記のとおり積極的に貢献している。
 - 機構の要請により、国際緊急援助隊医療チーム登録者である医師、看護師が支援委員会に委員として参加している。また、国際緊急援助隊事務局も支援委員会に参加し、支援案件の全体計画の企画、実施に関し、国際場裏の既存枠組みとの調和の必要性について提言を行った。
 - 支援プログラム立上げのために機構とタイ国家救急医療機関が共催した ASEAN 災害医療ワークショップ（4 月）には、国際緊急援助隊事務局が準備段階から協力した。同ワークショップでは、ASEAN 各国の災害・救急医療に係る知見及び国際・地域機関の動向が参加者間で共有され、地域及び各国が取り組むべき災害・救急医療能力について意見交換が行われた。
 - 具体的な案件を立ち上げるため機構が開始した基礎情報集調査（10 月開始）には、国際緊急援助隊事務局の事務局員等が現地調査に参加し、ASEAN 加盟国の救急・災害医療の現状を把握するとともに、支援全体の枠組みに関して、各国のレベル格差を踏まえた能力向上の必要性について提言を行った。
 - 2015 年 3 月の国連防災世界会議における災害医療に関するサイドイベント（東北大学主催）では、支援対象国の各国カウンターパートを招くとともに、国際緊急援助隊事務局も災害援助体制の標準化に関する報告を行った。
- 加えて、救助チームの INSARAG 外部評価の受検（上記 1. 参照）に際し、今後受検を目指す国に対して受検のプロセスを紹介するためにアジアを中心にオブザーバーを募集し、5 か国から 11 名が参加した。派遣シミュレーション体験や日本の事例を基にした受検に必要な事項の紹介の機会を提供した。

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. エボラ出血熱対応における連携の実績：（指標 15-1 の 2. 参照）

2. 国際連携枠組みへの参加

- **OCHA との連携強化**：OCHA との間で、より効果的な災害支援を行うことを目的とし、7 月に業務連携協定を締結した。これに併せ、OCHA のトップである人道問題担当国連事務次長と機構理事長をスピーカーとするシンポジウム「開発援助と人道支援の連携による新たな可能性」を機構研究所にて開催し、在外公館や国際機関の駐日代表を含む約 100 名が参加した。シンポジウムの結果を踏まえ、OCHA との間で今後の連携具現化に関するアクションプランの作成に着手した。

- **INSARAG の活動への貢献:** INSARAG ガイドラインの全面改訂及び訓練内容検討のためのワーキンググループに参加要請があり、人道原則の遵守、ジェンダー配慮、実践的な訓練手法に関する提言等により作業に貢献した。また、各国の INSARAG 外部評価の評価員として 3 名を派遣した（2013 年度 4 名）。うち 1 件は、他国の評価員に欠員が生じ実施が危ぶまれたウクライナの外部評価に緊急対応した。
- **UNDAC の活動への貢献:** 2 件の災害（バングラデシュにおける油流出被害、バヌアツにおけるサイクロン被害）に対し、OCHA の招集に応じ、UNDAC に登録している国際緊急援助隊事務局関係者を各 1 名派遣し、被害状況調査を実施した。また、新たに国際緊急援助隊事務局から 1 名が UNDAC の研修に参加し、新規登録者となった。さらに、アジアでの UNDAC 登録者向け研修を 2015 年に日本で開催することに OCHA が合意し、受入準備を開始した。
- **国際社会の動向に関する情報収集:** WHO が主導する海外医療チームの能力別標準化や事前登録制度については、WHO がドナーや NGO を招いて開催したワーキンググループ会合（ジュネーブ）に参加し、情報収集を行った。また、東アジアサミット災害支援対応能力向上ワークショップ（5 月）では、東アジア地域における海外救援チーム派遣制度の手順標準化の進捗に関する情報を収集するとともに、日本の災害医療支援の知見を発信した。なお、同ワークショップでは救援のみならず受援の枠組みも議論されたため、日本国内の災害に対する体制整備に資するべく、収集した情報を関連省庁（内閣府、外務省、厚生労働省）にも説明した。
- **その他の情報収集:** USAID とは災害への備えや災害対応の強化のための連携や調整について意見交換を実施した。また、USAID が沖縄の米軍基地で実施した人道支援に関する USAID と米軍の共同訓練に参加し、米国が政府全体で行う人道支援、民軍連携の取組についての情報を得た。加えて、日本、米国、インドによる合同机上演習に参加するなど、複数国による効果的な支援調整が求められる大規模災害の対応に関する情報交換を積極的に行った。また、ASEAN 地域フォーラムの枠組みでマレーシアにて行われる合同演習（2015 年 5 月予定）参加に向けた準備を行った。その他、米国の NGO である PEACE WINDS AMERICA のワークショップに参加し、フィリピン台風ヨランダの災害対応支援について、特に人道支援における民軍連携のあり方について意見交換を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

今後とも 2010 年に取得した国際搜索救助諮問グループの外部評価の「ヘビー級」の再評価取得、緊急援助隊登録要員の日頃の研修・訓練や現地での安全対策（事前研修を含む）の強化、若手要員の育成、NGO 等との連携、体制の整備、国民の理解向上等を通じ、災害援助とその中長期的復興への活用について引き続き積極的な活動に期待する。

<対応>

指標 15-2 に記載の各種の取組により、ヘビー級の再認定を得た。安全対策については、従来から外務省の海外渡航情報等を基に適切な対策を講じているが、救助チームには登録隊員に対し国連の安全対策基準に準じた内容を周知した。若手要員の育成については新規登録者に対する導入研修、機構内公募による業務調整員登録や UNDAC 研修への人材派遣を行った。NGO 等との連携については、派遣現場での安全情報、支援ニーズに係る情報交換、エボラ出血熱支援における現地活動 NGO（国境なき医師団）からの情報収集、連携協議を実施した。国民の理解向上については、従来のウェブサイトでの積極的な発信や市民向けイベントの開催に加え、バヌアツのサイクロン被害支援に関しては、報道担当を専任で緊急援助隊員として派遣し数多くの報道実績につなげた。国際緊急援助隊ウェブサイトの刷新や広報イベント等を実施した。災害援助とその中長期的復興への活用への対応としては、緊急援助の段階から中長期の復興に向けた支援策を検討するためバヌアツのサイクロン被害への緊急援助隊に地域部職員を加えたこと、パブリックヘルスを緊急援助段階から復興支援段階につなぐ枠組みの検討に着手したこと、緊急援助の知見をいかして ASEAN 災害医療ネットワーク構築支援のための技術協力を準備していることが挙げられる。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：

2014 年度の成果として、救助チームが INSARAG の最上位（ヘビー級）に再認定されたことへの貢献が挙げられる。緊急援助における国際的な連携・調整の枠組みにおいては、最高分類であるヘビー級を取得した救助チームに重要度・難易度の高い救助現場が割り当てられるため、今回の再認定は、今後 5 年間の救助活動の基礎となるものである。常設の緊急援助チームを有し毎回同じチームが評価を受ける他国とは異なり、日本は災害のたびに関係省庁が隊員を選抜して救助チームを組成する体制をとっており、今回の評価のために新たに 4 省庁、外部専門家、機構の 70 名から成るチームが組成された。機構は、救助チームにおいて副団長派遣、ロジスティックス、研修・訓練等の重要な役割を担っていることから、資機材の保管や輸送体制の見直し、連携を担い得る業務調整員の育成等の内部体制整備を実施するとともに、受検の 3 年前から、INSARAG の基準に照らした課題の把握や専門的助言を得るための海外専門家の招へい等の準備を行ってきた。受検に向けて、救助チームの体制や研修訓練の企画・運営に関する改善策を提案し、体制が異なる関係省庁間と意見調整した上で実行に移すとともに、INSARAG 事務局や評価員チームとの連絡・調整、説明資料準備などを行い、受検当日も、副団長及び業務調整員等の救助チームの主要構成員（8 名）としての役割を果たした。

他方、過去に例のない新たな種類の災害の発生に対しても、創意工夫をしながら取り組んだ。エボラ出血熱への対応は、感染症の流行が急激かつ長期にわたり収束せず、機構単独では感染流行地域への直接の支援が困難であったが、WHO、UNMEER、自衛隊、外務省、東京都との連携等を通じ、長期間にわたる支援を展開した。特に个人防护具の供与においては、その効果と輸送費の極小化・効率性の両立のため、WHO、外務省との綿密な協調の下にドバイを中継地とした輸送体制を構築し、特殊かつ大量の物資（个人防护具 72 万セット）の供与を実現した。また、国際緊急援助隊専門家の派遣や国内外の関係機関とのネットワークを通じ、エボラ出血熱の最新情報を逐次集積し、メーリングリストや機構本部に設置したエボラ出血熱対策本部で随時更新・共有を行った結果、既存事業を活用した流行国及びその周辺国での具体的な支援策の検討・実施によるシームレスな支援の実現を促進した。

加えて、災害援助の知見を積極的に発信し、アジア諸国の災害対応や緊急援助のための態勢強化にも貢献した。また、チャーター便の羽田空港利用態勢の整備、電子カルテの開発、医療チームの手術機能の整備、備蓄倉庫の見直し等、オペレーションの機動性や効率性を高めるための態勢強化についても着実に実施した。

モニタリングの対象としている緊急援助隊派遣件数、緊急援助物資供与件数については、災害の発生や日本政府の派遣決定等により変動するため実績値の経年変化が法人そのものの業績を直接示すものではないものの、エボラ出血熱対応等により前年度の 16 件から 23 件と急増した緊急援助物資供与に対しては、いずれも適切に対応した。

以上を踏まえ、これまでの継続的な態勢強化の結果、援助チームが国際的な枠組みにおける最上位の再認定を得たこと、機構単独では支援が困難なエボラ出血熱への対応を多数の機関との連携等の創意工夫により実施したこと、オペレーションの機動性や効率性を高めるための態勢を強化したことから、中期計画に照らして所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

エボラ出血熱対策における教訓を踏まえ、人的貢献の強化を図るため、新規チームの立上げ、人材育成に向けた研修等の感染症対策に向けた緊急援助体制の整備に着手する。

3－5．主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

迅速かつ効果的な緊急援助の実施に努め、緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与を迅速かつ適切に行った。また、エボラ出血熱の発生にあたっては、感染症の流行が急激かつ長期にわたって収束しない状況下で、外務省、自衛隊、東京都、WHO 等との連携を通じて長期にわたる支援を展開した。疫学等の専門家派遣に加え、リベリア、シエラレオネ、ギニア、マリ向けの個人防護具 72 万セットの輸送を迅速に実施したことは評価に値する。2015 年 3 月のバヌアツのサイクロン被災に際しては、大型サイクロン発生情報を入手後から継続的に現地状況をモニタリングした結果、迅速に医療チームを派遣することが可能となった。また、派遣後には、大小 83 もの島々からなる同国の地理的特性に合わせて巡回医療という方法を採用し、効果的な救援活動を行ったことは評価できる。

緊急援助隊待機要員の能力維持・向上に関して、日頃の研修及び訓練を適切かつ効果的に実施した。また、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）の最上級の認定を受けた。機構は、資機材の保管や輸送体制の見直し、連携を担い得る業務調整員の育成等の内部体制整備などを実施し、認定に至るまでの課程において重要な役割を果たしている。さらに、電子カルテの開発及び手術機能の整備などの緊急援助隊医療チームの機能拡充、フランクフルトにあった支援物資の備蓄倉庫を閉鎖し、ドバイ倉庫を新設するなど支援物資の備蓄体制の最適化にかかる取組が進められた。

また、機構の有する災害援助に関する知見を途上国の人材育成及び災害対応能力向上に活用する取組として、ASEAN 災害医療ネットワークの構築に向けた準備も適切に進められたと認められる。

以上により、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

今後も国際社会等と連携し、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施に期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・災害援助等への協力は、人間の安全保障分野とも密接に関連しており、また日本の知見や「日本らしい」きめ細やかな支援を活かせる重要な分野であり、今後、一層、強化していくべきと考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 16	海外移住		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、海外移住審議会 最終意見書	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成目標 (2014 年度 計画値)	基準値 (2011 年度 実績値)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
海外移住者支援事業の実績（助成金交付対象団体、件数）			30 44	30 42	28 42			予算額（千円）			(注)		
日系個別研修の事業規模の縮減（コース、人数）			49 62	42 60	43 62			決算額（千円）					
移住投融资債権の回収状況（期中減）（千円）			290, 145	417, 245	340, 488			経常費用（千円）					
入植地割賦金債権の回収状況（期中減）（千円）			7, 815	6, 826	8, 070			経常利益（千円）					
海外移住資料館の来訪者数	30, 000	30, 231	36, 491	37, 553	40, 274			行政サービス実施 コスト（千円）					
学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5, 000	4, 478	4, 994	6, 803	6, 593								
海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）	113, 182	131, 598	154, 255	163, 928	192, 239			従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。

なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。

中期計画

(中期目標に同じ)

年度計画

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。また、日系社会における継承教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。
- ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収するとともに、債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。
- ③ 引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住資料館の体制整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化などの取組を行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数を 5,000 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを目指す。

指標 16-1 重点化の状況

指標 16-2 移住債権の状況

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況（定量的指標：海外移住資料館の来訪者数、学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数、海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数））

3-2. 主要な業務実績

指標 16-1 重点化の状況

2014 年度は、中期計画に基づく事業を着実に進める一方、総理の中南米訪問（7-8 月）における日本政府の日系社会支援政策の表明（日系社会青年・シニアボランティア派遣数の大幅増員、日系社会次世代育成研修の倍増、日系病院に対する支援等）を受けて、日系社会と日本の企業・地方自治体等の新たな互恵的・持続的な連携関係の構築に向けた取組を強化した。

1. 事業の重点化の状況

- ・ **移住者団体への助成金交付事業**：28 団体 42 件（2013 年度 30 団体 42 件）に対して、重点分野（高齢者福祉支援及び人材育成）の事業に助成金を交付した。これにより、全体に占める重点分野の事業件数の割合は、94.31%（2013 年度 97.6%）と高水準を維持した。

- **日系社会ボランティア派遣**：高齢者福祉、日本語教師等の分野で73名を派遣（2013年度55名）した。さらに、総理の中南米歴訪時に表明された日系社会ボランティアの約100名の派遣増員に向けて、ブラジルに調査団を派遣し、日系社会青年ボランティアの案件形成を行った。
- **日系社会次世代育成研修**：総理の中南米歴訪時に表明された日系社会次世代育成研修の100名への倍増に向けて、大学生招へいプログラムを策定した。ブラジルを含む中南米9か国を対象に本プログラム研修員の募集・選考を行い、2015年度に20名の研修員を受け入れる予定。
- **日系個別研修**：保健・福祉分野を中心に43コースを実施し、研修員62名を受け入れた（2013年度42コース60名）。経費総額は、長期コース数の削減等により、前年度比約2,000万円縮減した（2014年度約1億3,700万円、2013年度約1億5,800万円）。他方、日系社会と日本の企業の互恵的連携関係の構築や民間連携支援のため、日本企業と連携して、「企業法務Ⅰ、Ⅱ」（2コース）を実施し、日系社会現地法律事務所の日系企業担当者2名が参加した。その他、中小企業海外展開支援及び日系社会との関係強化のため、「金属屋根先進技術」、「変形性膝関節症等用装具理解及び装着技術」の個別コース2件を実施し、3名が参加した。
- **日系集団研修**：民間セクター開発等の分野で82名を受け入れた（2013年度52名）。
 - 中小企業海外展開支援、及び日系社会との関係強化のため日本企業と連携した「音楽リハビリプログラム」の集団コース1件を実施し、6名が参加した。
 - 総理のブラジル訪問時に表明された日系病院への支援として、年度途中に「日系医学」集団コース1件を立ち上げ、研修員12名を受け入れた。

2. 国際交流基金との連携

- 日系継承教育のうち、機構が実施する「日系人としてのアイデンティティ向上を目的とする日系継承教育研修」に国際交流基金関係者の視察を受け入れた。また、国際交流基金が実施する「海外日本語教師日系人研修プログラム」参加者と機構の日系研修員による海外移住資料館の合同見学、合同授業を行った。さらに、機構の国内拠点の図書室では、国際交流基金から寄贈を受けた日本語教育教材を日系研修員の自主学習に活用している。

3. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携調査団

機構は、中南米の社会経済開発に役立つ日本企業の技術・製品を紹介し、日系社会と日本企業の連携を促進するため、2013年度から「日系社会を通じた中南米民間連携調査団」を派遣している。その結果、参加企業が日系社会との連携及び機構の事業への参画を通じて、現地での事業展開に着手する事例が生まれている。

- **雨量レーダを活用した防災システムの実証（ブラジル）**：パラナ州の防災システムの改善のため、2012年度に派遣した第1回調査団の参加企業（日本無線株式会社）が2014年度から機構の事業を活用し、同州政府の防災担当部局に対して雨量レーダのシステム及びデータ収集に関する技術指導や実証活動を行っている。支援に当たっては、日系社会（パラナ日伯商工会議所）との連携により、効果を高めている（開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業「パラナ州向け雨量レーダ普及促進事業」）。
- **医療廃棄物の適正な処理（ペルー・ブラジル）**：2013年度に派遣した第2回調査団の参加企業（株式会社キンセイ産業）が、2014年度から機構の事業を活用し、日系社会（ペルー日系人協会）の協力を通じて、ペルーで深刻化している医療廃棄物の適正処理に向けた調査を開始した（中小企業連携促進基礎調査「医療系廃棄物適正処理事業調査」）。2014年度に派遣した第3回調査団の参加企業（明星金属製作所）が、2014年度から機構の事業を活用し、日系社会（パラナ日伯商工会議所）の協力を通じて、ブラジルでの医療系廃棄物を中心とした有害廃棄物の焼却処分に係る調査を開始した（中小企業海外展開支援事業の案件化調査「医療系廃棄物を中心とした有害廃棄物の焼却処分に係る案件化調査」）。
- **高齢者介護のための日系研修**：第2回調査団の参加企業3社の提案に基づき、日系個別研修3件を実施した。音楽リハビリプログラムを通じた高齢者介護手法

に関する研修には、介護福祉士や作業療法士等の日系研修員 6 名が参加した。また、高齢者に多い変形性膝関節症等に対する装具技術分野等に関する研修では、日系研修員 1 名が参加した。

- **豊富な遺伝資源をいかした高付加価値の種苗開発（ペルー）**：2014 年度に派遣した第 3 回調査団の参加企業（横浜植木株式会社）等が、機構の事業を活用し、有用野生植物・在来種の探索と品種開発、高度な育種技術をペルー政府関係者に指導している。指導に当たっては、千葉大学との産学連携とともに、日系社会の協力を得て、支援の効果を高めている（開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業「有用植物遺伝資源開発技術の普及・実証」）。
- **効率的、経済的な下水処理技術の開発（ペルー）**：第 3 回調査団参加企業（株式会社アース・コーポレーション）が、機構の事業を活用し、日系社会（ペルー日系人協会）の協力を通じて、汚泥の処理やバイオ燃料の製造に関する調査に着手した。排水処理によるバイオマス燃料製造の事業化が見込まれている（中小企業海外展開支援事業の案件化調査「ペルー国リマ市における有機性汚泥の乾燥処理技術を活用したバイオマス燃料の製造に係る案件化調査」）。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- 総理のブラジル訪問時に、日系病院に対する支援やブラジルの医療事情の改善への貢献への支援が表明されたことを受け、ブラジル医療・福祉分野において、ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉分野の技術・サービスの国際展開の可能性を考えるため、日本貿易振興機構（JETRO）と「ブラジルを中心とした中南米日系社会との連携セミナー～日本の医療・福祉分野の技術・サービスの国際展開～」を共催した（10 月、於 JICA 地球ひろば）。ブラジルの日系人医療関係者を発表者として招き、日本の政府関係者、民間企業、医療・福祉団体から 100 名以上の参加を得た。このセミナーを機に、日系社会と日本政府、政府関係機関、民間の企業・団体の間の情報共有が進んだ。
- 総理訪問後、ブラジルの日系 6 病院（日伯友好病院、サンタクルス病院、アマゾニア病院、杉沢病院、パラナ病院、ノーボアチバイア病院）の医長、経営者等が研修等に参加した。日系病院関係者は、本邦企業や医療機関等を視察し、先端的な医療機器及び医療サービス・技術に関する知識を得るとともに、日本の医療関係者との間で病院経営の戦略や日系病院との連携のあり方について意見交換を行った。研修期間中に開催した「国際医療展開におけるブラジル日系病院との連携セミナー」（2015 年 2 月）には、メディカル・エクセレンス・ジャパン等の政府機関、民間企業、大学、病院、医療団体から 130 名以上が参加し、日伯関係者のネットワーク構築につながった。また、セミナー参加企業による機構の民間技術普及促進事業への提案にもつながった。

指標 16-2 移住債権の状況

- **適切な債権の管理・回収**：パラグアイ、アルゼンチンを中心に 38 件が完済となった。債権回収の実績は、表 16-1 のとおり
- **パラグアイにおける債権管理・回収業務の終了**：債権譲渡を債権管理終了の方策の一つとして、外務省、財務省等と協議し、また、現地での税・法制度等の調査及び日系団体との協議を進めた。結果、2015 年 3 月に移住債権譲渡契約を締結し、残債権全てをパラグアイ日本人会連合会に譲渡するに至った。債権管理業務に係る技術的支援が若干残るものの、同国においては同国日系団体側の希望を取り入れながら、債権管理・回収業務を終了するとともに、譲渡された債権が医療・福祉及び教育の分野での施策を通じて広く日系社会に役立てられることとなった。交渉過程においては、日系社会と機構の連携・支援策について具体的な協議を行った。また、関係者は、本件債権譲渡を、日系社会と大使館、機構との関係が支援から協力・互恵へと向かう新しい関係構築のためのものであるとの理解を示しており、関係者相互の信頼関係が高められた。加えて、譲渡債権回収額の有効活用方策の検討等のため、日系社会、大使館、機構を含む関係者の定期的な会議を行うことが決定され、互恵的な関係の維持・増進の仕組みが構築された。

表 16-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績（2015 年 3 月末現在）

（単位：千円）

	期首残高 (a)	期中減 (b)	(期中減内訳)		評価増減 (為替差損益) (c)	期末残高 (a)-(b)+(c)	件数 (件)	(参考)
			回収	その他減				利息入金実績
移住投融资貸付	1, 146, 480	340, 488	157, 314	183, 174	119, 353	925, 345	313	17, 790
入植地割賦元金	10, 798	8, 070	4, 485	3, 585	131	2, 859	8	6, 506
合計	1, 157, 278	348, 558	161, 799	186, 759	119, 484	928, 204	321	24, 296

（注 1）2014 年度中の期中減及び期末残高は、決算作業後に確定される。

（注 2）移住投融资貸付及び入植地割賦債権のその他減の金額のうち、185,696 千円はパラグアイへ債権譲渡を行ったために減少した債権である。

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 歴史資料等保有施設としての海外移住資料館の機能の強化

- **民間企業の創意工夫をいかした管理・運営契約：**海外移住資料館の管理・運営業務（2015-2017 年度）は、「公共サービス改革基本方針」（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）により、民間競争入札対象案件に選定された。機構は、他の国内拠点における施設管理・運営業務の民間競争入札の経験も踏まえ、より民間企業の創意工夫と裁量権を認め、柔軟性のある契約内容とすることを内閣府に提案し、承認を得た上で入札手続きを行った。新たな仕様には、インセンティブの設定（来館者数の基準を 3 万 4,000 人とし、10%増加するごとに契約金額の 1%を支払う（最大 4%））、横浜国際センター内の国際協力に関する展示スペース（JICA プラザ）で実施する企画やイベントの連携、国内外の移民関連施設や移民送出県、横浜市やみなとみらい 21 地区の近隣施設との連携等を盛り込んだ。
- **歴史資料のデータベース化：**移住申込書 3,627 件（2013 年度 9,000 件）のデータベース化を行った。これにより、資料館が保有する移住申込書の約 8 割のデータベース化を完了した。
- **資料館利用実績：**海外移住資料館の入館者数は 4 万 274 人（前年度比 107%）、教育プログラム受講者数 6,593 人（前年度比 97%）、ウェブサイトアクセス数は 19 万 2,239（前年度比 117%）であり、全て目標値を達成した。神奈川県下の学校を中心に働きかけを強化したことから、団体訪問件数は 170 件から 174 件に増加した。また、教育プログラム受講者数は、2013 年度に横浜国際センターの開発教育プログラムと連携させたこと等により大幅に増加し、2014 年度もほぼ同数の高水準を維持した。これらの結果を踏まえ、2015 年度の年度計画では定量目標の目標値を引き上げた。
- **学術研究プロジェクトの実績：**海外移住資料館学術研究プロジェクト「ニッポンの伝統、ニッケイの祭り」（2012-2014 年度、プロジェクト代表者：糸井輝子 白百合女子大学教授）及び「移住資料ネットワーク化プロジェクトの充実と拡張」（2012-2014 年度、プロジェクト代表者：柳田利夫 慶応義塾大学教授）が完了し、公開勉強会、公開講座の実施を通じて、成果を発信した。

2. 海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する国民の理解促進に向けた取組

- **イベントの開催：**海外移住の歴史や日系社会に対して広く国民の理解を得るため、特別展を計 4 回、公開講座を計 8 回、近隣で行われる各種イベントと連携し

たテーマで実施するシンポジウム等を計 14 回開催した。特別展について、6 月にはワールドカップ開催に合わせ「ブラジル・サッカーのサムライたち―日系スーパープレーヤー列伝」展を、8 月には終戦記念日に合わせ「ララってなあに？日本を助けたおくりもの―ララ物資にみる海外日系人との絆」を開催するなど、来館者の関心を引く展示を積極的に行った。

- **若い世代の理解促進**：横浜市の観光スポットに位置する利点をいかし、みなとみらい 21 地区を中心とする施設との協力の上でクイズラリー等のイベントを実施した。特に、海外移住や日系社会に関心の薄い若い世代の誘客につながり、15 歳未満の来館者数は 6,500 人を超えた。また、小中学校、大学、団体向けの出張講演を 4 件実施した。
- **日本移民学会との共同公開講座**：日本移民学会と、公開講座シリーズ「日本人と海外移住」を共同で実施し（年 6 回）、大学生や学校教員等を含む一般市民に対して、海外移住の理解促進を図った。講義資料を機構ウェブサイトにて公開するとともに、講義内容を館内視聴・閲覧用にビデオ収録した。

3. 日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携

- **デジタルミュージアムの機能拡充**：広島市デジタル移民博物館の英文化を推進した。
- **移民送出県との連携による特別展**：沖縄県と共催した特別展「雄飛―沖縄移民の歴史と世界のウチナーンチュ」（2014 年 3-5 月）は、1 万人を超える来場者を記録し、沖縄移民の歴史を多くの方々に知ってもらう機会を提供できた。また、沖縄県での巡回展を開催し、沖縄県民の方々に、沖縄移民の歴史と現在についての理解を深めてもらう機会となっただけでなく、移民学習ワークショップや県費留学生との交流等により、若者を中心に関心を高めてもらうことができた。これらを通じて、有数の移民送出県である沖縄県との関係構築及び連携強化につながった。また、和歌山県との協力により、特別展「連れもて行こら 紀州から！―世界にひろがる和歌山移民―」（2015 年 3-5 月）を開催した。2015 年度以降の和歌山県内での巡回展の実施を検討している。
- **世界各国の博物館、資料館との連携**：「海外日系博物館との連携強化に向けた調査」（2014 年 2-3 月）を実施し、米国、カナダ、ブラジルの移民関連博物館・資料館等との展示の相互開催や資料相互貸出、共同調査研究等の実施の提言をまとめた。2015 年度以降の実現に向けて検討を進めている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、現地ニーズに応じた活動を中心に一層効率化を図りつつ、日系社会への理解と多文化共生の推進に注力することが望まれる。また、移住資料館においては、修学旅行生や大学ゼミ生などの団体訪問の機会の増加や、可能な範囲で各大学などへの出張講演、新しいメディアを活用した公開講座等、活用強化の取組を期待する。

<対応>

日系個別研修について、長期コースの削減等の見直しにより経費を抑制しつつ、日系社会と日本の企業・地方自治体の互惠的連携関係構築のため企業法務等の新規コースを立ち上げた。海外移住資料館においては、横浜国際センターの開発教育プログラムとの連携、神奈川県下小中学校、大学等への出張講演等を進めた。この結果、団体訪問の件数が増加した。また、日本移民学会との共同公開講座「日本人と海外移住」をビデオ収録し、その発信方法の検討に着手した。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

2014 年度は、日本政府の日系社会支援政策に機動的に対応し、日系社会と日本の企業・地方自治体等の新たな互恵的・持続的な連携関係の構築に向けた取組を強化した。特に、ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開のため、セミナーや研修等を立ち上げ、日系病院を含む日系社会と日本の政府機関、民間企業、大学、病院、医療・福祉団体を結びつけた。また、新たに「企業法務」研修を立ち上げ、日系団体の若手幹部の能力向上及び日系企業とのネットワークの形成に貢献した。ブラジルやペルーでは、「日系社会を通じた中南米民間連携調査団」の結果を踏まえた機構の事業において、日本企業が日系社会と連携し、自社の技術・製品をいかして現地の開発に貢献するというインパクトが生まれ始めている。

債権管理業務については、中期計画においては早期に債権管理業務を終了する方策を立てることを目標としている一方で、パラグアイにおいては債権譲渡を債権管理終了の方策として進めた結果、2015 年 3 月にパラグアイ日本人会連合会と移住債権譲渡契約を締結し残債権すべてを譲渡し、同国での移住債権管理・回収業務の終了に至った。また、交渉過程において日系社会と機構の連携・支援策について具体的な協議を行った結果、日本政府と日系社会間の持続的な協議の場が形成され、譲渡債権回収額の日系社会への有効活用方策の検討が行われるなど、互恵的な関係の維持・増進に貢献した。

さらに、海外移住及び日系社会に関する国民の理解の促進のため、海外移住資料館を拠点として、沖縄県や和歌山県など主な移民送出県と連携した特別展の提案・実施、神奈川県下の学校への働きかけの強化等を進めた。結果、年度計画で定めた定量的目標については、同資料館の入館者数、教育プログラム参加人数、同館ウェブサイトアクセス数いずれも、計画値を 120%以上上回った（実績／計画値はそれぞれ 4 万 274 人／3 万人（134%）、6,593 人／5,000 人（132%）、19 万 2,239 人／11 万 3,182 人（170%））。また、政府の「公共サービス改革基本方針」に基づく海外移住資料館の管理・運営業務の民間競争入札に当たっては、サービスの質の向上と効率的な運営を目指し、民間企業の創意工夫と裁量権を認め柔軟性のある契約内容とすることを提案する等、他の国内拠点における施設管理・運営業務の民間競争入札の経験も踏まえた業務運営上の工夫を講じた。

他方、移住者団体に対する支援の高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化、日系個別研修の事業規模の縮減、日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修についての国際交流基金との連携についても、着実に進めた。

以上を踏まえ、日本政府の日系社会支援政策に機動的に対応したこと、パラグアイについて債権管理を終了させたこと、定量的指標において目標値の 120%以上の実績を上げたことより、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

＜課題と対応＞

総理の中南米訪問時に表明された日本政府の日系社会支援の政策に対応するため、次世代の日系人材を育成するための研修等や、日系病院との連携強化に取り組む。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

日本政府の日系社会支援政策に機動的に対応した。パラグアイにおいては、パラグアイ日本人会連合会と合意・契約締結し、同国における債権管理・回収業務自体の終了に至った。

海外移住資料館の定量的指標については、達成目標を上回ったが、教育プログラム参加人数は前年度実績を下回った。

また、ドミニカ共和国等での債権譲渡については、引き続き調整中であるほか、2014 年 8 月の安倍内閣総理大臣のブラジル訪問の際に言及した日系社会への支援の大幅拡充についても今後の具体的な進展が望まれる状況にある。

以上より、項目全体としては中期計画における所期の目標を達成している水準と判断し、「B」評価とする。

＜指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策＞

総理の中南米訪問時に現地日系社会に対し表明された日系人との関係強化、日系社会支援についての取り組みを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・海外移住事業については、従来の移住者支援から、海外日系人社会を見据えた取組への切替を早急に進めていくべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 17	環境社会配慮		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件） カテゴリ分類ごとの案件数			667	663	589			予算額（千円）			(注)		
			A:31	A:35	A:30			決算額（千円）					
			B:177	B:153	B:142			経常費用（千円）					
			C:448	C:463	C:406			経常利益（千円）					
			FI:11	FI:12	FI:11			行政サービス実施コスト（千円）					
関係者等に対する研修実績（人）			698	930	694			従事人員数					

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。
中期計画 （6）事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮 機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (イ) 環境社会配慮 ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。 ② 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し準備を行う。 ③ 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。
主な評価指標 指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況 指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- **環境社会配慮ガイドラインの適用状況**：「JICA 環境社会配慮ガイドライン」では、支援要請がされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさに応じて A、B、C、FI のカテゴリに分類⁷し、相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけている。2014 年度は合計 589 件（カテゴリ A 30 件、B 142 件、C 406 件、FI 11 件）のカテゴリ分類を行い、案件検討から審査、実施の各段階で環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。
- **環境社会配慮助言委員会の運営**：主にカテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って、第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の全体会合を 12 回、個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 19 回開催し、計 18 案件について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。具体的な事例として、環境面の影響に関しては、「工事中・供用後の振動の影響について、緩和策の有無及びその内容を確認すること」、「対象地域及びその周辺でのアジアゾウの生息について調査・モニタリングを継続し、必要に応じて影響に対する緩和策の見直しを求めること」、社会面の影響に関しては「地域住民の貧富の格差が助長されないよう十分に配慮すること」、「住民移転計画の作成支援においては、移転対象となる露天商の移転先での営業機会の確保により重点を置いた計画を検討すること」等の助言を得た。同委員会は、常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり、いずれの助言も緩和策の策定や実施にいかされている。これら全ての会合は公開で行い、逐語議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した。
- **環境社会配慮助言委員の改選**：環境社会配慮助言委員会設置要項に基づいて選考委員会を設け、7 月に公募により委員の改選を行った。その結果、大学、研究機関及び NGO 出身で、環境や社会に関する専門的知見を有する 24 名を第 3 期委員として選出した。

⁷ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ事業、B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる事業、C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業、FI：機構の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される事業

- **事業実施段階の監理**：環境社会配慮ガイドラインに基づき案件形成・審査等を行った案件が実施段階に移行し始めた状況を踏まえ、事業実施段階における監理を強化した。具体的には、環境社会配慮ガイドラインの規定に沿って、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への報告を初めて実施（6月、7月、12月）し、環境社会配慮審査時の合意事項の実施状況確認、対処事項確認等を本格化した。また、カテゴリ A 案件を対象に、実施段階の環境社会配慮に係るモニタリング文書の取り付け等の確認・促進を開始した。これまでの合意文書締結までの取組に加え、事業実施段階における取組を本格化することにより、機構内及び相手国実施機関におけるモニタリング・監理の意識が高まり、環境社会配慮の向上に更なる効果が期待できる。
- **情報公開の促進**：環境社会配慮ガイドラインの基本方針の一つである情報公開を強化し、手続きの簡素化・迅速化を進めるため、審査部・広報室・図書館の連携により、CMS（Contents Management System）を活用し、案件主管部が環境社会配慮に関する情報の公開作業を直接行えるシステムを導入した。これにより、複数の部署を経由して時間を要していた公開手続きが、即時対応可能となるとともに、公開手続きに関わる従事者が半減する。
- **異議申立の状況**：環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立の 2014 年度の実績は 3 件であった（同ガイドライン施行以降、累積 3 件）。1 件は、異議申立審査役による異議申立手続きが行われ、不遵守はないとの報告書が理事長に提出された。残り 2 件（旧 JBIC 環境社会配慮ガイドライン適用案件 1 件と現 JICA 環境社会配慮ガイドライン適用案件 1 件）は、開発途上国政府による補償の交渉中又は認可の手続き中の事項に対する異議申立であったため、予備調査段階で却下となった。

2. 国際機関の環境社会配慮政策等との調和化に向けた取組

- **世界銀行の環境社会配慮政策との調和化**：世界銀行幹部との会合（12月）を実施し、改定状況を把握した。また、機構の環境社会配慮の運用にも大きな影響を与えることが想定されるため、「環境社会配慮の適用に際しては、厳格であるべきながらも開発途上国の実情に合わせ、開発途上国による合理的・現実的な対応を可能とする必要があること」等、機構からのコメントを伝達した。
- **その他の調和化の取組**：運用面の調和化を図ること等を目的として、世界銀行や ADB 等との協議を計 3 回実施するとともに、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合に参加した（1回）。また、環境社会影響評価分野で最も権威ある国際学会である国際影響評価学会総会に出席し（4月）、機構の取組を発信するとともに、国際機関や他国援助機関との情報交換を行った。

3. 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し

- 2013 年度に検討した見直し方針に基づき、運用面の見直しを行った。見直しの過程では、途上国実施機関及び機構内のコメント並びに環境社会配慮助言委員会の助言を踏まえて 19 の論点を抽出し、同委員会のワーキンググループ会合（計 11 回）での検討及び全体会合での確認を経て見直し結果を取りまとめた。主な見直し内容としては、例えば、環境社会配慮ガイドラインにおいて調査・検討すべき影響としている「不可分一体の事業」の影響、「累積的影響」及び「重要な自然生息地」等の用語の解釈範囲について、国際機関の規定等を参考に明確にしたこと、「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」においては、女性だけを対象としたフォーカスグループミーティングを開催した事例を紹介しつつ、どのような人を社会的弱者とみなし、ステークホルダー協議を計画・実施するか、留意点を明確にしたこと等が挙げられる。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

以下の取組により、機構内外の関係者計 694 名（2013 年度 930 名）に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行った。

- コアスキル研修等による機構内部向け説明：285 名（2013 年度 484 名）
- 協力相手国実施機関等向け説明：145 名（同 100 名）
- コンサルタント向け研修：126 名（同 74 名）。
- 協力相手国の環境社会配慮能力向上を目的とする、審査部職員海外出張時の協力相手国実施機関等向け説明：116 名（同 226 名）
- 日本人及び日本への留学生に対する大学・大学院での講義：22 名（同 46 名）

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

社会配慮のより多様な側面に配慮するため、引き続き 2012 年度の指摘（「協力対象地域の文化的多様性や社会事情に留意し、社会的弱者に十分配慮した支援が実施されるよう期待する。」）を踏まえたさらなる取組の強化・促進、国際社会への適切な提言を行うことを期待する。

<対応>

環境社会配慮ガイドラインの適切な運用により、土地所有権や居住権等の法的権利を有さない社会的弱者に対する移転補償や生計回復支援等をはじめ、より多様な側面に留意した社会配慮を行った。また、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しを通じて、社会的弱者に配慮した住民協議のあり方に係る運用方針を整理する等、取組の強化・促進に努めた。さらに、国際社会に対しては、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合や国際影響評価学会総会等の機会を通じて機構の取組の発信を行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

2014 年度は、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用（事業実施段階の監理強化を含む）、国際機関等との調和化に向けた情報交換、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を引き続き順調に実施した。

また、環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しでは、開発途上国関係者や機構内部のコメント、国際機関の規程、第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の検討と確認等の適切なプロセスを経た上で、ガイドラインに規定されている 2015 年 6 月末までの見直し期限を 3 か月前倒しして完了した。見直し結果の内容は、用語の解釈（「不可分一体の事業」、「累積的影響」、「重要な自然生息地」等）や、社会的弱者の考え方と住民協議に対する留意点の明確化等、環境社会配慮の質の改善に貢献するものである。この結果、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく環境社会配慮の実施・確認等が、より確実かつ円滑に行われることが期待できる。

また、ガイドラインに基づき、事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への報告や、カテゴリ A 案件を対象に実施段階の環境社会配慮に係るモニタリング文書の取り付け等の確認・促進を開始し、事業実施段階における取組を本格化した。

プロジェクトの環境社会配慮情報の公開に関しては、案件主管部が情報公開作業を直接行うシステムを導入したことにより、複数の部署を経由して時間を要していた公開手続きを即時公開可能とし、公開手続きに関わる従事者も半減させた。

さらに、世界銀行の環境社会配慮政策の改定に係る世界銀行幹部との会合の機会に、機構としてのコメントを伝達した。また、世界銀行等が集まる国際開発金融機関との会合や国際影響評価学会総会等の機会を通じて機構の取組の発信を行った。

以上を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインの適切な運用や研修の順調な実施に加え、環境社会配慮ガイドラインの迅速かつ適切な運用面の見直し、環境社会配慮の業務実施態勢の強化を行ったことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

環境社会配慮ガイドラインの運用見直しのフォローアップとして、同ガイドライン FAQ（よくある質問）の見直し等を着実に実施する。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

JICA 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用、環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組（機構内外関係者への研修・講義等）において、着実に取組が行われている。

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しを行い、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく環境社会配慮の実施・確認等がより確実に行われる体制が整備された。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

引き続き、協力対象地域の文化的多様性や社会事情に留意し、社会的弱者に十分配慮した支援が実施できるようさらなる取組の強化・促進、国際機関との環境社会配慮政策等との調和化への取組、国際社会への適切な提言を行うことを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 18	男女共同参画		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針、日本再興戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力、0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
職員等に対する研修実績（人）			196	163	186			予算額（千円）			(注)		
外部人材に対する啓発実績（人）			280	337	408			決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

(注) 項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は、事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。
中期計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実

施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引き続き優良な取組に関する情報共有を行うとともに、各部のジェンダー主流化に向けた取組実績を外部に公開する。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員、専門家、外部関係者等に対するジェンダー講義等を引き続き実施する。 ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、女性の能力開花と活躍に資する優良事例の形成、抽出、事業へのフィードバックを行う。
主な評価指標 指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況 指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

3-2. 主要な業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

1. 機構内のジェンダー主流化推進体制の運営状況

(1) ジェンダー主流化推進体制

- 機構内の体制**：機構は、企画部の総合調整の下、各部署がジェンダー視点に立った事業を実施するとともに、社会基盤・平和構築部にジェンダー平等・貧困削減推進室（以下、「ジェンダー室」という。）を設けている。ジェンダー室は、ジェンダー平等・政策制度支援案件を直接実施するとともに、「ジェンダーと開発」に関するナレッジマネジメントネットワーク（指標 5-7 参照）の運営や、各部署に対して、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等の事業におけるジェンダー主流化に関する技術支援を行っている。なお、機構内の男女共同参画推進は、人事部が中心となって進めている。
- 各部署の体制**：各部にジェンダー責任者（部長レベル）及びジェンダー担当者2名を配置している。2014年度は、例年に続き、ジェンダー責任者会議（議長は人事部・企画部の担当理事）、ジェンダー担当者会議を年1回開催し、女性の開発への積極的な参画及び開発からの受益の確保が各事業において配慮されるよう、各事業における経験や教訓の共有に努めた。
- 外部有識者による助言の体制**
 - ジェンダー懇談会**：ジェンダーに関する日本を代表する外部の学識経験者6名から成る「ジェンダー懇親会」を開催し、機構のジェンダー主流化の取組に対する助言を得ている。2015年2月に開催した懇談会では、機構より2014年度事業におけるジェンダー主流化の取組を報告し、優先的課題とそのアクションプランを説明した。今後のジェンダー主流化のあり方、国連防災世界会議での発信、国連安保理決議1325号に係る国別行動計画のモニタリング、組織ジェンダー主流化等について意見交換を行った。なお、2013年度に開催した懇談会の助言を受け、機構として最初のジェンダー行動計画を策定した。
 - 開発とジェンダー課題別支援委員会**：事業の適切かつ効率的な推進に向け専門的な知見を得るため、外部有識者から構成される「開発とジェンダー」課題別支援委員会（委員は7名）を設置している。5月に開催した委員会では、国内外の潮流を踏まえ、機構の事業におけるジェンダー主流化の取組やカンボジア、タイにおける案件を説明し、助言を得た。

- **協力方針の策定：**ジェンダー主流化を効率的、効果的に推進するための具体的な協力方針として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに係る協力方針」を策定し、機構が優先的に取り組むべき課題を明らかにした。同協力方針では、「女性の経済的エンパワーメントの推進」、「女性の人権と安全の保障」、「女性の教育と生涯にわたる健康の増進」、「ジェンダー平等なガバナンスの推進」、「女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備促進」の5点を優先取組課題として設定した。また、同協力方針を内外に広く周知すべく、広報用パンフレットを作成した。
- **執務参考資料の作成：**事業の形成、実施、モニタリング・評価の各段階においてジェンダーの視点に立った取組を行うために、主として海外拠点や本部の案件担当者が執務参考用資料として使用することを想定した「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引書」の作成に取り組んだ。2014 年度は「都市・地域開発」、「運輸交通」、「農業開発・農村開発」、「保健」、「ガバナンス」、「防災・災害復興」、「民間セクター開発」、「水資源」、「自然環境保全」の9分野を選定し、各分野の事業を主管する部署からの意見を聞きつつ取りまとめた。

2. 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

(1) 職員等に対する研修

- **職員研修：**ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させるため、海外拠点等に赴任予定の職員に対する赴任前研修で講義を実施している。2014 年度は9回の研修で158名（2013 年度8回、135名）が受講した。また、新規採用職員（28名）の導入研修でもジェンダーについての講義を行った。なお、外務省と連携して、現地 ODA タスクフォース関係者（在外公館、機構海外拠点等）に対し、テレビ会議システムを用いた遠隔セミナーを開催した。
- **個別の課題に関する啓発活動：**人身取引の被害が国際的な問題として注目を集める中、機構がメコン地域で行ってきた継続的な支援に関連して、外部の有識者を講師として招き、「メコン地域における人身取引とその対策について」と題するセミナーを開催した（本部、国内拠点、海外拠点から40名以上参加）。セネガル事務所では、UN Women と連携して「プログラムサイクルへのジェンダー統合」研修を実施し、他機関の人材、知見を活用して、機構職員、エチオピア事務所ナショナルスタッフ等のジェンダーに関する知識の向上に取り組んだ。

(2) 外部人材への働きかけ

- **JICA 専門家への働きかけ：**機構専門家等に対する赴任前研修では、ジェンダーの基礎的知識、開発事業におけるジェンダー視点、機構事業の事例に関する講義を行っている。2014 年度は13回の研修を実施し368名が受講した（2013 年度10回、312名）。
- **農業・農村開発分野の専門家への働きかけ：**開発途上地域の農業・農村開発においては一般に女性の役割が大きく、機構の事業においてもジェンダーの視点が重要である半面、同分野におけるジェンダーの知見を有した人材が十分とはいえない現状に鑑み、2013 年度に能力強化研修「農業・農村開発とジェンダー」を開始した（能力強化研修全般については指標 12-2 参照）。2014 年度は、前年度の経験を踏まえて基礎・実践の2コースを開催し、農業・農村開発分野の開発コンサルタント等（基礎30名、実践10名）に研修機会を提供した。
- **インフラ分野の専門家への働きかけ：**一般法人海外コンサルティング企業協会において、機構の事業に携わる開発コンサルタント等に対して「ODA インフラ事業におけるジェンダーの取組」について講義した（24名参加）。事例の紹介を通じてインフラ整備事業におけるジェンダー視点の重要性を伝えた。
- **開発途上国の行政官等への働きかけ：**開発途上国の行政官を対象とする研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」、「持続可能な森林経営のための推進手法の向上」、「ジェンダーの視点に立った漁村開発」、「アジア諸国における人身取引対策協力促進セミナー」等の課題別研修や、アフリカ8か国の民間の女性起業家及び行政官をペアで招いた「アフリカ女性企業家セミナー」においても機構のジェンダー主流化推進体制や途上国での取組事例等を紹介した。

3. ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の対外的な発信

(1) 国際社会における発信

- **WAW！TOKYO 2014 における理事長の発信**：9月に日本政府等が主催した「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！TOKYO 2014）」の分科会「これからの『人間の安全保障』と女性」に機構理事長が参加し、米国国務省、国連開発計画（UNDP）、国連世界食糧計画（WFP）等の代表者を含む参加者を前に、社会の強靱性の向上、危機と構造的な問題への対応のためのジェンダー主流化の意義を伝えた。また、ケニアでの小規模園芸農民組織強化プロジェクト（SHEP）（指標 1-1 参照）を紹介し、女性の農業への参画の重要性を説明した（その他、米国での「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」に関するシンポジウムでの発信について、指標 18-2 参照）。
- **CSIS における発信**：米国シンクタンクの CSIS が開催したセミナー「女性の経済参加がなぜ日本と世界にとって大切なのか」（9月、於米国ワシントン。日米政府、経団連等共催）では、機構の国際協力専門員が機構の取組を説明するとともに、共同研究等を通じた日米連携強化の有効性を確認した。
- その他、OECD-DAC ジェンダー平等ネットワーク会合（6月）、ADB（アジア開発銀行）ジェンダー外部有識者会議（6月）、紛争地域における性暴力防止（PSVI）グローバル・サミット（6月）、ESCAP 北京+20 会議（11月）、国連女性の地位委員会（3月）への出席を通じて、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに係る国際的な動向を把握するとともに、機構の知見を発信した。国連女性の地位委員会では、日本政府国連代表部と日本の NGO である JAWW が共催したサイドイベント「ジェンダー平等と高齢化：アジアの視点」においてタイにおける高齢化対策支援におけるジェンダー視点の取組を説明した。

(2) 広報の取組

- 機構の国内向け広報誌「Mundi」（5月号）、海外向け広報誌「JICA's World」（9月号）でジェンダーを特集として取り上げ、国内外に広く機構の取組について発信した。また、ジェンダー主流化に関する機構の取組を紹介するニュースレターの発行に加えて、実施中の事業の活動報告を機構ウェブサイトに掲載した。グローバルフェスタ JAPAN2014（10月）では、「ジェンダーって何？」をテーマにジェンダーについての啓発教材や人身取引の問題を紹介する教材の展示やジェンダークイズを企画して、市民がジェンダーの問題を認識し、開発途上国におけるジェンダーの課題を考える機会を提供した。

指標 18-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

1. 援助実施方針及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- **国別分析ペーパーへのジェンダー視点の反映**：機構が策定する国別分析ペーパー（JCAP）にジェンダーの視点を反映すべく、ドラフト段階でジェンダー室が内容を確認し地域担当部門に助言を行っている。また、JCAP や案件形成の基礎情報を収集するため、2014 年度はインド、パキスタン、モザンビークについてジェンダー基礎情報収集調査を実施した。特に、パキスタンにおいては、シンド州における女性の生計向上プロジェクトの案件形成段階において、本調査結果が活用された。
- **ジェンダー主流化案件の形成促進**：新規案件の検討や協力準備調査等の段階において、ジェンダー室が事業担当部に対して具体的な助言や参考情報の提供を行うなど、ジェンダー主流化案件の形成を強化している。ジェンダー主流化案件の件数（2013 年度⁸に新規に先方実施機関と合意文書を締結した案件数）は、技術

⁸ 2014 年度業務実績等報告書作成に当たり統計上最も早くデータを得られるのが 2013 年度の件数。

協力プロジェクト 49 件（技術協力案件全体の 54%）、有償資金協力 8 件（有償資金協力案件の 15%）、無償資金協力 36 件（無償資金協力案件の 37%）であり、全案件に対するジェンダー案件の比率は 2013 年度で 39%と、2012 年度の 31%よりも向上している。

- **各セクターにおける事例集の作成**：運輸交通、農業・農村開発、平和構築、民間セクター開発、災害復興、保健など各セクターについて、ジェンダーの視点から整理し事例を取りまとめた。各セクター・事業形態から計 25 件の事例を選定し、それぞれパンフレットを作成し機構内で共有した。また、機構ウェブサイトでも公開し、それぞれのセクターにおいて事業にジェンダーの視点を取り込むためには、具体的にどのような取組が可能であるのか、参考となる情報を広く内外に周知、広報した。
- **標準指標例、教訓の整理**：事業の案件形成、事前評価段階において、協力の成果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すための参考となるよう、ジェンダー平等・女性のエンパワーメントに資する案件について、解決すべき課題に応じた標準的な指標例を整理した。また、過去の類似案件における教訓をプロジェクト計画に反映することが可能となるよう、代表的な教訓を「技術協力プロジェクトの開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス」の「ジェンダーと開発」に整理し、事業の質の改善、向上を図った。
- **ナショナル・マシナリー支援の効果の検証**：1995 年の第 4 回世界女性会議以来、各国ではジェンダー主流化を推進する国レベルの機構・組織の機能強化が進められてきたが、近年、国際社会においてこれらの機構・組織が果たすべき役割やその支援のあり方を再検討する動きがある。機構は、これまでカンボジアやナイジェリア等で行ってきた支援を検証し、今後の支援のあり方を検討するため、「男女共同参画を推進するナショナル・マシナリー（国レベルの機構・組織）への効果的な支援アプローチ」の調査研究に着手した。

2. ジェンダー視点を入れた事例

- **一村一品運動を通じた経済的エンパワーメント（キルギス）**：キルギスでは、女性の地位が低く現金収入を得る機会も少なかったが、「一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の支援による一村一品運動の組合の活動を通じ、組合員の約 7 割を占める女性が、手作りジャム、フェルト製品等の地元産品を使った商品の販売により、安定した現金収入を得られるようになった。女性のコミュニティでの発言力が増し、男性の意識も変化している。
- **災害弱者になりやすい女性の保護と経済的エンパワーメント（フィリピン）**：2013 年の台風ヨランダの被災地における機構の復旧・復興支援事業「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、ジェンダーの視点に立ち、女性グループの加工食品生産活動の復旧と加工技術や運営に関する研修、各村の保育施設の再建等により女性が働く環境の整備を進めた。災害弱者になりやすい女性の保護と経済的なエンパワーメントを図り、災害に強いコミュニティの再建に貢献している。
- **女性にもフレンドリーなインフラの整備（インド）**：南アジア諸国では、公共交通機関や公共の場での女性に対する性的嫌がらせが深刻な問題になっているが、インド「デリー高速輸送システム建設事業」（円借款）で支援したデリーメトロは、「世界一ユーザーフレンドリーな地下鉄」を目指し、女性の安全を確保する取組も推進している。具体的には、各車両に防犯カメラと非常通報装置を設置し、各路線に女性専用車両を導入した。また、エスカレーターには女性が着るサリーの裾が巻き込まれるのを防ぐ器具を設置し、主要駅には女性警備員と女性駅員を配置した。デリーメトロは 1 日 230 万人が利用しており、女性が安心して利用できる公共交通機関の整備は、女性の移動の自由を確保し社会進出にも貢献するものである。

3. 政策への機動的な対応

(1) 第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）フォローアップへの貢献

- **アフリカ女性企業家セミナーの開催**：TICAD V のフォローアップ、特に日本政府が表明した「日本・アフリカビジネスウーマン交流プログラム」の一環として、横浜市と協力して「アフリカ女性企業家セミナー」を開催した（2015 年 1-2 月）。機構は、アフリカの女性企業家と女性企業家を支援する立場にある行政官（8 か国、計 16 名）を招いた。参加者は、倉敷市、相模原市等を訪問して日本の女性企業家と交流し、日本でのビジネスのノウハウ、女性企業家を支援する行政サービス、地域に根ざした女性企業家の取組に関する情報を得て意見交換を行った。なお、この活動は日米グローバル協力の一環としても位置付けられ、米国国務省の担当課長によるワークショップも実施された
- **SHEP ジェンダー主流化アプローチの広域展開**：ケニアで開始した「小規模園芸農民組織強化プロジェクト(SHEP)」では、意思決定過程への女性の参画の確保、女性にも簡単に操作ができる除草機の導入等、女性に配慮した活動を行っている。この SHEP アプローチは、機構がルワンダ及びマダガスカルで実施中の農業案件にも受け入れられている。さらに、SHEP アプローチの広域展開のため立ち上げた課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）」においても、17 か国、35 名の参加者に SHEP アプローチにおける女性配慮の取組を伝えた。また、SHEP におけるジェンダー主流化のアプローチをケニア農業・畜産・水産省に定着させ、同省の小規模農家に対するジェンダー視点に立った普及サービス実施能力の向上を目的とした「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト」を開始した。
- **住民参加型学校運営における女子教育の理解促進**：ニジェール、ブルキナファソ、セネガルで実施している「住民参加型学校運営改善計画（みんなの学校プロジェクト）」では、住民が選挙を通じて学校運営委員を選出し、住民自身による学校活動の計画作成や運営を促進している。特にニジェールでは「女子生徒就学率向上キャンペーン」を実施し、地域社会の女子教育への理解促進に大きな役割を果たした。この経験をいかし、2015 年度には同様の取組をブルキナファソで展開する予定である。

(2) 日米グローバル協力への貢献

- 日米両国政府は、2013 年の「日米のグローバル協力に関するファクトシート」、開発協力対話、日米首脳会談での共同声明等を通じ、開発援助における女性のエンパワーメントを重視し、連携を推進している。機構は、アフリカやメコン地域での女性のエンパワーメントの推進のため、米国の関係機関と連携している。
- **2014 年度の取組**：米国国務省が主催した「アフリカ女性起業家プログラム、国際ビジター・リーダーシップ・プログラム」（7 月、於米国ワシントン）には、日本政府とともに参加し、「JICA セッション」を開催した。プログラムに参加したアフリカ女性起業家 29 名に、品質・生産性向上のための日本型の理念・手法である「5S・カイゼン」に関する体験型ワークショップを提供した。また、カンボジア日本人材開発センターで開催した「カンボジア女性起業家支援セミナー」（2015 年 3 月）では、機構がモデレーターを務め、カンボジアで起業した日本人、米国人、カンボジア女性起業家のパネリストとカンボジアの起業における課題や解決策を議論した。同セミナーでは米国の講師が女性の経済的エンパワーメントのメンタートレーニングに関するワークショップを実施した（カンボジア女性省次官、駐カンボジア日本国大使、駐カンボジア米国臨時代理大使等、約 120 名が参加）。

(3) 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議 1325 号行動計画への貢献

- **国連安保理決議 1325 号行動計画の作成過程への貢献**：国連安保理決議 1325 号は紛争下の女性の課題に焦点を当てた決議であり、2000 年に採択された。同決議は、紛争予防、紛争解決、和平プロセス、紛争後の平和構築等の全てのプロセスへの女性の参画、紛争下における性的暴力からの女性の保護等を各国に要請し、これまでに 46 か国で行動計画が策定された。2013 年 9 月の国連総会において、総理が市民社会とともに日本の行動計画を策定することを表明したことを受けて、機構も、政府主催の少人数グループのメンバーとして計 12 回の検討会に参加した。検討段階で機構の経験と知見に基づく意見を提出し、具体性のある行動計画

の策定に貢献している。今後は、行動計画のうち開発援助の対象となる部分について、機構としてモニタリングを実施していく必要がある。これまでの関連事業の経験や教訓を取りまとめた上で、モニタリングの手法を検討し内部の実施体制の整備を進める予定である。また、紛争とジェンダーに関する調査研究を米国の研究機関（ジョージタウン大学）と実施する予定である。

- なお、米国研究機関（ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所）が主催した「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」に関するシンポジウム「Smart Power : Security Through Inclusive Leadership」（12月、於米国ワシントン）には、ヒラリー・クリントン氏の基調講演の後のパネルに機構理事長が出席し、国際援助機関の立場から女性の参画やエンパワーメントの重要性を説明した。

（4）第3回国連防災世界会議

- 「防災における女性のリーダーシップ推進のための研修」の立上げ準備：第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015－2030」において、女性の参加と能力強化の重要性が明記された。また、日本政府が発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針として女性の参画の重要性が明記され、その具体的施策として「防災における女性のリーダーシップ推進のための研修」の立上げが表明された。パブリックフォーラム「女性の力で変革を」においても、ジェンダーの視点に立った災害対応の促進も議論され、機構副理事長がジェンダーと多様性の視点に立った災害対応と女性の参画の重要性について発信し、防災における女性のリーダーシップ育成の研修を開始することを表明した。機構は、同研修の立上げに向けて、関係者との意見交換を行い、実施に向けた準備を行っている。また、ジェンダー視点に立った災害対応の強化のために、災害とジェンダーに関する調査研究を米国研究機関（ジョージタウン大学）とともに実施する予定である。さらに、機構のこれまでの災害とジェンダーの取組をパンフレットにまとめ、上記から得られた知見を国内外に発信している。

3－3．評価結果の反映状況

＜指摘事項＞

今後ジェンダー主流化の具体的なあるべき姿を明示した活動への進化とともに、ジェンダーの視点に立った案件の増加、ジェンダー主流化に資する制度構築、個別支援の強化、ジェンダー視点の事業等の広報の強化等を期待する。

＜対応＞

事業におけるジェンダー主流化の優先的課題を示すため、協力量針や執務参考資料を作成した。また、主要事業におけるジェンダー案件の件数比率は、入手可能な最新のデータである2013年度の実績は39%となっている。2014年度は、ジェンダー主流化取りまとめ部門から各事業担当部署に対して、上記方針や執務参考資料の周知、職員向け研修等を積極的に行い、事業担当部署におけるジェンダー主流化の取組を促進した。また、協力相手国のジェンダー主流化に資する制度構築の支援としては、課題別研修「行政官のためのジェンダー主流化政策」を実施した。機構は、これまでカンボジアやナイジェリア等で行ってきた支援を検証し、今後の支援のあり方を検討するため、「男女共同参画を推進するナショナル・マシナリー（国レベルの機構・組織）への効果的な支援アプローチ」の調査研究に着手。さらに、ジェンダー視点の事業等の広報を強化し、優良事例のパンフレットの作成や機構広報誌への特集記事の掲載により、機構内外に積極的に発信した。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：

機構内部におけるジェンダー主流化の体制強化に関しては、外部有識者の助言を得ながら組織内の主流化体制を適切に運用するとともに、初めての取組として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに係る協力方針」を策定し、組織全体で優先的に取り組むべき課題を明確にした。また、標準的指標例・代表的教訓、事例集の作成を通じ、事業実施の各段階においてジェンダーの視点に立った業務運営の実施を促進した。さらに、職員研修を通じ、事業担当部署の職員のジェンダー視点の強化に努めた（研修受講者は前年度の135名から158名に増加）。加えて、主要セクターの事業現場におけるジェンダー主流化の実践を促進するため、農業・農村開発、インフラの各分野の開発コンサルタント等に対する働きかけも行った。

ジェンダー視点に立った事業の運営に関しては、国別分析ペーパーにジェンダー視点の反映やジェンダー基礎情報収集調査を実施するとともに、キルギスやフィリピン等において、女性の経済的エンパワーメントに資する事業を実施した。

日本政府のジェンダー主流化に関連する政策への貢献に関しては、日本政府が開催した「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！TOKYO 2014）」や第3回国連防災世界会議の関連会議に対して、理事長、副理事長による機構の取組の発信を通じて貢献した。また、TICAD V の政府公約である女性に配慮した SHEP アプローチの広域展開も着実に進めた。加えて、国連安保理決議1325号に基づく日本政府の行動計画策定に対しても、検討会メンバーとして、これまでの機構の現場での取組を踏まえた意見を提出し、具体性のある行動計画の作成に貢献している。

以上を踏まえ、政策的重要性が一層高まっているジェンダー主流化の推進のため組織的な取組により態勢を強化したこと、日本政府の政策に機動的に対応し貢献したことから、中期計画における目標を上回る成果が得られていると認められる。

＜課題と対応＞

事業におけるジェンダー主流化促進の現状をレビューし、各事業への女性の参画等を一層推進するための効果的な方策を検討する。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

機構内のジェンダー主流化促進体制については適切に運営し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに係る協力方針」を策定したことは一定の成果である。またジェンダー理解の促進については、特に外部人材向けに農業・農村開発分野、インフラ分野など対象者の特性に合わせた研修を実施した。さらに、ジェンダー視点に立った事業の運営については、国別分析ペーパーや個別案件へのジェンダー視点の反映が促進された。

政策への機動的な対応としては、TICADV フォローアップへの貢献に加え、国連安全保障理事会決議第1325号に係る行動計画の策定に関して積極的な貢献を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策>

今後もジェンダー主流化促進体制の整備・運営を適切に行い、ジェンダー視点に立った事業を促進することを期待する。特に、「女性の輝く社会」実現に向けた政府の方針及び「女性の地位向上に一層取り組む」という中期計画に沿って、さらなる機構の取組を推進し、具体的な成果をあげることが求めたい。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 19	事業評価		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）（平成 24 年度） 0097 無償資金協力

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外部事後評価着手件数 ・ 技術協力 ・ 円借款 ・ 無償資金協力			96	79	98			予算額（千円）			(注)		
			20	20	20			決算額（千円）					
			50	41	51								
			26	18	27								
内部事後評価着手案件 ・ 技術協力 ・ 無償資金協力			43	62	78			経常費用（千円）					
				32	55			経常利益（千円）					
評価結果ウェブサイト公開件数 ・ 和文 ・ 英文								行政サービス実施コスト （千円）					
				138	184	188							
				137	182	182							
テーマ別評価実施件数			2	3	3			従事人員数	14	16	16		

（注）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組

(ハ) 事業評価 客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。
中期計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ハ) 事業評価 (一段落目は中期目標と同じのため省略) 具体的には、 - 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 - 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。 - プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ハ) 事業評価 ① 事後評価を着実に実施し、適切な提言や教訓を得る。また、得られた教訓を事業に反映できるよう、活用プロセスの改善に取り組む。事業評価の質の向上については、開発課題別に標準的指標と代表的教訓を整理した参考資料を活用し、評価に携わる外部人材等の能力強化を行うとともに評価結果の定性分析を行う。 ② 事業評価年次報告書を分かりやすい形で作成・公開し、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書等のウェブサイトへの掲載を促し、事業評価結果の検索システム機能を充実させる。事業評価結果の公表に加え、各種評価情報を積極的に外部に発信していく。 ③ プログラム単位の協力事業の事前評価段階での成果指標の設定及び教訓の活用を促進する。また、インパクト評価の実施により、事業効果のより正確な測定に努める。また、その結果を、内外への発信や事業の改善に活用する。
主な評価指標 指標 19-1 事後評価の実施状況 指標 19-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況 指標 19-3 評価結果の情報公開の状況 指標 19-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等の実施状況

3-2. 主要な業務実績

指標 19-1 事後評価の実施状況

1. 事後評価の実績

(1) 外部評価

- 実績と公開状況：外部評価の対象は原則 10 億円以上の案件で、終了後 3 年以内に実施している。2014 年度の評価完了案件は 76 件（技術協力 20 件、円借款 38

件、無償資金協力 18 件) で、評価結果は機構ウェブサイトを通じ外部に公開した (2013 年度 79 件 (同 20 件、41 件、18 件)) また、新たに 98 件 (同 20 件、51 件、27 件) の評価作業を開始し、2015 年度に完了予定である (2013 年度 79 件 (同 20 件、41 件、18 件))。

- **結果：**外部評価では、国際的基準 (OECD-DAC5 項目) に基づき、レーティング (格付け)⁹を付している。2014 年度外部評価完了案件の分布は、A20 件 (26%)、B36 件 (48%)、C17 件 (22%)、D3 件 (4%)。A と B を合わせた合計は全体の 74%を占めており、おおむね期待された効果が得られたものと判断できる。C、D の要因としては、「事業を取り巻く環境の変化」、「関連事業の遅延に伴う効果発現の制約」、「運営・維持管理の組織体制の問題」が挙げられる。

(2) 内部評価

- **実績と公開状況：**対象は 2 億円以上 10 億円未満の案件で、終了後 3 年以内に海外拠点等が実施している。2014 年度の評価完了案件は、前年度からの繰越分を含め 50 件 (技術協力 27 件、無償資金協力 23 件) で、評価結果は機構ウェブサイトを通じ外部に公開した (2013 年度 82 件 (同 48 件、34 件))。加えて、78 件 (55 件、23 件) の評価作業を開始し、2015 年度に完了予定である (2013 年度 62 件 (同 32 件、30 件))。
- **結果：**50 件の総合評価の結果から、半数を超える事業で事後評価段階において期待された効果がおおむね得られたと判断できる。評価対象案件の中で課題がある案件は、「持続性」に関するものが多く、その要因としては実施機関の予算措置等の財務面での課題が挙げられる。

2. 事業評価の質の向上に向けた取組

(1) 事後評価の質の向上

- **妥当性の分析強化：**事業評価外部有識者委員会の提言を受けて、妥当性の分析強化を外部評価 (円借款 4 件) にて試行的に開始した。
- **海外拠点が実施する内部評価：**海外拠点の評価に関する課題 (マンパワー不足、知見・経験不足、評価件数の増大等) を踏まえ、評価プロセスの簡素化や支援体制の強化等、内部評価の効率化と質の担保のための取組を実施した。例えば、評価部の役割分担の明確化による確認プロセスの簡素化、本邦コンサルタントを活用したヘルプデスク機能の強化、現地職員の研修を実施した。

(2) 事前段階の評価の質の向上

- 事前評価の質を高めるため、担当事業部による事業事前評価表の決裁の前に評価部との協議を義務付けている。2014 年度は、事業部が行う計画・審査段階の事前評価表等 456 件への助言・支援を行った。

(3) JICA 事業評価ガイドライン (第 2 版) の作成と公表

- 2010 年の JICA 事業評価ガイドライン第 1 版制定後の各種制度変更を反映するため、第 2 版を作成した。第 2 版では、対外的な説明責任を果たすことを重視し、

⁹ 事業の①妥当性、②有効性、③インパクト、④効率性、⑤持続性について個別に評価し、その結果を基に総合評価を「A (非常に高い)」、「B (高い)」、「C (一部課題がある)」、「D (低い)」の 4 段階でレーティングするもの。ただし、レーティングは評価の全てを包括的に反映してはいないため、その結果のみが過度に強調されることは好ましくなく、機構では、あくまでも参考指標として扱っている。

機構の事業評価に関する重要な考え方を簡潔に示す内容とした。また、海外の関係者向けに英文版を初めて作成し公表した。

(4) 事業評価外部有識者委員会の開催

- **概要：**事業評価外部有識者委員会を年 2 回開催し、主に評価の戦略的活用のための事後評価の効率性・効果の向上、過去の事業評価外部有識者委員会における提言への対応状況について意見交換を行った。委員からは、前者に関しては「プログラム単位や同種事業をまとめて評価するという効率化のための案は正しい方向性であるが、評価対象事業をどう選別するかのプロセスと戦略が重要」、また、後者に関しては、「欧米ドナーは援助の効果の議論を密接にシェアしている。今後、アジアのドナーコミュニティにおいて、日本が中心的な役割を担うためにも、発信力の強化が必要」等の助言を得た。
- **助言とその反映：**これら助言をいかし、機構では人材育成の強化、教訓活用の改善策などを行った。また、事業評価年次報告書に関して、構成の工夫による読みやすさ改善の助言を得たため、制度と評価結果の関係が分かりやすくなるように章立てや資料の配置を工夫して、2014 年版報告書を作成した。

(5) 内部関係者及び外部関係者の評価能力向上への取組

以下のとおり、評価に関する研修を行った（受講者計 965 名）。

- **本部職員**
 - **評価部が実施する職員向け研修（JICA アカデミー）：**2014 年度は 3 コース、受講者 331 名（2013 年度 3 コース、228 名）。具体的には、①明確な目標と適切な指標設定（6 回、176 名）、②事後評価から学ぶ、事業の有効性を上げる方策（新規。5 回、66 名）、③インパクト評価入門（6 回、89 名）。
 - **インパクト評価研修：**統計学、インパクト評価の主な手法、演習から成る全 18 回の研修を実施し、17 名が参加した。
 - **新入職員向け事後評価研修プログラム：**2015 年度開始に向けて必要な準備を行った。
- **在外事務所員**
 - 現地職員を対象に、テレビ会議システムを用いた事後評価入門研修を新たに 5 回開催し、計 170 名が受講した。
 - 現地職員を対象に、評価研修を 13 回（中国、タンザニア、フィリピン、バルカン、モロッコ等）実施し、127 名が受講した。
 - 在外事務所員等を対象に、テレビ会議システムを用いたインパクト評価入門研修を新たに 3 回開催し、計 64 名が受講した。
 - 日本評価学会の評価士養成講座（2 回）、海外コンサルティング企業協会、コンサルタントのための国際協力基礎講座（2 回）において評価に関する講義を行った（計 5 回、123 名）。また、来日した研修員等に機構の事業評価に係る講義を行った（6 回、計 133 名）。さらに、外部人材への評価諸手法の能力強化研修（保健分野のインパクト評価）、明治大学、龍谷大学によるセミナーに各 1 回、講師を派遣した。
 - 現地調査に関する電話会議 23 回、ローカルコンサルタント雇用支援 17 件などを通じて、在外事務所員や現地職員の能力向上に取り組んだ。

(6) 他開発援助機関等との連携

- **評価手法に関する情報収集：**世界銀行独立評価局との「独立評価とガバナンス・セミナー」開催（6 月）、世界銀行 Development Impact Initiative とのインパクト評価に係る面談（8 月）、世界銀行 Strategic Impact Evaluation Fund とのインパクト評価に係る面談（9 月）、OECD-DAC 評価ネットワーク定期会合への参加（11 月）、Science of Delivery に係る国際会議への参加（12 月）を通じて情報収集、意見交換を行った。
- **機構の評価の取組の発信：**China-DAC ラウンドテーブル（6 月）、ADB 独立評価局主催のフォーラム（9 月）、ADB と 3ie（International Initiative for Impact Evaluation）主催のインパクト評価カンファレンス（9 月）、外務省とマレーシア経済企画院の共催による ODA 評価ワークショップ（12 月）での発表を通じて機

構の事業評価やインパクト評価の取組の発信を行った。

- **他援助機関との合同評価：**韓国国際協力団（KOICA）とのタンザニアにおける税関システム管理に係るプロジェクトに関する合同評価を実施した。また、フランス開発庁（AFD）とのインドネシア気候変動プログラムローンに関する合同評価が完了した。
- **日本国内への貢献：**日本評価学会に参加（5月及び11月）し、機構のインパクト評価や事業評価全般の取組状況について発表した。

指標 19-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況

1. 標準的指標と代表的教訓の整理

- **2014 年度の取組：**「技術協力プロジェクトの開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス」として、14 分野（基礎教育、災害対策（防災）、農業開発・農村開発、中小企業振興、貿易・投資促進、水資源、法整備支援、障害と開発、ジェンダーと開発、金融、保健、地方行政、平和構築分野、廃棄物管理）における指標に加え、代表的な教訓を課題別指針の開発課題体系図の考え方にに基づき整備し、ウェブサイト上でも公開した。
- **行政改革推進会議で優良事例として評価された取組：**「無償資金協力開発課題別の標準指標例」については、2012 年度行政事業レビューの対応状況報告として外務省開発協力適正会議の席上で発表し、その後の機構内での運用を経て、総理を議長とする第 11 回行政改革推進会議（6 月）にて、各府省が行う事業改善の取組の優良事例として同会議有識者委員により紹介され、評価された。この標準指標例は海外拠点のナショナルスタッフ等が活用できるように、英文化を行い「JICA Standard Indicators for Grant Aid Projects」として整備しウェブサイト上でも公開した。
- **教訓検索システムの構築：**評価結果から得られた個別プロジェクトの教訓を横断的に分析・加工し、より汎用性・実用性の高い重要教訓としてナレッジ化するプロセスを確立した。同プロセスを経て生産された重要な教訓を一元的に蓄積・管理するため、教訓検索システムを新たに構築し、機構内で利用を開始した。

2. 評価結果の事業への活用を促進する取組など

- **重要教訓のナレッジ化：**個別プロジェクトの重要教訓情報を類似案件等に活用しやすい形に分析・加工（ナレッジ化）する新たな取組として、2014 年度は 4 分野（灌漑、水産、自然環境保全、防災）で、評価部、課題部、国際協力専門員、外部有識者やコンサルタント等有する暗黙知をナレッジ教訓シートに取りまとめた（「JICA ナレッジ・マネジメント推進計画」の施策の一環）。
- **「講評」の開始：**事業評価結果を関係事業部に対し直接フィードバックし、組織的に評価結果を共有するため、2014 年度から「講評」を開始した。事業部門、海外・国内拠点（テレビ会議）等、様々な部署から役職員・国際協力専門員計 202 名が参加した。理事会、全体部長会、在外事務所長会議でも同様の説明を実施することにより、組織全体で評価結果を共有した。
- **過去の事後評価結果の分析：**過去の事後評価レーティング結果を取りまとめること（説明責任）、将来に向けた示唆を得ること（学習・改善）、を目的として、「事後評価のレーティング結果の取りまとめ及び業務改善に向けた Preliminary な分析について」を試行した。さらに、この分析を基に、2009 年度から 2013 年度の事後評価結果の統計分析、より戦略的（有効かつ効率的）な評価の実施に向けた、事後評価方法に係る改善策の検討、2014 年度事後評価における定量分析の強化を目的として、より精緻な統計分析の実施を行っている（2015 年末に報告書完成予定）。

3. 評価結果の統合的な分析・検証を受けたテーマ別評価等の実施

- **テーマ別評価：**「ナレッジ教訓の抽出（評価結果の横断分析）」（上記 2. 参照）、「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」（指標 19-4 参照）を実施

した。

- **新評価手法の検討**：これまで評価が難しかった医薬品等供与に関する無償資金協力案件の事後評価について、他ドナーの評価手法の検討等を通じ、評価手法の提言を導出した。
- **開発調査型技術協力の評価**：事前評価・事後評価のあり方に係る検討と事前評価表記載要領の改訂を行った。
- **コミュニティ開発支援無償の評価**：事前評価・事後評価のあり方に係る検討と事前評価表記載要領の改訂を行った。
- **ジェンダー教訓の導出**：ジェンダー平等に配慮した案件からの教訓を導出し「事業評価年次報告書 2014」に掲載した。

指標 19-3 評価結果の情報公開の状況

- **事業評価年報とウェブサイトでの情報公開**：機構の事業評価について取りまとめた「事業評価年次報告書 2014」を機構ウェブサイト上に公開した（和文 2015 年 3 月、英文 2015 年 5 月）。さらに、和文 188 件、英文 182 件の事業評価結果を新たに公開した（2013 年度和文 184 件、英文 182 件）。こうした取組の結果、機構ウェブサイトの事業評価に関するページ閲覧数は、和文 38 万 9,305 件、英文 8 万 3,943 件（2013 年度和文 9 万 6,377 件、英文 5 万 5,697 件）となった。
- **その他の報告書の公開**：また、2013 年度に実施した事後評価報告書（外部評価・内部評価）、テーマ別評価「病院における 5S-KAIZEN-TQM の成果発現プロセスに係る分析」、「プロジェクトの PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントの強化策の検討」、「開発効果の持続性確保のための相手国政府による公共財政管理に向けての考察」、「コロンビア共和国紛争の被害者・共生和解支援プログラムの評価」の報告書もウェブサイト上で公開した。

指標 19-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等実施状況

- **協力プログラムの「評価可能性」**：テーマ別評価「JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」では、協力プログラムの「評価可能性」に着目し、協力プログラム形成時にその計画が満たすべき「要件」（評価可能性の確保に必要な要件）を明確化し、評価設問項目、評価ツール（案）を作成した。
- **インパクト評価**：2014 年度は計 9 件のインパクト評価を実施した（フィリピン「ムスリム・ミンダナオ自治地域平和・開発社会基金事業」、ルワンダ「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会参加のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」、モザンビーク「マプト市における持続可能な 3R 活動推進プロジェクト」のパイロットプロジェクトにおけるインパクト評価等）。
- **インパクト評価に関する研修、国内外の学会での発表等**：指標 19-1 参照

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も事業評価結果の事業へのフィードバックの強化を図りつつ、過去の教訓を新規事業・評価に具体的に生かす仕組み作りに期待する。プログラム目標の達成のため重要な施策の実施状況及び有効性の検証の仕組みづくりや、インパクト評価にも期待する。また、事後評価（外部）結果は総合レーティングだけでなく、各評価事項について優良事例、懸案事例を詳細に分析し、持続性確保や次期案件形成のみならず、実施監理体制の改善にもどのように反映されているかを示す必要がある。

<対応>

事業へのフィードバックの強化と過去の教訓をいかす仕組みづくりについては、事業の PDCA サイクルにおける教訓活用マネジメントのフローを整理の上、事業評価結果の事業部門への伝達を目的とした「講評」の導入、個別プロジェクトの教訓のナレッジ化プロセスの確立と導入、4 分野におけるナレッジ教訓の導出と公

開、教訓検索システムの新規構築と導入を行った。プログラム目標達成に向けた検証の取組については、「協力プログラムの評価可能性」に関するテーマ別評価を通じて検討を行い評価可能性の確保に必要な要件を整理した。インパクト評価については、計 9 件を実施するとともに、インパクト評価に特化した研修を実施する等、職員の能力向上に取り組んだ。事業評価結果を活用した実施監理体制の改善については、2014 年度、灌漑、水産、自然環境保全、防災、の 4 分野について、課題部、外部有識者を含めたワークショップ等を行い、重要教訓を抽出した。案件計画調書の記載要領や要望調査の実施要領において、事業評価結果の活用についての記載を義務付ける等、実施監理体制の改善に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：

機構は近年、事業評価の結果を新規事業に具体的かつ確実にいかすための組織的な仕組みとして、10 に及ぶ取組を導入してきた。2014 年度は、評価部門が個々の案件の評価で得られた教訓を分類し、評価部門と事業部門が共同でそれら教訓を実用性・汎用性の高い組織的ナレッジに加工し、選別した上で、評価部門が一元的に管理する検索可能なデータベースに蓄積するという包括的・組織的な仕組みを導入し、必要なインフラの整備や職員研修も行った。これまで個々人の経験知・暗黙知や個々の評価書に埋もれていた教訓情報を組織的な形式知に変換すると同時に、事業担当者によるこれら教訓情報へのアクセスを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

また、行政改革推進会議では、上記の 10 の取組の一つとして従来取り組んできた「無償資金協力開発課題別の標準指標例」の作成が、各府省による実質的、自発的な事業改善の取組として紹介された。同会議に応募のあった各府省の改善取組 30 件の中から民間議員により選定された 3 件のうちの一つであり、具体的な数値目標・効果指標を設定して PDCA サイクルを強化した点が、政府全体で共有すべき優良事例とされた。これに加え、「技術協力プロジェクトの開発課題別の標準的指標例及び代表的教訓レファレンス」（これまでに 14 分野で作成済み）において、定量化が困難な技術協力の指標を取りまとめて公開した点も成果といえる。

他方、事後評価の実施（指標 19-1）や評価結果の情報公開（指標 19-3）については、モニタリングの対象としている指標の実績値がいずれも順調に推移していること、事業評価外部有識者委員会の意見を反映してより分かりやすい事業評価年次報告書となるように内容を改善したことなどから、着実に実績を上げていると判断できる。新たな評価手法（指標 19-4）についても、インパクト評価件数の増加をはじめ、着実な実績を上げていると判断できる。加えて、外務省独法評価委員会の指摘事項や事業評価外部有識者委員会の助言を反映し、着実に評価制度とその運用の改善を行った。

以上を踏まえ、事業評価結果の事業へのフィードバック機能の強化についての新たな仕組みを導入したこと、無償資金協力の標準指標例が政府全体の優良事例として認められたこと、その他の目標においても順調に実績を上げたことに鑑み、本項目全体として、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

< 課題と対応 >

組織全体で事業評価結果を事業にフィードバックする仕組みを効果的に運用するため、評価部門においても、開発課題ごとの知見の蓄積と事業部門へのフィードバックを行うための体制が必要となる。このため、2015 年度は評価部門の体制を援手法別から課題別に改編する予定である。

３－５．主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

2014 年度は、合計 76 件の外部事後評価を完了、ウェブサイトで外部に公開し、内部評価は 50 件を実施・公開するなど、次の事業につなげるための評価結果の共有・公開における取組が着実に実施されている。

事業評価の質の向上に向けた取組として、事業評価年次報告書の作成に当たり、外部有識者委員会の指摘を踏まえるとともに、内外関係者への評価能力向上にかかる研修では合計 965 名の受講を得る等、積極的な取組が推進されている。

事業へのフィードバックに向けた情報共有として、14 分野における標準的指標に加え、代表的な教訓を開発課題に合わせて整備し、ウェブサイトで公表するとともに、重要教訓のナレッジ化やテーマ別評価によるナレッジ教訓の抽出など今後の事業の質の向上に関する取組を推進した点は評価できる。また、「無償資金協力開発課題別の標準指標例」の作成が評価され、各府省による実質的・自発的な事業改善の取組として行政改革推進会議の場で優良事例として紹介された。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞

平成 27 年度春の「行政事業レビュー」では、外部からの視点の導入、ナレッジ教訓の活用状況の可視化、外部評価者の構成の検討などが指摘されたところ、それらの指摘事項に適切な対応を行うことを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・2014 年度外部評価において、低い評価を受けた案件（C、D 評価の 26％）があるため、評価結果に至った原因分析を行い、得られた教訓を今後の事業運営に活かすべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 20	安全対策の強化		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号(平成 27 年度) 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費 交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報					
指標等	達成 目標	基準 値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
関係者に対する安全対策指導の取組 ・派遣前の機構関係者に対する安全対策講習の回数			57	54	84 (注 1)			予算額（千円）			(注 2)		
								決算額（千円）					
・在外拠点の安全対策強化のための調査団の派遣国数（延べ）			33	33	27			経常費用（千円）					
コントラクター等に対する安全対策の取組 ・実施状況調査（有償・無償）及び安全管理セミナー回数			90	105	190			経常利益（千円）					
								行政サービス実施コスト（千円）					
								従事人員数					

（注 1）2014 年度より、新規実施の短期ボランティア講座、職員研修（セルフディフェンス）及びバイク講座についても計上。

（注 2）項目 No. 27 別表 1 参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組

(二) 安全対策の強化 機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。
中期計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (二) 安全対策の強化 機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。 具体的には、 ●海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ●施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (二) 安全対策の強化 ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。 ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府、事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組を徹底し、必要に応じて支援する仕組みの強化を図る。これまでに取り組んできた執務参考マニュアルの機構内での周知徹底、実施状況調査等によるコントラクターへの助言、事故再発防止の取組等を行うとともに、新たな取組として建設工事の安全管理ガイドラインの運用検討等を行う。
主な評価指標 指標 20-1 関係者に対する安全対策の状況指標 指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

3-2. 主要な業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

テロの拡散等、海外での治安状況に対する懸念が高まる中、以下のとおり引き続き関係者に対する安全対策を強化した。こうした取組もあり、過去、年間 500-600 件で推移していた犯罪被害件数について、2013 年度に 418 件、2014 年度 396 件と低減傾向を継続できた。

1. 本部における安全情報の収集・分析・共有と安全対策への反映

- 機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集し、適宜リスク分析の上、海外拠点等の関係者に共有するとともに、渡航措置や行動規制に随時反映した。また、必要に応じて海外拠点に配置した安全対策クランクや外部情報リソースに詳細情報収集を依頼し、より精度の高い安全情報収集と共有に努めた。こうしたリスクの高い地域へ関係者を立ち入らせない取組を通じ、犯罪被害の未然防止に努めた。

2. 関係者に対する安全対策強化のための取組

(1) 派遣前の機構関係者に対する安全対策講習の実施

- 関係者の安全意識向上のため、派遣前安全対策講習を計 84 回実施した（安全対策 57 回、交通安全対策 27 回。2013 年度計 54 回）。同安全対策講習では、近年の犯罪被害や交通事故の発生傾向を分析の上、事故防止に向けた対策等を関係者に周知した。

(2) 海外拠点の安全対策強化のための取組

- 安全確認調査**：海外拠点を対象とした安全確認調査を延べ 11 か国¹⁰（2013 年度 15 か国）、安全・交通安全巡回指導を 16 か国¹¹（2013 年度 16 か国）で実施した。
- ソフト面・ハード面の諸対策**：各国・地域ごとの渡航制限及び行動規制の設定による被害防止、安全対策クランク配置による現地情報収集能力の強化、緊急連絡体制の整備（毎月の在外緊急連絡網の更新、衛星携帯電話等配置）、警備員の配置・防犯設備・機材整備による防犯体制の強化等を実施した。
- 海外拠点における安全対策の強化**：シリア邦人誘拐・殺害事件を受け、海外拠点に対し、邦人を対象とするテロ、誘拐、襲撃等、新たなリスクを踏まえた現地治安動向を確認の上、安全対策の強化策を検討するよう指示した（2015 年 2 月）。これを受け、海外拠点は改めて各国における現状を分析、既存の安全対策・行動措置等を再確認し、関係者に改めて周知している。

(3) 資金協力関係者の安全対策強化

- 事業関係者の派遣前オリエンテーション参加を可能とするとともに、海外安全に係る官民の協議会等において適宜情報交換を行った。南スーダン国外退避実施（2013 年 12 月）以降、現地治安状況を定期的に把握し、退避中の事業関係者を含む関係者に情報共有した。西アフリカ 3 か国におけるエボラ出血熱に対応した退避の際は、無償資金協力関係者にも情報共有し、機構関係者に準じ、迅速な退避を推奨した（8 月）。

3. 治安が悪化した国等における緊急対応の実績

- 即応体制**：平日夜間、休日・祝日も含む 24 時間緊急連絡待機体制を本部内に確保し、海外拠点等からの緊急連絡への即応に努めた。2014 年度は 108 件の在外緊急連絡に対応した
- 緊急対応の実績**：タジキスタン（5 月）、ウガンダ（7 月）、ブルキナファソ（11 月）、ミャンマー（2015 年 2 月）、バヌアツ（2015 年 3 月）等、現地治安状況の悪化や激甚災害の発生に対し、迅速な関係者の安否確認、退避、渡航制限、現地行動制限等を実施した。ギニア、リベリア、シエラレオネで拡散したエボラ出血熱に対し、関係者の一時退避等を早期に実施した（8 月）

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

¹⁰ マリ、南スーダン、フィリピン（2 回）、アフガニスタン、アルジェリア、パレスチナ（2 回）、イスラエル（2 回）、スーダン

¹¹ インド、ブータン、モンゴル、ヨルダン、ザンビア、ジンバブエ、カンボジア、ベネズエラ、グアテマラ、エルサルバドル、フィジー、キリバス、ケニア、マダガスカル、フィリピン、ガーナ

以下のコントラクター等に対する安全対策を強化した。事故事案報告件数は、35 件（2013 年度 38 件）と減少した。

1. 指針文書の策定と運用開始

- **ODA 建設工事安全管理ガイドランスの策定：**年度計画を前倒しして「ODA 建設工事安全管理ガイドランス」を策定し、機構内外へ周知した（9 月）。業界団体（海外建設協会、海外コンサルティング企業協会、国際建設技術協会）に対しては、同ガイドランスの説明会を実施し、理解の促進を図った。また、技術協力、無償資金協力、有償資金協力における同ガイドランスの運用方針を策定した上でその適用を開始した。さらに、同ガイドランスの策定を踏まえ、施設建設等事業に関連する執務参考資料「業務指示書作成の手引き」に同ガイドランスの内容を反映した。
- **施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針の策定：**「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し（2015 年 2 月）、2014 年度の安全対策の取組実績の確認、事故の発生状況の確認及び原因・傾向の分析、安全対策の改善策の検討を行った。同委員会での議論を反映し、新たな取組として、施設建設等事業における安全対策に対する機構の基本理念及び基本方針として「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を策定・公開し、運用を開始した（2015 年 3 月）。
- **組織的な安全対策の推進：**個別の事故事案に対しては、事故原因、再発防止策、工事实施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめて関係者へフィードバックし、事故の予防に努めた。また、事故事案報告が連続した場合には、機構内で全関係部署に安全対策の徹底と事故の予防に関する注意喚起を行った。

2. 現場における安全対策強化のための取組

- **資金協力の実施状況調査：**現場における安全対策の状況確認と改善提言等を行う実施状況調査について、無償資金協力事業関連で 33 か国 91 件（2013 年度 35 か国 67 件）、有償資金協力事業関連で 9 か国 32 件（2013 年度 8 か国 26 件）を実施し、各現場における安全対策の徹底と事故の予防に努めた。また、コンサルタントが機構に提出する無償資金協力の施設案件の進捗状況月間報告に対し、機構の資金協力アドバイザーが技術面及び安全面からの助言を行い、安全対策の徹底に努めた。11 月に実施した円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査（スリランカ）では、機構、相手国実施機関、コンサルタント、コントラクター等の参加の下、ODA 建設工事安全管理ガイドランスに関する質疑応答とともに、大コロンボ圏都市交通整備事業で発生した工事事故の原因分析を行い、安全管理に対する改善策を提言した。
- **海外拠点の安全対策の強化：**在外事務所長会議（9 月）において、海外拠点の所長に対し、工事安全対策に関する機構の考え方や現場における安全対策への対処等を説明し、工事現場を確認する際の参考資料「現場の見方」を配布して海外拠点における安全対策の強化に努めた。また、原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置し、現場における安全対策を徹底する体制を整えた。さらに、工事安全に関する意識の醸成のため、施設建設等事業の現場を管理する海外拠点等の関係者に対し、安全管理セミナーを 31 か国 67 件実施した（2013 年度 8 か国 12 件）。
- **開発途上国関係者の安全意識の醸成：**課題別研修「社会基盤整備における事業管理」コースにおいて、安全・衛生管理に関する講義・視察を実施し、開発途上国の関係者における工事安全に関する意識の醸成に努めた。また、国別研修イラク ODA セミナーの中で工事安全対策セミナーを実施し、円借款事業の Project Manager（局長級）に対し、工事安全対策の重要性と安全対策の手法についての理解促進を図った。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も引き続き現場における適切かつ十分な安全配慮を行うとともに、特に紛争地・遠隔地や職員が少ない地域での在外職員やボランティアへの精神面でのサポートの一層の強化が期待される。

<対応>

現場における安全配慮について、機構関係者に対しては、各国の治安情報収集及び渡航措置等への反映、緊急事態発生時の関係者の安全確保等、必要な諸施策を随時実施した。コントラクター等に対しては、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」の制定・周知、各種安全対策指導等を実施し、現場における事故の予防と低減に努めた。紛争地・遠隔地や職員が少ない地域での在外職員やボランティアへの精神面でのサポートについては、派遣前にメンタルヘルスケアに関する研修を実施するとともに、派遣中も24時間体制で相談を受け付ける「こころの電話相談」窓口を設置・運用する等の対応を継続した。また、退避等の有事の際には、対象者に対してストレスチェックを行い、必要に応じて顧問医との面談も行っている。なお、ミャンマーへの派遣者に関しては、これまでタイ事務所が遠隔で健康管理を行っていたが、2015年度にミャンマー事務所に新たに健康管理員1名を配置する予定である。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：

機構関係者に対する安全対策について、テロの拡散等、海外の治安リスクが高まる中、治安情報収集及び渡航措置等への適切な反映、派遣前関係者の安全意識向上の促進（安全対策講習の回数は54回から84回に増加）に努めるとともに、海外拠点の安全対策を強化し、治安が悪化した国等においては迅速な緊急対応等を実施した。こうした取組もあり、犯罪被害件数は減少した（2013年度に418件、2014年度396件）。

コントラクター等に対する安全対策については、新たに「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」、「施設建設等を伴うODA事業の工事安全方針」等の指針文書を策定し、運用を開始した。また、原則として全ての海外拠点に工事安全対策担当者を配置するとともに、資金協力の実施状況調査（2013年度延べ43か国93件、2014年度延べ42か国123件）及び安全管理セミナー（2013年度8か国12件、2014年度31か国67件）を拡充し、海外拠点の安全対策を強化した。こうした取組もあり、事故事案報告件数は35件（2013年度38件）と減少した。

以上を踏まえ、組織全体で安全対策の強化に取り組んだ結果、犯罪被害件数及び事故事案報告件数が減少したことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

<課題と対応>

テロの拡散等、海外での治安リスクが一層高まる中で、いかに関係者の安全を確保するかが課題であり、引き続き各国の治安状況の把握に努め、適時・的確な対応を図るとともに、関係者の意識向上のための取組を継続する。特にコントラクターに対する安全対策については、現場における安全対策の一層の徹底、機構内における啓発活動の実施、海外拠点等における「安全対策強化キャンペーン」の実施等を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

< 評定に至った理由 >

各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮し、安全情報の収集・分析・共有、安全対策への反映を行うとともに、機構事業関係者に対する安全対策強化のための取組を適切に行った。また、年度計画を前倒しして「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を策定し、業界団体に対する説明会を実施するなど、特にコントラクター等に対する安全対策の強化を実施した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

< 今後の課題 >

引き続き、現場における適切かつ十分な安全配慮を行うとともに、有償資金協力に携わる企業関係者を含め、コントラクターに対する安全対策を確実に進めることを期待する。

< その他事項（有識者からの意見聴取等） >

・ 対応努力は認められるものの、例年を大幅に上回る水準とは言い難い。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施		
業務に関連する政策・施策	ODA 大綱、開発協力大綱、平成 26 年度国際協力重点方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交政策の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 号に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
中期計画 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
年度計画 （６）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。
主な評価指標 なし

3-1. 年度評価に係る機構の自己評価
2014 年度は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請の実績はなかったため、報告対象外とする。

3-2. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 22	組織運営の機動性向上		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (2011 年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
国内拠点の利用者数（人）	年度計画に掲げる目標値（2012 年度は 47 万人。 2013、2014 年度は前年度実績以上）	561, 136	589, 572	651, 885	838, 142			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の機動性向上 機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。 海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODAタスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。 国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。
中期計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 組織運営の機動性向上 (一段落目は中期目標と同じのため省略)

具体的には、

- 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。
- 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。
- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、他法人海外事務所との共用化・近接化について、政府方針等の趣旨に従い、適切に対応する。
- ③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。また、事務所運営について、現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するための枠組みを導入し、機能させる。
- ④ 旧広尾センター閉鎖後の本部及び国内機関の新たな体制に基づく業務を滞りなく実施する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、両センターの役割と機能の検討を進める。その際、地元自治体等関係機関等との連携のあり方も考慮する。
- ⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について平成 25 年度実績を上回ることを目指す。

主な評価指標

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況（定量指標：国内拠点の利用者数）

3-2. 主要な業務実績

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- ・ **開発ニーズに柔軟に対応するための課題部の改編**：スケールメリットを活用した柔軟な業務運営の確保及び同一の分野・課題に関する知見の共有・活用促進を通じた習熟度向上を目指すべく、課題 5 部の計画・調整課以外の全課を廃止し、従来の課を超えた分野・課題グループ単位の業務体制を構築した。
- ・ **平和構築・復興支援室の設置**：平和構築に関する ODA の更なる取組強化、平和構築・復興支援に係る業務の増大に対応するため、経済基盤開発部を社会基盤・平和構築部とし、これまで同部の平和構築・都市・地域開発グループが担っていた平和構築部分を独立させ、同部内に平和構築・復興支援室を設置した。
- ・ **広尾センター閉鎖に伴う改編**：「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく広尾センターの閉鎖に伴い、2013 年度に一時的に国内事業部に移管した地球ひろばの機能に関し、1 課を廃止、2 課を東京国際センターに移管、1 課を広報室の地球ひろば推進課（新設）に移管した。
- ・ **研修事業の質の向上と業務効率化のための改編**：従来各国内機関が行ってきた研修関連経理業務の一部を国内事業部の研修経理課（新設）に移管した。同時に、研修事業の各種支援業務を集約することによって業務の効率性や質の向上を図るべく、研修監理員管理課及び研修員受入管理課を研修管理課（新設）に統合した。
- ・ **国際協力人材の育成・活用の一体的実施のための改編**：国際協力人材部の国際協力人材センター課を廃し、同課所掌事務を人材養成課と人材確保課に移管した。また、約 120 名の人員を有する派遣管理センター室の業務を適正に管理するため、同室を廃し、派遣管理第一課及び同第二課の 2 課体制へ改編した。
- ・ **調達業務の効率的運営のための改編**：調達部において計画課及び契約企画課を統合し、同部 5 課体制を 4 課体制に変更した。
- ・ これらの取組の結果、2014 年度末時点で 31 部局所 130 課となった（課には部内室及びグループを含む。2013 年度末時点 31 部局所 151 課、2011 年 4 月時点 145 課）。
- ・ **チーム制のレビュー**：機構は、2013 年度に、プログラム・アプローチの推進も含めた特定の国・地域に関する事案に対して、地域部、課題部、海外拠点の知見を集約し、これら関係部署が密に連携しながら事案に取り組む枠組みとして「チーム制」を導入し、7 件のチームを設置した。2014 年度は、その導入状況をレビューし、事業規模が大きく分野横断的な事案に関して、事業実施の機動性向上、部署間の円滑なコミュニケーション、国内関係者及び先方政府との窓口一元化の実現といった成果が確認された。また、レビューの結果を踏まえ、今後、国・地域に係る事案に限らずに、関係部署の連携ニーズに対応する制度枠組みとして再構築を行う方針を整理した。

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- ・ **適正な配置**：海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、協力実施状況等を踏まえた適正化を図るべく継続的な検討を行っている。2014 年度は、モザンビークにおいて、モザンビーク事務所のある首都から離れた北部地域で「ナカラ回廊開発・整備プログラム」を中心とする事業を円滑に実施するため、同地域の中心地（ナンプラ市）に事業監理の拠点を設置した。
- ・ **他法人海外事務所との共用化・近接化**：6 月にフランス（パリ）において機構事務所が移転し、日本貿易振興機構（JETRO）及び機構の近接化が実現した。また、11 月にはベトナム（ハノイ）において、機構事務所が移転し、国際交流基金、JETRO 及び機構の近接化が実現した。その他、中国、マレーシア、インド、エジプトにおいて、2014 年度内の共用化・近接化の検討を行ったが、主には経済的合理性の観点から適切な物件が見つからず、既存物件の契約更新を行った。

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- **3 か年の運営計画に基づく機動的な海外拠点運営**：機構は、現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な海外拠点の運営を実現すべく、2013 年度に各事務所の 3 か年の運営計画の仕組みを試行的に導入し、各事務所において 2014-2016 年度の計画の運用を開始した。これにより、これまで本部が主導してきた海外拠点の要員や運営経費の管理を、各事務所がそれぞれの運営計画に基づく予算の枠内で柔軟に運用することが可能となった。これを受けて、全事務所において、各事務所の状況に応じた現地職員の評価基準と昇給ルールを整備し、同ルールに基づいた給与改定を行った。また、6 割程度の事務所において、年次における状況変化等に応じた人員体制の変更、増員等を機動的に実施した。
- **現地職員の活用促進**：人事部内に現地職員マネジメント支援班を設け、現地職員管理に係る海外拠点への支援体制を構築した。また、本邦研修の計画・実施・評価に至る一連の業務における現地職員の一層の活用を促すため、研修事業担当現地職員を対象とした本邦研修を実施するとともに、現地職員の本邦研修同行制度について、対象範囲の拡大や手続きの明確化等を行い、活用を促進した。さらには、秀でた能力を有する現地職員が、海外拠点において管理職相当の役割を担うことを可能とすべく、現行制度よりも上位の職階を設けるための検討を開始した。また、現地職員の能力強化の機会拡大の観点から、職員のコアスキル習得のための研修「JICA アカデミー」の一部を現地職員向けに英語で実施した。
- **国内から在外への定員のシフト**：国内における業務の多様化並びに政策課題への対応及び総人件費の制約から、2014 年度は定員シフトの実施が困難であった（2013 年度：国内 1,365 名、在外 433 名。2014 年度：国内 1,368 名、在外 433 名）。一方で、増大する機構業務に対応した人員体制の強化を図るべく、前年度の外務省独立行政法人評価委員会の指摘「現場機能の強化については、在外への人員シフトと人件費の抑制の両立が困難な点は理解するが、長期的には海外拠点の人員増を可能にする方途も検討すべきである。」も踏まえて、2015 年度予算の要求において在外定員を含む増員のための予算を要求し、在外定員 2 名の増員が認められた。
- **海外拠点間の人員配置の見直し**：企業、自治体、大学、NGO からの提案型事業が急増しているベトナム、事業量が急増しているミャンマー、インド及びバングラデシュなど、事業展開上喫緊に現場機能強化が必要となっている拠点については、職員の増員により態勢を強化する一方、将来的に事業量の減少が見込まれる拠点については減員した。また、本部による海外拠点への支援を強化すべく、6 拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これら海外拠点の事務の効率化を進めた。

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- **国内機関統合後の状況**：「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）、札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）については、統合後も各センターにおいて滞りなく業務を継続している。
- **広尾センター閉鎖後の状況**：旧広尾センターの地球ひろばの企画運営に関する業務を広報室地球ひろば推進課に移管し、広報室の有する広報ツール、コンテンツ、人的ネットワークを有効活用することで、地球ひろばの企画力強化、展示内容の充実を図り、広報活動との相乗効果を生み出している。
- **地域の結節点としての機能強化**：関東圏にある国内機関の 1 都 6 県の所掌体制を見直し、従来東京国際センターが所掌していた栃木県を筑波国際センターが、山梨県を横浜国際センターが所掌することとした。これにより、県庁等、地域の主要関係機関へのアクセスが向上し、担当国内機関がより地域に密着し、地域関係機関へのきめ細やかな対応を行うことが可能となった。
- **東京国際センターと横浜国際センターの統合に係る検討の状況**：長期的な研修員受入れのあり方、施設の稼働率・利用状況のほかにも、地域の結節点としての役割等も踏まえて、両センターを含む関係部署が両センターの機能整理について検討した。

指標 22-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

1. 多様なパートナーとの連携強化及び施設利用の促進に向けた取組

- ・ 機構は、各国内拠点において、地域内の企業、自治体、大学、NGO 等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている。具体的な連携事例は下記 2. のとおり（各パートナーとの連携全般について、指標 9-1～4 を参照）。この結果、2014 年度国内拠点の総利用者数は、83 万 8,142 人と目標値及び前年度実績値（ともに 65 万 1,885 人）を大幅に上回った。利用者増加の原因としては、国内拠点での NGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーや修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。

2. 国内拠点での取組事例

- ・ **北海道国際センター（札幌）**：北海道の関係機関と連携した「食と観光国際フォーラム」の取組について、指標 8-4、9-2 参照。
- ・ **筑波国際センター**：2014 年 3 月のベトナム国家主席による茨城県訪問後に、茨城県とベトナムが農業協力実施に関する覚書を締結したことを契機として、2015 年 2 月より草の根技術協力（地域活性化特別枠）「ハノイ市周辺及びナムディン省における都市近郊型農業推進」を開始した。また、スポーツ・フォー・トゥモローへの貢献のため、筑波大学体育専門学群と覚書を締結し、短期ボランティア 5 名を 2015 年 3 月にカンボジアへ派遣した。さらに、銚田市とのインドネシアでの草の根技術協力を機に「なんとかしなきゃ！プロジェクト」メンバーに就任した鹿島アントラーズとの連携を通じ、同国への中古ボール寄贈等の交流事業等を行う予定である。
- ・ **関西国際センター**：2015 年が阪神淡路大震災から 20 年となるとともに、国連の防災行動指針「兵庫行動枠組」の目標年でもあることから、防災分野に特に重点を置き、兵庫県ほか地元自治体、当地所在の国際機関を含む防災関連機関、NGO、大学等との連携により事業を実施した。2015 年 1 月に主催、協力した各種イベントでは計 8,000 名の参加者を得た。特に、兵庫県、ひょうご震災記念 21 世紀研究機構との共催により実施した国際シンポジウムでは、防災の知見と教訓を伝え、これを育む協力の重要性などにつき、民学産官の関係者間で議論を深めた。同シンポジウムには、国連防災担当事務総長特別代表、井戸兵庫県知事（国連が任命する防災・減災リーダーの一人）の参加も得て、第 3 回国連防災世界会議に向けたインプットを行った。他方、草の根技術協力事業や民間連携事業を通じ、関西地域で産学官を挙げて進められている防災技術、環境技術、医療等の地域に優位性のある技術の海外展開の取組と連携するとともに、経済団体幹部、自治体首長、大学長などの現地訪問への同行、関連会合での情報提供や提言を積極的に行うなど中期的な視点からの連携を進めている。
- ・ **九州国際センター**：九州国際センターでは、長年にわたり熊本医療センターと連携した課題別研修を実施し、熊本医療センターと開発途上国の人的ネットワークの形成にも貢献している。特に 20 年前に同研修に参加したエジプト日本科学技術大学（E-JUST）の学長とは、エジプトでの第三国研修に熊本医療センターが短期専門家を派遣するなど、継続的な協力関係にある。10 月に熊本医療センター院長がエジプトを訪問した際には、同国保健大臣から肝炎対策への協力を依頼され、2015 年度の包括的な肝炎対策研修コースではエジプトを中心に研修員を受け入れることとなった。他方、宮崎大学とは、教職員の機構事業への参画（専門家派遣、研修員受入等）や人事交流等を目的に、7 月に連携覚書を締結した。宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫被害の経験を開発途上国に伝えるべく、人獣共通感染症や食の安全性確保を優先分野とする連携事業に取り組む予定である。
- ・ **東北支部**：東日本大震災被災地と連携した第 3 回国連防災世界会議での発信及び草の根技術協力事業並びに復興支援と国際協力に携わる人材の裾野の拡大の取組について、指標 3-1、9-4、10-8 参照。
- ・ **北陸支部**：北陸支部では、地域の経済団体等と連携して、地元の中小企業の海外展開を積極的に支援している。富山県魚津市では魚津市、滑川市、黒部市の商工会議所と中小企業海外展開支援事業セミナーを共催し、外務省、民間連携ボランティア制度の活用企業、帰国ボランティアの参加を得た。また、北陸地域の金融機関及び経済団体を対象とした「ODA を活用した北陸地域企業の訪問・視察ツアー」を富山県、石川県にて実施し、それぞれ 12 名、10 名の参加を得た。さ

らに、民間連携ボランティア事業視察団をカンボジアに派遣し、企業、マスコミ 10 社余りが参加した。他方、企業等の海外視察の帰国報告会とボランティアの帰国報告会をセットにして、「ワールド・レポート in 北陸」として一般公開型のイベントとして開催した。企業関係者等約 80 名の参加があり、参加企業による帰国隊員の採用に関する相談の増加につながった。

- **四国支部：**四国支部では、全国一のため池密度を誇る香川県のノウハウをいかし、香川県及び同県土地改良事業連合会と連携して、地域の水管理に関する課題別研修を実施している。とりわけ、香川県独自のため池維持管理技術、農家が主体的に行う水管理、県境を越えて水を確保してきた取組に関する研修は、研修員から高い評価を得ている。提出された研修事後レポートによれば、過去に研修に参加した 14 か国の 43 名は、帰国後、所属先や地域の水管理を担う住民に対して日本での研修成果を伝えており、その実績は 7,000 名に及ぶ。また、研修を通じて作成した水利施設の改修案を研修員が州政府に提出するなどの成果が発現している。こうした取組は、香川県及び同県土地改良事業連合会との連名による農業農村工学会での発表、香川大学インターナショナルオフィス主催の市民講演会での紹介等により、県内でも積極的に発信されている。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

本部におけるプログラム・アプローチに対応するための取り組みの強化が期待される。海外拠点の機能的統合の更なる検討を進め、現状維持の場合その理由、共用化又は近接化を目指す場合には、具体的な実行の時期を明確にしておく必要がある。また、英国事務所の閉鎖後は、連携協力調査員配置を通じた英国との密接な関係の維持が期待される。現場機能の強化については、在外への人員シフトと人件費の抑制の両立が困難な点は理解するが、長期的には海外拠点の人員増を可能にする方途も検討すべきである。また、海外事務所の権限の拡大、就労環境の整備等の現地職員の活用への取組や、海外と本部との支援業務の事務的な協力体制や業務のスリム化による効率性向上により海外事務所の機能強化が図られることを期待する。国内拠点については、東京国際センターと横浜国際センターの役割分担の明確化に留意しつつ、各国内拠点の地域の特色を生かしたプログラムの展開を期待する。また、ODA の果たす役割の重要性がますます高まっている中、その実施機関である JICA については、各独法に共通して求められる効率化に然るべく対応をしつつも、人員・予算については横並びで整理せず、相応の配慮が不可欠であり、人事制度改革なども一層進めながら、しっかり体制強化を図っていくことが求められる。

<対応>

プログラム・アプローチに対応するための組織運営上の取組の強化として、関係部署の連携枠組みとして 2013 年度に導入したチーム制のレビューを行った。海外拠点の共用化又は近接化については、閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的方針」（平成 25 年 12 月 24 日）の趣旨に沿って、全ての拠点について、契約更新、移転等のタイミングにおいて、共用化・近接化の可能性を検討することとしている。英国事務所の閉鎖後は、連携協力調査員を継続して派遣し、英国との関係を維持している。現場機能の強化については、2015 年度予算要求において、海外拠点を含む人員増に係る予算要求を行い、海外拠点については 2 名の増員に係る予算措置を得た。また、事務所主体の運営計画の運用開始、現地職員の更なる活用のための制度構築、経理業務の一部本部移管等、海外拠点の機能強化への取組を継続した。国内拠点については、地域のリソースを踏まえて各国内拠点の地域特性を設定することで、拠点ごとの研修の重点分野・軸を明確にし、課題別研修の所管決定の際の指針とした。これにより、東京国際センターと横浜国際センターを含む各国内拠点が比較優位を有する分野への研修コースの集約を進めた。

３－４．年度評価に係る法人の自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：

本部組織体制の改編については、開発ニーズに柔軟に対応するための課題部の体制強化、日本政府の政策を踏まえた平和構築・復興支援の拡充への対応、業務の効率的運営等を目的として、機動的な改編を行った。この結果、2014 年度末時点の課の数は 130 課（2013 年度末時点 151 課）となった。他法人海外事務所との共用化・近接化については、フランス（パリ）及びベトナム（ハノイ）において機構事務所の移転により近接化を実現した。現場機能の強化に関しては、国内における業務の多様化、政策課題への対応、及び総人件費の制約から、2014 年度は定員シフトの実施が困難であったが、3 か年の運営計画により各海外拠点が必要員や予算を柔軟に運用できるようになったこと、現地職員向け研修を拡充したこと、現地職員管理のための本部の支援を強化したこと等から、現場機能は総合的に強化されたと認識している。国内拠点については、中小企業等の新たなパートナーとの連携を促進し、地域の結節点としての機能を強化した。これにより、国内拠点の利用者数は 83 万 8,142 人となり、年度計画に掲げる目標値（65 万 1,885 人）を上回った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

< 課題と対応 >

現場への権限移譲、現場機能の強化を図るために、2014 年度より各海外拠点の 3 か年運営計画を導入しており、今後、その実施状況のモニタリングを実施する。地方の結節点としての機能を強化するために、国内拠点で実施される事業の戦略、研修事業等の基本戦略を検討する。

３－５．主務大臣による評価

評価：A

< 評価に至った理由 >

本部組織の改編、国内外拠点の配置適正化に向けた取組、現場機能の強化に向けた取組、多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組において、着実な取組が進んでいる。

本部組織体制の見直しについては、外交上の重要課題に対処すべく、平和構築・復興支援室の設置、分野・課題グループ体制の整備、検証結果を踏まえたチーム制の方針決定は、評価すべき自主的な取組である。

海外拠点の配置見直しに関しては、「独立行政法人等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、パリ、ハノイにおいて他独法との在外事務所の近接化を実施している。また、現場機能の強化について、各事務所の 3 か年の運営計画の仕組みの導入は、現場主導の柔軟な運用を可能にする取組であり評価に値する。

国内拠点に関しては、各拠点の特徴を活かしつつ、多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進が実行されており、2014 年度国内拠点の総利用者数（838,142 人）が前年度実績（651,885 人）を大幅に上回ったことは評価できる。さらに「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）への対応も適切である。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

現場機能の維持・強化のため、在外への人員シフトに向けて引き続き取り組むとともに、現地職員を一層活用する方策を検討すべきである。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・事業改善の目的達成には、業務運営の改善が不可欠と思われるため、業務運営部門の自己評価が事業部門を下回っているのは問題ではないか。
- ・現地職員の一層の活用の観点から、文書やコミュニケーションの英語化など、現地職員が能力を発揮できる環境整備が必要である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）,（平成 24 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （イ）契約の競争性・透明性の拡大 機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 中期計画 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （イ）契約の競争性・透明性の拡大 （一段落目は中期目標と同じのため省略） 具体的には、 - 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 - 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。 年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ② コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、契約管理及び実績評価の改善、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリング・制度改善に継続的に取り組む。また、公示予定案件の公表件数を拡大し、企業等が応募しやすい環境を整える。
- ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査については対象案件を増加させる。
- ⑤ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続する。また、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑥ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

主な評価指標

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

指標 23-4 不正行為等への対応

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- ・競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースで 27.6%（2012 年度 33.4%、2013 年度 28.8%）となったが、金額ベースで 42.4%（2012 年度 45.5%、2013 年度 37.9%）となった。件数ベースの割合は、新規参入促進と手続き合理化を目的とした契約の大型化（契約期間を長期化）を主な要因に 1.2 ポイント減少した。一方、金額ベースの割合は、大型化した契約について複数者の応札・応募を得られなかったものがあつたことから、4.5 ポイント増加した。
- ・契約件数の 3 割、契約金額の 5 割を占めるコンサルタント等契約においては、一社応札・応募の割合は、件数ベースで 29.4%（2012 年度 39.6%、2013 年度 30.4%）、金額ベースで 50.6%となった（2012 年度 57.1%、2013 年度 50.8%）。

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を4回開催し、2回連続で一者応札・応募になった契約17件の点検並びに2013年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約10件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた（2013年度は各15件、9件を点検）。また、国内拠点（筑波国際センター）と海外拠点（カンボジア事務所）を対象に、契約監視委員会委員による事業視察調査を実施した。特命随意契約又は一者応札・応募となった契約を中心に事業の現場の視察を受け、実態を踏まえた適切な契約の点検を受けることができた。

3. コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施と定着

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（2010年12月7日閣議決定）において機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ、外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。こうした取組の結果、47者（2014年度の契約者数の15%）の新規参入を得た（2013年度74者、20%）。

(1) 応募者拡大のための取組

- **ガイドラインの周知**：発注者、受注者の責任・権限を明確化するとともに、受注者裁量を拡大し、より柔軟な業務従事者の配置を可能にするべく、2013年度にコンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」を策定し、2014年度から適用を開始した。2014年度は本ガイドラインの理解促進、周知を目的として、機構内外向けに説明会を計8回開催した。
- **調達予定案件情報の公表**：コンサルタント等がより応募しやすい環境を整備するため、従来は任意で公表していた調達予定案件情報に関し、全ての案件について公表することとした。
- **公示時期の平準化**：一者応札・応募の主要因の一つである、特定時期への契約の集中による業務従事者の配置の困難に対処するため、公示時期の平準化や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等を行い、競争性の向上に努めた
- **業務従事者の裾野の拡大**：若手人材や国内経験豊富な人材の活用促進を図るべく、プロポーザル評価における若手育成加点（若手とシニアが組んで正副総括業務従事者として応募した場合に加点する制度）や国内経験を積極的に評価する制度を2013年度に整備し、2014年度も継続実施した。今年度公示した業務実施契約354件のうち201件を若手育成加点对象とし、同対象契約に対するプロポーザル663件のうち251件が若手加点を目指したものとなった。また、制度導入前と比較して、若手の副総括活用が15%増加した。また、評価対象業務従事者が3名以上の業務実施契約126件のうち110件において、一部の従事者についての語学ないし対象国での経験を問わないこととし、国内経験者が参入しやすい条件を整えた。
- **市場との対話の促進**：一者応札・応募の低減のため、開発課題ごとの業界との意見交換会を5回開催した。また、案件の予測性の向上を図るため、前述の調達予定案件情報の事前公表のほか、公示段階での業務指示書（案）の公開と意見招請や公示後の業務説明会の開催を推進している。業務指示書の配布を受けたものの、技術提案書の提出に至らなかった場合に、その理由を把握して今後の改善に資するため、「プロポーザル提出辞退理由書」を導入し、さらに一者応募となった案件については、辞退者から理由書を得るとともに、必要に応じヒアリングを行った上で、「一者応募分析報告」を作成し、今後の対応に活用している。

(2) 競争性・透明性向上のための取組

- **新実績評価制度の適用**：実績評価の質及び透明性の向上を目的として、2013年度に新実績評価制度を整備し、評価項目を大幅に見直すとともに、評価に係る受注者との対話促進（受注者の自己評価導入及び機構による評価理由の説明）の仕組みを盛り込んだ。2014年度はこの新制度の適用を開始した。
- **総合評価落札方式の試行**：総合評価落札方式試行案件22件（2013年度16件）を公示し、2011年度以降の累計は50件となった。試行結果を分析の上、2015年

度から本格導入する予定である（ただし、競争性を損なう可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除く）。

4. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- **国内拠点の建物管理契約**：官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入（求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入については受注者裁量を拡大）等の改善を行った。対象入札 6 件のうち 4 件が複数応札となり、一者応札が継続していた従来と比較して大幅に競争性が向上した（指標 25-4 参照）。
- **公告予定案件情報の事前公表**：応札候補企業による予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を導入した。また、応札勧奨の担当職員用ガイドラインを策定した。特に、前回一者応札・応募となった契約について、これらの取組を強化した結果、2014 年度において更新を迎える契約について 2 回連続一者応札・応募となる案件（契約監視委員会点検対象）は 13 件に減少した（2013 年度 18 件）。
- **企画競争による調達方法の明確化**：コンサルタント等契約以外の契約は原則、入札により契約相手方を選定することとしている。ただし、機構による仕様の確定や正確な積算が困難な業務（例えば広報企画等）又は応募者からの提案を重視すべき業務については、企画競争を通じて調達する場合の実施方法や書式を整備し、業務の目的や内容に応じた適切な調達方法の選定を可能とした。
- **研修事業に関する契約の見直し**：多様な開発途上国のニーズに対応するべく研修委託先の裾野を拡大し、研修事業の質の向上を図る手段として、研修業務委託契約に関し、市場価格を加味した新積算方式を試行的に導入した。また、各国内拠点がより競争性のある合理的な調達方法が選択できるよう、研修事業において研修委託契約の調達方法（競争、参加意思確認公募、特命随意契約）の判断基準を明確化した。

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- **実績**：競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 18.1%（2012 年度 17.8%、2013 年度 17.8%）、金額ベースでは、7.7%（2012 年度 8.0%、2013 年度 17.1%）となり、高水準の競争性を維持した。
- **契約監視委員会の点検結果**：2014 年度は、契約監視委員会において競争性のない随意契約 10 件を抽出点検し、機構による競争性のない随意契約の判断は、おおむね妥当とされた。
- **ガイドラインの運用**：引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については、調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。本ガイドラインについては競争性のない随意契約の事例、参加意思確認公募制度の改正及び契約監視委員会における指摘を反映し、2015 年 3 月に改訂した。
- **海外拠点の調達実施体制の適正化**：指標 25-3 参照。

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- **外部審査制度の強化**：コンサルタント等契約における選定過程の透明性を向上させるため、2012 年度に導入した外部審査制度について、2014 年度は外部審査委員を 5 名から 8 名に増員し、審査件数を 75 件に増加させた（2013 年度 44 件）。審査の結果、機構におけるコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- **契約情報の公表**：引き続き、契約に係る選定結果、契約実績、契約監視委員会審議結果を機構ウェブサイトにて公表した。

指標 23-4 不正行為等への対応

有償資金協力、無償資金協力の入札で不正が発覚した 6 件の事案に対し、契約競争資格停止の措置をとった（2013 年度 2 件）。ODA 事業の不正をめぐっては、2008 年のベトナムにおける贈収賄事件を契機に、再発防止策を講じてきているが、2014 年 3 月に発生した、インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける ODA 事業に関する受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、日本政府と緊密に連携し、今回不正が発生した関係国のみならず、全ての相手国における ODA 事業について、再発防止策を更に強化するために、以下の取組を講じた。加えて、不正腐敗事案に対する機構内の取組を強化するため、職員や現地職員に対する研修を計 11 回実施した。

- 不正腐敗情報に係る相談窓口の強化：**機構内に不正腐敗防止担当部署を設け、担当役員及び担当者を配置のうえ、外部専門家（弁護士及び公認会計士）の参加を得て、不正腐敗情報に対応することとした。窓口の改善・強化として、ウェブサイト上で日本語に加え、英語や現地語による通報の受付を開始した。また、匿名での通報を可能とすべくシステム改修を実施した。さらに、自主的に不正を申告した企業については措置を減免する制度の導入や窓口の広報を強化することで、窓口への相談・通報を促進した。
- 不正に関与した企業に対する措置の更なる強化：**贈収賄防止への全社的対応を促す観点から、不正に関与した者の役職による措置期間の区分を廃止するとともに、原則として措置期間を改訂前の最長 18 か月に固定した。また、措置期間中は資金協力事業における下請け、円借款事業における転貸先となり得ない点を追加した。さらに、相手国政府の不利益とならないよう案件を措置対象から外す、不利益認定申請の適用範囲を厳格化した。
- 「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定：**関係者の不正腐敗に対する認識を深め、不正対策の徹底を求めるため、不正腐敗防止制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取り組み等を解説した「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」を策定し、ODA 事業を受注する企業及び相手国政府・実施機関に対して配布することとした。
- 企業のコンプライアンス強化のための方策：**措置期間終了時のコンプライアンス・プログラム等の改善措置の提出を義務化、ODA 事業の関係業界団体への注意喚起と対話の強化、技術協力事業における外国公務員等贈賄に対する違約金条項の新設（契約金額の 20%、契約終了後も適用）を行った。さらに、資金協力案件における応札の際、不正腐敗行為を行わないとの宣誓書の提出を義務化し、違反した場合は適用可能な措置期間の最長を適用することとした。
- 相手国政府への一層の働きかけ：**相手国政府の援助窓口や実施機関等に対し、日本政府とともに、案件形成から実施に至るまでの様々な段階において、不正腐敗防止の徹底に関する一層の働きかけを行った。2014 年 3 月に不正事案が発生した 3 か国については、ベトナムにおいて「ODA 案件における不正防止のための日越対策協議会」、ウズベキスタンにおいて「日・ウズベキスタン ODA 不正腐敗防止協議会」、インドネシアにおいて「日・インドネシア不正対策協議会」をそれぞれ日本政府とともに開催し、不正腐敗防止に向けた取組の強化等を実施し、不正腐敗の再発防止に関する相手国政府への働きかけに努めた。また、無償資金協力事業において、相手国政府関係者への不正な資金提供等が確認された場合に、相手国政府に贈与資金の一部の日本への返還を求める方途として、無償資金協力の贈与契約書ひな形を改訂した。
- 相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援：**相手国のガバナンス強化に向けた方策として、研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して、公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を行った（指標 2-1 参照）ほか、カンボジア、ミャンマー、インド、ケニア、モロッコ、チュニジア等の相手国関係者に対する契約約款等の周知徹底のためのセミナーを開催するなど、不正腐敗防止のための能力向上支援を行った。

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- **実績：**「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は、前年度同様 0 件であった。関連公益法人との契約における一者応札・応募の実績は 9 件、1 億 7,600 万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 37.5%、金額ベースで 28.8%であった（2013 年度 14 件、4 億 6,000 万円。60.9%、32.02%）。関連公益法人との契約における競争入札の実績は、9 件、5 億 2,700 万円で、関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 37.5%、金額ベースで 86.1%であった（2013 年度 10 件、13 億 3,400 万円。43.5%、93.4%）。
- **契約情報等の公表：**関連公益法人との契約も含め、当機構が行う契約について、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づき、契約に係る情報を公表している。また、関連公益法人のうち、当機構の役員経験者が再就職、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が 3 分の 1 以上である法人については、一定の関係を有する法人として、契約ごとに機構 OB の再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

3－3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

随意契約縮小による契約の公正さの向上は既に概ね達成されているところ、今後は、どのような場合に入札によるかを含め、契約の方法に係る合理化が検討され、競争性・透明性の拡大により、JICA 事業の信頼性が一層確保されることを期待する。

<対応>

契約の合理化に関し、原則として入札により契約相手方を選定しているコンサルタント等契約以外の契約に関し、発注者側にて仕様や経費の確定が困難であり、応募者からの提案を求めることが適当な業務（例えば広報企画等）については、企画競争にて契約相手方を選定する方法や書式を整備し、業務の目的や内容に応じた調達方式の制定を可能とした。また、参加意思確認公募制度の見直しを行い、研修事業において特命随意契約又は参加意思確認公募を調達方法として適用する場合に、参考とすべき判断基準を明確化した。

3－4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

2014 年度は、高水準の契約の競争性の維持、契約の透明性の向上の点で、実績を上げた。

機構の契約については、事業内容の多様性・複雑性、海外業務を行う開発コンサルタント市場規模の小ささ等の制約から、競争性向上は難易度の高い課題である。これに対し、2014 年度は契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 17 件、2013 年度に一者応札・応募となった契約 10 件、競争性のない随意契約 10 件の点検を行い、概ね妥当とされた。また、コンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づいた制度改善をほぼ完了した。コンサルタント等契約以外の契約に関しては、当初計画していなかった公告予定案件のウェブサイト掲載（プレ公告）をはじめとする取組の結果、2014 年度に更新を迎えた契約における 2 回連続一者応札・応募となる案件（契約監視委員会点検対象）が、前年度の 18 件から 13 件に減少した。また、競争性のない随意契約については、件数ベースで 18.1%（2013 年度 17.8%）、金額ベースで 7.7%（2013 年度 17.1%）と高水準の競争性を維持した。一者応札・応募率についても、

件数ベースで 27.6%（2012 年度 33.4%、2013 年度 28.8%）、金額ベースで 42.4%（2012 年度 45.5%、2013 年度 37.9%）となり、2013 年度で達成した高水準の競争性の維持に努めた。

契約の透明性に関しては、コンサルタント等契約における選定過程に関する外部審査制度について、前年度に比べ、審査委員を 5 名から 8 名に増員し、審査件数を 44 件から 75 件に増加させる等、透明性を高めた。

不正事案に対しては、有償資金協力、無償資金協力の入札で不正が発覚した場合、契約競争資格停止の厳格な措置を講じた。特に、2014 年 3 月に発生した ODA 事業に関する受注企業による外国公務員への贈賄事案については、機構はこれを重く受け止め、日本政府と緊密に連携し、全ての ODA 事業について再発防止策を更に強化するために、不正腐敗情報に係る相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定、協力相手国政府への働きかけ等の取組を適切に講じた。

以上を踏まえ、契約の競争性について高い難易度にもかかわらず高水準の競争性の維持に努めたこと、コンサルタント等契約における外部審査の強化により契約の透明性を向上させたこと、不正事案に対する適切な措置と再発防止策の強化を講じたこと等により、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

競争性の向上と開発人材の的確な確保のため、引き続き「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

業務の質の確保に留意しつつ、競争性の向上を含む契約の適正化・透明性の向上について、適切な取組を行った。特に競争性のない随意契約については、金額ベースで 7.7%（2012 年度 8.0%、2013 年度 17.1%）と不断の取組を継続していることは評価できる。

一者応札・応募割合の削減については、平成 24 年度行政事業レビューでの指摘を踏まえた取組を継続し、大型案件で複数応札・応募の得られなかったものもあるが、件数ベースでは着実に減少しており、契約監視委員会等を通じた点検を行うなど、全体としては適切な対応が取られていると認められる。また、コンサルタント等契約においては、機構が策定したアクションプランに基づき、公示時期の平準化や業界との意見交換結果の反映などを行った結果、応募者拡大のための取組が図られ、47 者の新規参入を得ている。

また、コンサルタント等契約以外の契約については、官民競争入札監理委員会による指摘を踏まえて対応し、国内拠点の建物管理契約の対象入札 6 件のうち 4 件が複数応札となり、大幅な競争性向上を達成したことは評価に値する。

不正行為等への対応に関し、不正腐敗事案の防止を目的とし、機構内の相談窓口の強化・職員や現地職員に対する研修実施に加え、相手国政府への一層の働きかけを実施するなど適切な取組が行われた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>

不正行為等への対応として、不正腐敗情報にかかる相談窓口の強化、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」の策定、相手国政府への一層の働きかけ等の努力が行われており、引き続き不断の取組を継続することを期待したい。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づいて定めた「平成 27 年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画」に沿って適切に取り組むことを求めたい。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

・契約の競争性・透明性の拡大は継続すべきであるが、現在の目標設定下での取組は限界に達しつつあると思われ、新たな目標設定を検討すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際 協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ロ）ガバナンスの強化と透明性向上 機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。 （i）内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。 （ii）機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。 （iii）管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。 （iv）各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。 （v）国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。
中期計画 （中期目標と同内容につき省略）
年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 （ロ）ガバナンスの強化と透明性向上 ① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。

- ② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。
- ③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。
- ④ 「JICA における内部統制」で示した枠組みの下、理事会における定期的な審議及びリスク管理に関連する各種委員会の定期的な開催により内部統制環境の強化・充実を図るとともに、その内容について各部署にフィードバックし、内部統制に対する意識向上を図る。また、各部署においては、部署別年間業務計画を通じた内部統制環境の維持、改善を図る。こうした一連の取組を通じて、リスクを適切に認識・共有し、かつ重要な情報が迅速に経営層に共有される態勢を構築し、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。また、海外拠点における内部統制の更なる充実を図るものとする。
- ⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。
- ⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査を実施し、これまでの取組結果の確認を行うとともに、更なる改善に向けてPDCA サイクルを運営する。
- ⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善提案及びその対応の具体例について半期毎に公表する。

主な評価指標

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

指標 24-3 内部監査の実績

指標 24-4 監事監査への対応状況

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

3－2．主要な業務実績

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 「独立行政法人通則法」の改正を受けた内部統制機能の強化

「独立行政法人通則法」の改正に迅速に対応し、法人内部のガバナンスを強化するため、以下の取組を行った。

- **業務方法書の改正**：法人内部のガバナンス強化のため、改正「独立行政法人通則法」（2015 年 4 月施行）では、「業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。」と定められた。これを受け機構は、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を記載する改正を行い、2015 年 4 月 1 日付で主務大臣の認可を得た。
- **関連規程の整備・体系化**：業務方法書の改正を受け、内部統制に関する規程を新設（2015 年 4 月施行）するとともに、組織、理事会運営、監事及び監事監査に関する既存の内部規程等を改正（2015 年 4 月施行）し、これら新設・改正した規程と既存の関連規程（役職員倫理規程、文書決裁に関する規程、法人文書管理規程、事故報告及びコンプライアンスに関する規程、有償資金協力勘定統一的リスク管理規程、反社会的勢力への対応に関する規程、事業継続管理規程、情報

システム管理規程、情報セキュリティ管理規程、会計規程、内部監査規程等）を機構の内部統制の枠組みとして体系化した。

- **内部統制推進体制の整備**：内部統制に関する基本的事項を定めることを目的に新設した内部統制に関する規程では、内部統制に関する重要事項は理事会で審議すること、総務部担当理事をもって内部統制担当理事とすること、総務部をもって内部統制推進部門とすること等を定め、内部統制推進体制を整備した。
- **監事の機能の強化**：監事の機能を強化することを目的に改正した監事及び監事監査規程では、監事の権限を明確にするとともに、監事の補助者の独立性に関すること、監事の調査を受ける文書等を新たに定めた。

2. 内部統制の基本的要素に関する取組

(1) 統制環境の整備

- 「独立行政法人通則法」の改正を受けた業務方法書の改正、関連規程の整備・体系化、内部統制推進体制の整備、監事の機能の強化：前項参照。
- **事業継続管理規程の制定**：緊急事態が発生した際の事業継続に係る計画、体制及び特例措置等について必要な事項を定めるため、事業継続管理規程を制定した（10月）。また、同規程を踏まえ作成された事業継続計画（BCP）を基に、訓練を実施した（12月）。訓練結果を踏まえ、BCPを改訂中である。
- **反社会的勢力への対応に関する規程の改正**：反社会的勢力への対応に関し、機構内部におけるスクリーニング体制を構築するため、反社会的勢力への対応に関する規程を改正し、執務要領も制定した（8月）。また、内部向け説明会を2回実施した。
- **内部者取引の管理等に関する規程の改正**：金融商品取引法改正を受け、他人への重要情報の伝達・取引推奨が規制されることとなったため、これを反映させるべく内部者取引の管理等に関する規程を改正し（2015年1月）、内部向け説明会を2回実施した。
- **研修の実施**：全職員を対象に、コンプライアンスに関するウェブ研修を実施した（合格率91.0%）。また、現地職員を対象としたコンプライアンス研修もテレビ会議システムを通じて計8回実施した（英語、スペイン語対応）。また、公正取引委員会の講師を迎え、談合防止セミナーを実施した（2015年3月）。

(2) リスクの評価と対応

- **主要リスク**：2011年に作成した「JICAにおける主要リスク」について、内外の情勢変化や新手法等への対応をリスク管理に取り込むべく、理事会にて審議した上で改訂した（2015年1月）。また、各部署におけるリスクのモニタリング・サイクルを強化するため、2013年度に策定又は見直しを行ったリスク項目表について、年1回見直すことを確認した。
- **特に重要なリスクの評価と対応**：法令等の遵守（コンプライアンス）、資産管理、情報システム・セキュリティ、入札・契約、安全管理等の課題ごとに委員会（コンプライアンス委員会、有償資金協力勘定リスク管理委員会、情報システム委員会、情報セキュリティ委員会、契約監視委員会等）や専任の部署（安全管理室等）を設置しており、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、特に重要な事案については理事長に報告することとしている。
- **コンプライアンス委員会**：コンプライアンス委員会を2回開催し、不正腐敗再発防止策、コンプライアンス状況の確認、コンプライアンス体制強化の取組状況の評価、コンプライアンス・プログラム等について報告・審議を行った。
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：セクター・プロジェクト・ローン、ドル建て海外投融資等の新手法6件を審議し、導入した。外貨建て有償資金協力に関し、外貨管理の短期的対応及び中長期的方向性を策定し、外貨建て業務の本格化を見据え市場性信用リスクの与信枠管理を導入した。海外投融資に関し、ポートフォリオのリスク分析及び収支分析を半期ごとに実施し、現地通貨建て海外投融資先スタートスワップのリスク計量・管理方法を策定した。ポートフォリオ管理に関し、定期リスク管理報告を半期ごとに実施し、統合的ストレステストを導入した。2011年度金融庁検査指摘事項の各部対応策の実行状況を取りまとめ、直近の金融検査の傾向とともに有償資金協力勘定リスク管理委員会及び理事会で報告した。

- 安全リスクへの対応：指標 20-1、20-2 参照。

(3) 統制活動

- 業務方法書及び業務実施要項等に沿った業務の実施：業務方法書及び業務ごとに定められた業務実施要項等に沿った業務を実施した。
- 中期計画等のモニタリングと業務実績報告の作成：指標 24-6 参照。
- コンプライアンス違反等の事実発生時における対応：事故等が発生した場合は、事故報告及びコンプライアンスに関する規程に基づき、報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した。また、不正事案に対する措置及び再発防止策について、指標 23-5 参照。

(4) 情報と伝達

- 指示や情報が伝達される仕組み：理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、また職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、お知らせ（機構内電子掲示板）、公電、電子メール等を活用している。
- 法人文書管理：意思決定に係る文書が保存管理される仕組みとして、法人文書管理規程、法人文書管理細則、法人文書管理マニュアル等を整備・運用し、法人文書を適切かつ効率的に作成、保存している。
- 内部通報：機構は、内部通報受付管理者を置き、内部通報専用メールアドレス、専用ポスト、郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。この制度について、機構内の電子掲示板への掲載、機構内の各種研修や海外に派遣される職員、専門家、ボランティア等に対する赴任前研修における説明や各種配布物への掲載等を通じて、内部通報制度を機構及び機構関係者全体に周知した。また、通報があった場合には、通報者の保護を図りつつ、通報内容に応じて調査等を実施し、必要な是正措置を講じた。
- 不正腐敗情報に係る相談窓口の強化：指標 23-5 参照。

(5) モニタリング

- 会計監査人による監査について指標 24-2、内部監査について指標 24-3、監事監査について指標 24-4 参照。

(6) ICT への対応（指標 24-5 参照）

- 情報セキュリティ対策、個人情報保護について、指標 24-5 参照。

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

- 2013 年度の財務諸表は、6 月に会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出を行い（6 月）、一般勘定については外務大臣からの承認を受けた（7 月）。また、2014 年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については、11 月に会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（11 月）。その他の監査実績は、本部について 9 月と 2015 年 3 月に期中監査、国内及び海外拠点については 9 月から 2015 年 3 月の間に国内拠点（四国支部、沖縄国際センター）及び海外拠点（カンボジア、インド、モザンビーク、南アフリカ共和国、エルサルバドル）を対象とした往査が実施された。監査中に受けた指導事項については関連部署と対応策の検討・実施を進めている。

指標 24-3 内部監査の実績

- 内部監査基本計画に則り以下のとおり実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項については、関係部署に対して適切にフィードバックした。
 - **有償資金協力業務監査**：事業規模が大きい有償資金協力業務について、現状のリスク評価を行い、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの4点について、外部委託した監査法人の知見・経験を活用しつつ、監査を実施した。
 - **情報システム監査**：大規模災害等の非常時対応のためのBCPシステム運用に関する内部統制の有効性に関する監査を実施した。
 - **国内拠点監査**：関西国際センター、北陸支部及び九州国際センターを対象に、各機関長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性及び施設管理の有効性について監査を実施した。
 - **海外拠点監査**：ラオス事務所、ネパール事務所、ブータン事務所及びスーダン事務所を対象に、各事務所長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性について監査を実施した。
 - **法人文書管理監査**：公文書等管理法に基づき、無償資金協力業務の贈与契約の保管状況を対象に監査を実施した。
 - **物品監査**：国内拠点及び海外拠点の物品の管理状況について、上記国内拠点監査及び海外拠点監査に合わせて監査を実施した。
 - **テーマ別監査**：
 - ・ **無償資金協力の管理態勢**：主管部門による贈与契約書の作成プロセスと管理態勢の妥当性に関する監査を実施した。
 - ・ **提案型事業の実施態勢監査**：中小企業海外展開支援事業及び草の根技術協力(地域経済活性化特別枠)について、本部、国内機関及び海外拠点の事業管理の内部統制の有効性について監査を実施した。
 - ・ **円借款の審査態勢**：2013年度に承諾した大規模円借款について、借款審査に際しての関係部署による相互牽制体制の内部統制の有効性に関する監査を実施した。
 - ・ **在外事業強化費の管理態勢**：個別派遣されている技術協力専門家及び大規模技術協力プロジェクトにおいて、多額の在外事業強化費を扱う臨時会計役に対する内部統制の有効性に係る監査を実施した。
- コンプライアンス態勢の強化、ハラスメント防止に加え、リスク分析に基づく内部統制の有効性を検証し、改善提案を行うとともに、「独立行政法人通則法」の改正に伴う組織の内部統制の体制強化に向けた取組に対する支援を行った。
- 2013年度の内部監査結果については、理事長及び理事会に報告した(4月)。また、同年度の監査指摘事項等に対する各部署での対応状況を理事会に報告し(10月)、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。

指標 24-4 監事監査への対応状況

- 「平成25事業年度国際協力機構監事監査報告」の提言を機構内全体に周知し、迅速に対応した。取組結果は『平成25事業年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について(報告)」に取りまとめ、理事長から監事に提出し、機構ウェブサイトに掲載した。具体的な取組事例は次のとおり。
 - (提言) 調査型や実証事業型のスキームについては、ODA案件化やビジネス展開につながったものもあり一定の成果が見られるが、本格的な事業化が見込まれる案件に対し、更なるフォローアップを行うといった工夫が期待される。
 - (対応) ODA案件化・連携強化に向け、実施中調査の案件監理を強化し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等ODA事業と連携強化及び事業化に向けた助言を事業提案者に行うよう改善している。また、ビジネス展開を通じた開発課題への貢献を強化するべく、終了案件に関して定期的に事業者の調査やモニタリング等を実施しており、今後は持続的な事業展開を側面的に支援する。

- （提言）理事長以下組織を挙げて ODA 案件における安全対策に取り組んでいるところであるが、建設事業等での事故の予防・再発防止において、よりきめ細かい方策が検討され、実施に移されることを期待したい。
- （対応）ODA による公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」を策定し、ガイドンスの周知・徹底を行っている。また、事故の再発防止については、事故発生時には再発防止策など技術的なコメントを本部から海外拠点に連絡し、施主・コンサルタント・施工業者にフィードバックする取組を継続していく。

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- ・情報セキュリティ・個人情報保護委員会の開催：各部門による自己点検を中心とした PDCA サイクルを実施し、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を年 2 回開催し、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の実施状況をモニタリングした。
- ・情報セキュリティ事案発生時の対外公表基準の作成：情報セキュリティ事案発生時の対外公表基準を作成し、機構内に周知した。
- ・ハード面での情報セキュリティ対策：よりセキュリティレベルの高い標準 PC を本部及び国内拠点に配置した。
- ・ウェブサイトの脆弱性診断結果に基づく対応：国内のフォローアップは終了した。海外拠点の一部のウェブサイトについては継続的に検討する。
- ・情報セキュリティに関する注意喚起：全体部長会、在外事務所長会議等の場で最新の情報セキュリティ事案につき紹介し、注意喚起を行った。
- ・情報セキュリティに係る外部監査：2015 年 3 月に終了し、「意識が概して高く、PDCA サイクルが問題なく機能している」という評価を得た。前回の外部監査と比較し、重大指摘事項が 12 項目から 1 項目へ減少し、大きな改善がみられる。本件に関しては情報セキュリティ委員会に 2015 年 3 月にも報告し、重大指摘事項・留意事項に対するフォローアップについては、2015 年 4 月より実施している。

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- ・中期計画等の達成に向けた取組：中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく、年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め、部署別の年間業務計画に反映している。2013 年度の業務実績については、担当部署のモニタリングを行うとともに、外部有識者を交えた検討及び理事会での審議を踏まえて自己評価を行い、その結果を基に、外務省独立行政法人評価委員会に対して報告を行った。
- ・業績評価結果の周知と活用：2013 年度の業績評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」を計 9 回（2013 年度 11 回）開催し、外務省独立行政法人評価委員会の指摘事項及び同指摘を踏まえた対応について周知した（各項目の指摘に対する対応状況については、各項目別評定調書の「3-3. 評価結果の反映状況」参照）。同セミナーには本部、国内 13 拠点、海外 42 拠点から合計 281 名（2013 年度 245 名）が参加し、業績評価結果について回答者の 99%が「よく理解できた」、「おおむね理解できた」と回答した。また、セミナーの様子を収録し、出席できなかった拠点に対して映像を配信した。初の取組として、現地職員向け「JICA アカデミー」（指標 33-3 参照）において、現地職員に対する研修も行った（18 拠点 63 名が参加）。

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

- ・事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」は、同制度の機構関係者への周知方法を改善した。2014 年度は、関係者から 89 件の意見・提案を受けた。そのうち、5 件については、関係部署及び海外拠点と協力し個別対応を行った。その他、現時点では対応困難な意見・提案についても関係部に周知し、中長期的な改善について検討を進めている。

(会計検査指摘事項への対応)

- 平成 24 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 3 件）に関し、相手国等への働きかけを通じて機材等が稼働するなどしたこと、また、事業実施後の状況把握や問題が確認された場合の相手国等への申入れなどの会計検査院から要求された処置について、機構内周知や関連ガイドライン改訂を行ったことにより、平成 25 年度決算検査報告において処置済み事項となった。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

引き続き、内部統制機能の強化のため、JICA 構成員全員に関する適切な指導の充実が望まれる。なお、特に海外拠点のコンプライアンス態勢強化については、「独法改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日付閣議）において、本部だけではなく、海外事務所においても法令遵守体制を更に強化するとしており、今後も継続的な努力が必要である。また、再発防止委員会の提言の実施については、今後もその成果を見守っていきたい。監事監査に対する対応は適切に行われているが、総務省は監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化の必要性を一貫して強調しており、6 月に成立した改正独法通則法においても、監事の権限及びガバナンスなどが盛り込まれていることから、今後も内部統制の強化への取組を継続することが必要である。

<対応>

内部統制機能の強化のための指導の充実に関しては、研修等を通じ、執務参考資料「JICA における内部統制」をはじめとする機構内の内部統制の仕組みや基本的要素を機構内部に広く周知した。特に「リスクの評価・対応」については、機構の主要リスクの見直し結果を理事会にて審議の上決定するとともに、各部署のリスク項目も見直し、現場実態に即したリスク対応を実施した。海外拠点の法令遵守体制強化に関しては、2013 年に全事務所において各国の実態や現地法に基づき業務におけるリスクを特定し、その対応について定めたのに加え、2014 年度末にこれを見直した。2015 年度はこれら結果をもとに必要なリスク対応を各部にフィードバックする予定である。さらに、2014 年度はトラブル事例を教訓化して在外事務所長に共有するとともに、在外事務所赴任予定者や現地職員に対してコンプライアンス関連の研修を実施した。監事の機能強化等によるガバナンス強化に関しては、改正「独立行政法人通則法」の施行を受け、内部統制に関する内部規程を新設するとともに、監事及び監事監査に関する規程に監事機能の強化を反映する条項を盛り込んだ。

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評価と根拠>

評価：B

根拠：

改正「独立行政法人通則法」に基づき、業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を記載する改正を行い、内部統制に関する規程を新設して、各種規程等を内部統制の枠組みとして体系化した。主要リスクの評価と対応、有償資金協力勘定の金融リスク管理、コンプライアンス研修等の内部統制に関する職員向け研修・説明会の実施、内部通報制度の機構内外への周知及び運用等についても、適切に対応した。会計監査人からの指導事項、内部監査、監事監査に関しても、過不足なく適切に実施・対応した。業務改善提案制度については、業務改善につなげるべく、投稿に関し可能な限り個別対応を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

改正通則法の施行を受けて強化した機構内の新たな内部統制システムの適切な運用とともに、制度の定着に向けた継続的な取組、必要に応じた見直しを行う必要がある。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

「独立行政法人通則法」の改正に伴う関連規定等の整備等は、適切に行ったと認められる。

また、有償資金協力勘定については、セクター・プロジェクト・ローン、ドル建て海外投融資等の新スキーム導入に関するリスク評価等の内部統制の取組を適切に行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

改正独立行政法人通則法に伴う関連規定の運用については、2015 年度以降の取組が重要である。また、情報セキュリティに関するリスクが高まっており、情報セキュリティ対策をより一層強化すべきである。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・業務運営部門は、業務を運営的に支えるものであり、重視されるべきと考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 25	事務の合理化・適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人 国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ハ）事務の合理化・適正化 実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。
中期計画 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 （ハ）事務の合理化・適正化 実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。 具体的には、 - 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 - 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 （2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施 （ハ）事務の合理化・適正化 ① コンサルタント等契約における応募、選定及び契約管理手続きの合理化、精算手続きの簡素化を図る。また、改訂した制度・手続きの実施状況をモニタリング

し、必要に応じて業務フローの見直しを行う。 ② 一般契約において、仕様書記載事項の整理及び選定に係る書式・雛型を整備し、事務手続きの合理化・簡素化を図る。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部において一括調達を実施することにより、事務効率化及び経費節減を促進する。 ③ 民間連携事業における調達手続きを整理し、合理化を図る。 ④ 輸出管理を含む機材調達事務の合理化を進めるとともに、説明会を開催し機構内外に周知・徹底を図る。 ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ⑥ 専門家等派遣手続きについては、平成 25 年度に整理した住居手当認定・支給に係る事務の効率化、外国旅行制度の簡素化等について、順次運用を開始する。 ⑦ 課題別研修については、平成 25 年度に見直した評価制度及び研修実施手続きに基づいて、実施する。また、新たな改善策の検討を進める。 ⑧ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、関係者への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。
主な評価指標 指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況 指標 25-2 機材調達事務の効率化 指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化 指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

3－2．主要な業務実績

機構は、2012 年度に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、業務の抜本的な合理化・簡素化を進めるとともに、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した。2014 年度は、同計画の下、以下のとおり業務改善に取り組んだ。

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- ・ **調達期間の短縮**：従来、公示から 2 週間後に配布していた業務指示書を、公示と同時に配布することとし、契約までの所要期間を 2 週間短縮した。
- ・ **契約の合理化**：発注者、受注者の責任・権限を明確化するとともに、受注者裁量を拡大し、より柔軟な業務従事者の配置を可能とすることを内容とする「契約管理ガイドライン」を 2013 年度に策定し、2014 年度から適用を開始した。同ガイドラインのコンサルタント向け説明会を 8 回（2013 年度 8 回）開催した。
- ・ **精算手続きの簡素化、合理化**：部分払を大幅に簡素化し、精算制度等の見直しとそれに伴う精算報告書作成方法に関する資料・様式の整備を 2013 年度に行い、2014 年度から適用を開始した。精算手続きに係る説明会を機構内外向けに 13 回開催した。また、業務委託先向けに制度見直しを反映させた精算チェックリストを整備し、事務手続きの合理化を進めた。これにより受注者は、資金繰りに応じた支払が得られるようになった。
- ・ **継続的な制度改善の取組**：コンサルタント等契約制度・手続きの実施状況のモニタリングを実施し、各種制度の変更により現場レベルで生じる様々な問題を集積し、制度定着に向けて対応策を検討し実行した。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- **手続きの合理化**：一般契約事務取扱細則及び監督・検査に係る準内部規程を改正し、資格審査、入札手続き、監督、検査業務の明確化、合理化を図った。
- **簡素化による調達期間の短縮**：総合評価落札方式を通じて契約相手方を選定し、契約を締結する場合に、従来は案件の規模に関わらず同一の調達手続きとしてきたが、単独の業務従事者による業務が可能な案件及び 500 万円未満で予定価格積算が容易な案件について、一部手続きを簡素化し、調達期間を短縮する制度を導入した。この結果、対象案件では、従来と比べて公告から契約までの期間が 25 日間短縮され、案件の規模・内容に応じた合理的な調達手続きをとることが可能となった。
- **消耗品等の調達制度の変更**：契約事務削減のため、従来国内拠点ごとに契約していた翻訳業務、消耗品等の調達を、本部における一括調達に変更し、これによる経費節減効果は、329 万円であった。特に、消耗品等については、消耗品等発注システムを導入し、本部及び国内拠点における消耗品等の発注手続きを大幅に簡素化し、機構全体で約 890 時間の手続き時間の短縮を実現した。
- **マニュアル類の整備**：本部及び国内拠点の契約担当者向けの契約業務マニュアルを改訂するとともに、契約に関する各種執務参考資料、事例を取りまとめて内部で共有した。また、事業担当者向けの契約マニュアルを整備したほか、事業担当部署が直接契約を行うことが想定される少額随意契約について、各部署が適切に契約を締結できるよう、参考資料、決裁事例及び契約書例等を整備した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- 中小企業海外展開支援事業の調達手続きに係る各種ガイドラインを整備し、コンサルタント等契約に準じて民間提案型事業の契約書を標準化した。

指標 25-2 機材調達事務の効率化

- **安全保障輸出管理チェック体制を強化し、業務フローの見直しを行った。**また、コンサルタント等契約や草の根技術協力事業等の外部委託契約に含まれる機材調達の審査に係る研修を 13 回実施し、安全保障輸出管理について、内外の関係者に対して継続的に周知した。
- **輸出貿易管理令による輸出規制品に該当するかどうかの確認事務（該非判定）のためにはメーカー及びサプライヤーの協力が不可欠だが、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業において、研究代表機関が購入した機材を当機構が輸出する場合に該非判定に労力を要していた状況を改善するため、研究代表機関への購入及び輸出の一貫委託を促進した。**

指標 25-3 在外事務所の調達実施体制の適正化

- **本部の支援体制の強化**：本部の在外調達支援担当者を 4 名から 5 名に 1 名増員し、本部の在外調達支援班の態勢を強化した。海外拠点の調達実施方針に係る協議・合議に際し、適正な現地調達の実施を支援した（計 186 件）。また、海外の 31 拠点に対して本部から在外調達支援担当者が出張し、業務支援を行った（2013 年度延べ 26 拠点）。また、中東及びアフリカ地域の 15 拠点を対象に調達セミナーを実施し（2013 年度 23 拠点）、海外拠点において調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。
- **調達支援方針の策定**：海外拠点の体制に応じた調達に係る支援方針を策定・導入した。同方針では、リスク軽減のため、支所等の小規模拠点における調達の範囲を原則少額随意契約の範囲とし、それ以外は本邦又は第三国において調達を行うこととした。
- **内規の整備**：これまで機材の調達のみに限定されていた「機材調達に係る内規（ひな型）」を、海外拠点における全ての調達（機材、役務、工事等。ただし、雇用を除く。）を対象とする「現地調達に係る内規（ひな形）」として改訂した。海外拠点において、改訂後の内規（ひな形）に基づき拠点の内規を整備し運用す

れば、基本的な事故を防ぐことが可能な内容とした。

- **ローカルコンサルタント調達の手引の大幅改訂**：従来、本邦での手続きを準用した内容になっていたが、より海外拠点での調達の実情に則した手続きとすべく、国際的に広く用いられているルールやひな形を採用し、契約方式における複数の選択肢を明示する等の見直しを行った。同手引の改訂を周知するため、海外拠点担当者向けのテレビ会議説明会を4回開催した。加えて、「現地機材調達に係る手引き」も改訂し、現地のニーズに即した、より実用的な調達方法を提示した。

指標 25-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

- 事業の質の確保と業務の簡素化・標準化に向けた取組について、指標 14-2 参照。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- **業務フローの変更**：派遣手続きに関する新しい業務フローを本格的に導入し、所要日数を 86 営業日から 77 営業日に削減した。また、赴任前研修受講手続きに関する新しい業務フローを導入し、案件担当部の確認項目の削減及び手続き所要日数の短縮などの合理化が実現した。
- **住居手当事務の効率化**：赴任当初の定額支給制の導入、大都市圏区分の廃止、申請様式及び認定方法の簡素化等を行った。
- **システムの改善**：事務合理化のため、外国旅行制度を簡素化し、システムの改善作業等を行った。

(2) 国内出張手続きの合理化

- 国内出張手続きの簡素化とパック旅行商品の活用による経費削減を狙い、国内旅行手配の外部委託化を7月に導入した。2014 年度の利用件数は 326 件であり、全体の利用数（1,219 件）に占める外部委託の利用率は約 27%である。これにより約 750 万円相当の効率化を実現した。

3. 研修員受入業務の手続き効率化

- **本部の支援体制の強化**：国内事業部に研修コンシェルジュを設置し、国内拠点、海外拠点、事業担当部の担当者の疑問点の早期解消やコミュニケーションの円滑化を図った。また、国内事業部に研修管理グループを設置し、従来の研修員受入管理課、研修監理員管理課を研修管理課及び研修経理課の2課体制に再編した（指標 22-1 参照）。旧両課にまたがっていた研修関連手続き業務窓口を研修管理課に一元化し、国内機関等との連携及び利便性の向上を図るとともに、グループに会計機能を置き、研修経理課が自律的に経理処理を行うことにより、グループ内の経理事務を効率化させ、国内機関も含めた研修員滞在費、研修監理費等の経理手続きの迅速化を図った。また、研修員の第三国滞在費定額支払事務について、国内事業部にて一元的に実施することにより国内機関の事務負担を軽減した。
- **研修関連業務の効率化**：課題別研修概要一覧の作成に関し、確認・修正項目を見直すことにより、国内事業部及び国内拠点の業務を削減した（年間約 5,300 時間相当）。また、要望調査及び割当調整に関し、これまでの反省点を基に、国内拠点、本部の関係各部間での役割分担の明確化と業務フローの改定を行い、業務を削減した（年間約 4,000 時間相当）。加えて、これまで2回（12月と3月）行っていた課題別研修に関する通報を12月に一本化することで、手間の削減（約 240 時間相当）とその後の手続きの前倒しを行った。

- **国別・長期・青年研修に係る事務効率化**：国別研修の主管部向け所管調整マニュアルの整備、有償勘定を用いて課題別研修へ参加する場合のルール確立及び関係部の理解促進、長期研修の手引やハンドブックの改訂、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ」（ABE イニシアティブ）来日プログラムに係る業務の国内事業部での一元的実施、青年研修の手引の研修員受入手引への統合を行った。
- **宿泊手配業務の効率化**：全国のホテル等宿泊手配業務について、外部委託を活用し、経費精算業務の効率化を図った。

4. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- **ボランティア派遣手続きの合理化**：ボランティアの派遣手続き業務を国際協力人材部から青年海外協力隊事務局に移管し、以下の合理化を行った。
 - 外国旅行制度の方針決定と処遇手続きをまとめて行うことで、年度当たりの起案決裁数を半減させた（120 件から 60 件）
 - これまで国際協力人材部を交え複数回にわたり行っていた短期ボランティアの派遣日程調整が、一度にできるようになり、事務所要時間を 1 件当たり約 10 分相当短縮した（2014 年度は 90 件対応）。
 - 早期の公用旅券の取得を個別に行うことにより、ボランティアの出発前準備期間を 1 か月短縮した（インドネシア）。
- **マニュアル類の周知**：執務マニュアルやフォーマット、重要情報等をグループウェア上に掲載した。これにより、海外拠点からの照会が減少した（年間約 360 件が約 240 件）。
- **システムの改修による効率化**：これまで帰国ボランティアの手当証明書の発給（月約 10 件）は手作業で対応していたが、システム改修によりシステムから出力できるようにし、1 件当たり約 20 分相当の効率化が図られた。また、システムを一部英文化し、私事目的任国外旅行届、緊急連絡先届、海外手当受取銀行口座指定・変更届等の手続きについて、海外拠点の現地職員が処理できる環境を整えた。

5. 国内拠点の施設管理の改善

- **本部の支援体制の強化**：国内拠点の施設管理について、関連部署の役割と本部機能強化案を作成した。また、国内拠点による施設管理・修繕の適正な実施を促進するため、調達部によるセミナー、情報提供や助言等による支援を行った。また、調達部による巡回指導（延べ 11 拠点）、テレビ会議システムによる調達制度説明を行うとともに本部に契約相談対応の担当者を配置した。加えて、契約書・入札説明書ひな形、各種参考事例、公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約に関する参考資料を整備し、国内拠点に共有した。
- **国内拠点の施設運営管理委託手法の取組**：北海道国際センター（札幌・帯広）、筑波国際センター、東京国際センター、中部国際センター、沖縄国際センター、駒ヶ根訓練所において、施設運営管理契約の公示・入札を行った。そのうち、筑波国際センター及び東京国際センターについては公共サービス改革法に基づく施設運営管理契約の公示・入札を行った。公示に際しては、2013 年度に実施した横浜国際センターでの公示・入札の経験や事業者からのヒアリング結果を踏まえ、競争性向上を目的として、建物管理契約への関連業務（車両運行、エレベーター保守等）の統合及び契約期間の長期化（3 年を 5 年に変更）を行った結果、民間企業体延べ 15 団体が応札し、幅広い経験・ノウハウを有する民間事業者と契約を締結した。これにより、2014 年度は、約 1 億 619 万円相当の経費効率化が実現した。施設の活用、施設稼働率、利用者数の向上の面でも効果の発現が期待される。なお、2015 年度は、研究所、関西国際センター、九州国際センター、二本松訓練所での施設運営管理契約の公示・入札を実施する予定である。

（情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組）

- **業務システムの全体最適化の取組**：業務の効率化、情報共有促進、システム統制の強化、多様な業務形態への対応のために、機構の主要な業務システムの全体最

適化に係る調査を実施した。同調査は9月に完了し、同調査の提言に基づく計画を推進中。本計画は主要な業務システムを含むもので、2019年度に完了予定。

- **より効率的な執務環境の整備**：執務用パソコンをノートパソコンに更改し、本部に無線 LAN を整備したほか、スマートフォンやタブレット端末からネットワークに接続できるリモートアクセスツールを導入した。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

今後も、業務改善の計画の実効性を高め、合理化が達成されているかどうかを検証する取組を期待する。また、従来業務の合理化・適正化に加え、業務形態が革新的に変容し、また事業の関係者の多様化が進むことが予想されるなか、事務の合理化・効率化がリスクを高めることのないように十分留意する必要がある。

<対応>

業務合理化の検証の取組としては、コンサルタント契約においては、業務指示書を公示と同時に配布することにより、契約までの所要期間を2週間短縮し、加えて、「契約管理ガイドライン」の適用開始により、発注者及び受注者双方の事務負担が大幅に軽減した。コンサルタント等契約以外の契約においては、単独の業務従事者による業務が可能な案件及び500万円未満で予定価格積算が容易な案件について、一部手続きを簡素化し、調達期間を短縮する制度を導入した。さらに、国内拠点ごとに契約していた翻訳業務、消耗品等の調達を、本部における一括調達に変更することにより事務コストを含む経費節減に寄与した。

また、業務形態や関係者の多様化という環境の下で、業務の合理化・効率化がリスクをもたらさないよう、合理化・効率化を行った手続き・制度については、マニュアル類を整備するとともに、セミナー・研修等を通じて内外の関係者に周知した。さらに、本部による国内拠点・海外拠点の支援体制を強化した。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

理事長が主導する内部の業務改善推進委員会等の活動により、一層の業務改善を推進した。2014年度は、主要業務における事業のパートナーへのサービスに直結する契約、専門家派遣、研修員受入れ、ボランティア派遣の手続きについて、継続的取組による改善効果があった。また、海外拠点、国内拠点の機能強化の観点からも重要性が高い、本部による海外拠点、国内拠点の支援の取組も強化した。加えてIT活用による業務の合理化も着実に進めた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

業務改善推進委員会の活動による改善効果につきモニタリングを行うとともに、契約事務の簡素化に関しては、コンサルタント等契約の手続き簡素化の継続と適正化、一般契約における事務手続きの合理化等に取り組む。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

契約事務の見直しに関し、機構が実施する事務の合理化・簡素化を行い、また機構が実施する専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きにおいて効率化の取組を継続した。

また、コンサルタント等契約及び一般的な契約手続きに合理化において、契約相手方（受注者）に影響が出ないよう配慮しつつ、機構内部の手続きの簡素化・期間短縮を行ったことは適切な取組方法である。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

事務の合理化・適正化が進捗しているか随時モニタリングしつつ、業務改善の取組を継続することを期待する。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、 0100 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比率 1.4%以上		1.4%	1.4%	1.4%			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し （イ）経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図る。 （ロ）給与水準の適正化等 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際、在外職員に対する在勤手当についても、可能な限り早期に適切に見直す。 （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。 中期計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。

竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。

年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、平成25年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。

主な評価指標

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化（定量的指標：運営費交付金を充当する物件費の効率化）

指標 26-2 総人件費

指標 26-3 ラスパイレス指数

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

3-2. 主要な業務実績

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

- 2014 年度の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の支出額合計は、ベースラインに対して 2.5%減の 1,279 億 8,800 万円となった。コンサルタント等契約における総合評価落札方式の試行導入や、ボランティア事業における国内積立金制度見直し、固定的経費の削減等に取り組み、1.4%の効率化を達成した。

指標 26-2 総人件費

- 2014 年度も職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用を継続中である。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、国家公務員の給与水準の見直しを踏まえて、2014 年 5 月まで給与を 4.77~9.77%減額する臨時特例を実施した。一方、2014 年度の人事院勧告を参考にしつつ、7 年ぶりとなる給与水準の引き上げを行い（月例給の平均 0.3%増、賞与支給月数の 0.15 か月増）、若手に手厚く配分するよう俸給表を改定した。
- 2014 年度においては、海外投融资等の信用力審査体制強化のための措置として 3 人増分の人件費予算の増額が政府当局より認められた。
- 上記の結果、2014 年度の支出実績（給与・報酬部分）は 162 億 2,085 万円であった（2013 年度 148 億 7,200 万円）。
- 在勤手当の見直しについては、政府の方針も踏まえつつ、購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理した。

指標 26-3 ラスパイレス指数

- ラスパイレス指数の実績は対国家公務員の指数で 115.1 であり、地域学歴勘案後は 99.9 となった（2013 年度はそれぞれ 115.3、100.5）。2013 年度と比較して低減した主な要因として、2013 年度に臨時特例を終了した国家公務員と異なり、機構は臨時特例を 2014 年 5 月まで実施した影響が考えられる。

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告の作成・公表を通じて、資産情報の公開を行った。また、機構の内部委員会である施設問題検討委員会において、保有資産のうち、既に廃止が決定している職員住宅等について、その進捗状況を確認した。また、国内拠点の施設・設備については、整備・改修の進捗状況を確認した。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月行政改革実行本部）を踏まえて、老朽化が進み、かつ入居率の低い所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、中期計画に基づき、2016 年度末までの国庫納付に向け手続きを進めている。区分所有物件 189 戸については、2014 年度末までに全て処分する方針を決定しており、2011 年度までに処分を行った 89 戸に加え、2012 年度 34 戸、2013 年度 39 戸、2014 年度 27 戸の売却処分を行い、全ての売却を終えた。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、研修・会議、一部重要文書（カルテ等）や職員・外部利用者（研究者・一般市民等）向け貸出用各種資料の保管、ボランティアの選考面接等に活用しており、引き続き中期計画に沿って運用中である。

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項>

ラスパイレス指数の低下に関し、モラルの低下、人材の流出につながらないよう、引き続き適切な配慮が求められる。他方、JICA の事業を効果的・効率的に実施するためには、一定程度の給与水準の維持が必要と考えられ、その理由の対外的な説明に一層努め、国民の理解が得られるようにすべきである。経費の効率化には引き続き取り組むべきではあるが、そのことにより、JICA 本来の事業に対し、マイナスの影響が生ずることのないようにすべきである。

<対応>

独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与水準の公表方法等について政府によるガイドラインが 2014 年 9 月に改定された。新たに、給与水準の設定についての考え方等を説明することが求められており、今後は同ガイドラインを遵守して対外説明の強化を行う予定である。経費効率化については、機構本来の事業に対するマイナスの影響が生ずることのないよう留意しつつ、コンサルタント等契約における総合評価落札方式の試行導入や、ボランティア事業における国内積立金制度見直し、固定的経費の削減等、効率化目標の達成に向けた取組を引き続き行った。

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

固定的経費の削減等に取り組み、経費の効率化目標を達成した。ラスパイレス指数は計画どおり比較的低い水準を維持した。他方、機構の業務の特殊性により、事業を効果的・効率的に実施するためには、一定程度の給与水準の維持が必要と考えられ、国家公務員の人事院勧告も参考にしつつ、若手に厚く配分する総人件費の適正化に取り組んだ。保有資産については、決算公告の公表により適切に資産情報の公開を行うとともに、不要財産については、政府の方針に沿って計画どおり処分を行った。

以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

<課題と対応>

給与水準については一定の水準を維持し、対外的な説明に一層努めて、国民の理解を得られるようにする。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一般管理費及び業務経費については削減目標を上回る 2.5%の削減を実現したほか、給与水準の適正化、保有資産の公表と見直しについて、計画通り順調に進められている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>

事業に必要な体制の強化を図りつつ、効率的事業運営に取り組むことを期待する。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・業務の質と量の両面での拡充と、コスト削減を両立させることで、無理を生じさせることがないように留意すべきである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、 0100 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 （2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。 なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。 また、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25

年 12 月 5 日)において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。

(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。

年度計画 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） ① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。 ② 平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。
主な評価指標 指標 27-1 自己収入の実績 指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況 指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた取組

3－2．主要な業務実績

指標 27-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入については、計画額 3 億 4,000 万円に対し、消費税の還付等を除く 5 億 2,100 万円（2013 年度 6 億 200 万円）の収入が生じた。主な計画額からの増要因は、海外拠点における付加価値税還付金等の雑収入が増加したためである。寄附金収入については、2014 年度は 1,100 万円（同 1 億 1,800 万円）の収入があり、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 12 件、継続 7 件）に使用した。また、海外開発計画調査事業等の受託事業収入について、2014 年度は 9 億 4,400 万円（同 14 億 300 万円）の収入があり、当該事業の実施費用に充当した。

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- 2014 年度末時点の運営費交付金債務残高は、462 億 4,100 万円（2013 年度 317 億 3,200 万円）となっており、その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2013 年度末時点の金額）。

次年度への繰越（契約済み等で支払が翌年度になるもの）	277 億 9,700 万円	（178 億 4,100 万円）
災害援助協力関係費（特別業務費）翌事業年度財源充当額	0 万円	（4 億 1,700 万円）
前渡金	163 億 2,900 万円	（122 億 7,000 万円）
前払費用、長期前払費用等	4 億 5,600 万円	（2 億 2,400 万円）
その他不使用額	16 億 5,900 万円	（9 億 8,100 万円）

（注）四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- 次年度への繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関の都合等の現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかったためである。

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた状況

- 財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善し、外務省独立行政法人評価委員会に対する報告と承認を得て、2012年度の財務諸表（2013年6月公表）から適用を開始している。

（補正予算による業務計画）

- 運営費交付金に関しては、2012年度補正予算により、ODAを活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務を実施した。また、2013年度補正予算により、開発途上国における日本方式普及・インフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に係る技術協力等を実施した。2014年度補正予算により、2015年度に、アフリカ諸国の人材育成を通じた地域活性化及び日本企業進出支援に関する技術協力並びに中小企業を含む民間企業の製品・技術の国際展開支援等の事業を開始する予定である。
- 施設整備補助金に関しては、2012年度補正予算により、施設が老朽化している九州国際センターの防災・減災に係る設備改修を実施した。また、2013年度補正予算により、北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事を実施した。2014年度補正予算により、2015年度に、北海道国際センター、筑波国際センター、中部国際センター、市ヶ谷ビルの建築基準法施行令に適合しないエレベーターの改修工事等を実施する予定である。

（2014年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書はそれぞれ別表1、別表2、別表3のとおり。6月末時点で外務大臣に承認申請中。）

3-3. 評価結果の反映状況

＜指摘事項＞ なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

自己収入の適切な運用管理に努めた。運営費交付金、施設整備費補助金については、予算執行管理の適正化を図りつつ運営を行った。
以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

＜課題と対応＞

運営費交付金債務残高の削減のため、より適切な予算配分・執行の方法を検討し、改善策を講じる。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

現地事情に伴う当初計画の変更により次年度への予算の繰越等が発生したこと等により、運営費交付金債務に前年度を上回る残高が生じた。また、自己収入については、付加価値税還付金等の増大により、前年度を上回る事業収入があった一方、寄附金収入については少額に留まった。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、年度末の運営費交付金債務残高の削減にかかる努力を求める。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

・ 寄附金収入拡大への努力を期待したい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 28	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （１）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 （２）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画 4. 短期借入金の限度額 一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。
年度計画 4. 短期借入金の限度額 一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 カ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

主な評価指標

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績

指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

3-2. 主要な業務実績

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定について、2014 年度は短期借入金の実績はない。

指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、2014 年 6 月に 517 億円、8 月に 90 億円の借入れを行い、いずれも同月中に返済を行った。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項> なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

一般勘定について、短期借入金の実績はない。有償資金協力勘定においては、限度額内においての借入れと返済を行い、計画どおりに実施した。
以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一般勘定について短期借入金は行われなかった一方、有償資金協力勘定においては、607 億円の借入と返済が行われた。
いずれも、中期計画に定める限度額の範囲内であり、「B」評価とする。

<今後の課題>

—

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 29	不要財産の処分等の計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0097 無償資金 協力, 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。
中期計画 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。 大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。
年度計画 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍 27 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成 26 年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、処分の準備を進める。
主な評価指標

3-2. 主要な業務実績

指標 29-1 不要財産の処分実績

- 区分所有の保有宿舍については、27 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 3 億 3,700 万円を、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 5（中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、2015 年 3 月に国庫納付した。売却に当たっては、2013 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。これにより全ての区分所有の保有宿舍の処分を完了した。

表 29-1 区分所有の保有宿舍 27 戸の国庫納付のプロセス

2014 年 7 月～10 月	不動産売却に係る一般競争の公示
9 月～12 月	入札、開札、売買契約締結、所有権移転登記
2015 年 3 月	売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付

- 広尾センターについては、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 3（中期計画に定めた不要財産の国庫納付）に基づき、2014 年 12 月に現物納付を完了した。
- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、処分の準備に着手、売却に係る媒介業者を選定済みであり、2016 年度末までに現物納付又は譲渡する。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項> なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

区分所有の保有宿舍、広尾センターともに計画どおり国庫納付手続きを完了した。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅についても売却に係る媒介業者を選定しており、計画どおり処分の準備を進めている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

今後は中期計画にて 2016 度末までに現物納付又は譲渡すると定めている所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、引き続き計画通り進めていく。

３－５．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

不要財産の処分等については、中期計画通りに進められた。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞

引き続き、中期計画に沿って適切に不要財産の処分等を進めることが重要である。

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ（※対象外）								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 （3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。	
中期計画 6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし	
年度計画	該当なし
主な評価指標	指標 30-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

3－2. 年度評価に係る機構の自己評価
2014 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないため、報告対象外とする。

3－3. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ（※対象外）								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
主な評価指標 <主な定量的指標> なし <その他の指標> 指標 31-1 剰余金の使途

3-2. 年度評価に係る法人の自己評価
「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）が生じる予定はない（報告対象外）。

3-3. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 32	施設・設備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）、0100 独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標		
中期目標		
5. その他業務運営に関する重要事項		
(1) 施設・設備		
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。		
中期計画		
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備		
業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。		
具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。		
平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画		
(単位：百万円)		
施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4, 379
		計 4, 379
(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。		
年度計画		
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		

(1) 施設・設備 既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。
主な評価指標 指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

3-2. 主要な業務実績

指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する施設（北海道国際センター（札幌））について、外壁改修工事及び設備更新工事を実施した。また、九州国際センターについても建物設備工事を実施し、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所においては、施設改修工事のための設計業務を実施した。

3-3. 評価結果の反映状況
<指摘事項> なし

3-4. 年度評価に係る法人の自己評価
<評定と根拠> 評定：B 根拠：国内機関等施設のうち、築 20 年以上が経過し、経年劣化箇所への早急な対応を要する施設（北海道国際センター（札幌））について、外壁改修工事及び設備更新工事を実施するとともに、九州国際センターについても建物設備工事を実施し、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所においては、施設改修工事のための設計業務を実施した。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。 <課題と対応> 今後は平成 26 年度補正予算により施設整備費補助金の交付が決定された北海道国際センター（札幌）、筑波国際センター、中部国際センター及び市ヶ谷ビルの 4 拠点において、エレベーター耐震化等の安全対策強化及び老朽化改修等を実施する。

3-5. 主務大臣による評価
評定：B <評定に至った理由> 既存の施設の老朽化等に対応する必要性から、適切に施設・設備の整備改修等を行った。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。 <今後の課題> —

＜その他事項（有識者からの意見聴取等）＞ －			
1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 33	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標	
中期目標 5. その他業務運営に関する重要事項 （2）人事 機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。	
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （2）人事に関する計画 機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、 ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する	

る知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。

- 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。

年度計画

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2) 人事に関する計画

② 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。

③ より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制の更なる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。

④ 職員のキャリア開発に係る相談体制を拡充すべく見直しを図る。あわせて、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図るとともに、コアスキル研修を整備する。

⑤ 在外勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

主な評価指標

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

3-2. 主要な業務実績

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- **勤務成績の評価**：人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、2014年6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映した。
- **評価者研修**：人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、評価制度の理解と評価の目線合わせのための評価者研修を、新任管理職及びこれまで本研修を受けていない管理職計36名を対象に実施した（2015年2月）。また、長時間労働を減らし効率的な働き方を一層促進するため、成果を短時間で出すための環境と習慣の定着を図ることを評価項目（発揮能力）の要素として加えるとともに、育児等で短時間勤務となっている職員の評価についての考え方の周知も図った。
- **職員アンケート調査の結果**：2014年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査（12月）の結果を広く機構内に周知し、上記研修等で活用した。回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じ（2010-2013年度も7割）、回答者の8割が女性にも男性にも働きやすい組織と感じている（2010-2012年度は7割、2013年度は8割）。また、人事制度の理解度は7割であった（2010年度は5割、2011-2013年度は7割）。

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- **職群制度の運用**：開発課題の高度化、複雑化に伴い、職員に求められる専門性も高度化しているため、2010年度にマネジメント職群（組織の成果責任を担うリー

ダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を設け、エキスパート職職員の専門性をいかせる部署への配属を推進している。2014 年度も追加的に 7 名のエキスパート職を確保し、現在エキスパート職は 56 名となっている。

- **特定職の活用の促進**：特定職の業務範囲に市民参加促進・支援業務を新設し、同時に、研修監理等業務及び派遣業務とあわせて国内調整関連業務と大きくり化することによって特定職の意欲と適性をいかした一層の活用を促進した。また、適材適所の人材活用と意欲向上のため、特定職から総合職への職系転換に係る募集を行い、4 名の転換を実施した。さらに、有為な人材の活用を促進するため、任期満了前の期限付き職員を対象に特定職採用募集を実施し、7 名の採用を決定した。
- **組織内公募**：適材適所の人材活用と意欲向上のため、組織内公募によって選考された職員 4 名を希望部署に配属し、更に 6 件の組織内公募を実施した。
- **在外期限付き職員制度の創設**：在外事務所の経理担当者に対する指揮命令権を明確化するため、従来の企画調査員（経理）に替えて在外期限付き職員制度を創設し、8 名を雇用した。
- **有期雇用の契約期間の変更**：各部門が有為な人材を安定的に確保できるように、有期雇用の契約期間を従来の最長 3 年から最長 5 年に変更した。

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

- **コアスキル研修の拡充**：職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）の徹底に向けた取組を拡充した。2013 年度に開設した隔月開催のコアスキル研修「JICA アカデミー」を継続し、職員等延べ 1,263 名が参加した。また、研修のコンテンツを拡充すべく、講義 4 件（事後評価、上級審議役講義、事業マネジメント（技術協力）、事業マネジメント（無償資金協力））を新設し、統計リテラシーに関する講義の立上げを検討している。
- **専門能力及びマネジメント力の強化**：専門能力については、新たな事業ニーズも視野に入れ、金融等の外部研修に職員 15 名を派遣した。マネジメント力については、管理職登用前の層を強化すべく外部研修 2 件（「ARAKI-JUKU」、「帝人・リコー・JICA 合同研修」の 2 件）を新設し、中堅職員計 12 名を派遣した。在外事務所長の層に対する実践的研修の立上げを検討している。
- **若手・中堅職員の能力開発機会の拡充**：長期研修制度により留学する職員の増数、民間を含む外部への出向、国際機関への派遣等のポストの開拓等により、若手・中堅職員に提供する「他流試合」の機会を拡充する方策を策定し、能力開発機会を更に充実させた。
- **対外発信の奨励**：事業に係る対外発表の機会を拡充。職員の講義講演、論文発表、学会発表等を促進すべく自己研さん個別補助制度の補助上限額を引き上げる等の改定を図った。
- **ナレッジマネジメントネットワークを通じた育成**：2013 年度に創設した 19 の分野・課題についてのナレッジマネジメントネットワーク（知見を有する職員による、所属部署を超えたネットワーク）では、それぞれの分野課題ごとの知見の共有、対外発信、若手人材の育成等に取り組んだ。
- **現地職員の育成**：2013 年度に策定したナショナルスタッフ・ガイディングプリンシプルに基づき、現地職員のマネジメント体制を強化した。人事部が現地職員のマネジメント及び人材育成を所掌し、部内に現地職員マネジメントの支援班を設置した。人材育成については、現地職員向けにテレビ会議システムを活用した「JICA アカデミー英語版」を開設して講義 7 件（公共財政管理、事後評価、業績評価、援助協調、広報、調達ガイドライン、環境社会配慮ガイドライン）を実施し、延べ 305 名の現地職員が参加した。さらに、在外事務所長会議にて現地職員活用の優良事例を共有した。また、現地職員のキャリアの上位カテゴリーとして「インターナショナルスタッフ」（仮称）の創設を検討した。

指標 33-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- **配偶者同伴休職制度の創設**：従来の転勤同伴休職制度を改定し、従来の想定である配偶者が機構職員である場合に加え、配偶者が機構職員ではない場合の同伴休

職も認める配偶者同伴休職制度を新たに創設した。

- **家庭との両立に配慮した在外赴任：**女性職員の継続的なキャリア形成及び人的資源の有効活用のため、次世代育成行動計画推進委員会で改定した「JICA 行動計画」を踏まえ、配偶者の同行なしで子女を随伴する際に必要となる情報の提供に努めた。2014 年度末時点で、夫婦同一国赴任 3 組、夫婦近隣国・同一時期赴任 6 組、単身子連れ赴任 17 名を派遣中である（2013 年度は各 6 組、4 組、14 名）。また、人事上可能な範囲との前提で、海外勤務中の社外配偶者と同一国へ 3 名を派遣中である。その他、2 名の職員が同伴休職中である。
- **ダイバーシティ、ワークライフバランスを踏まえた人事制度・運用の強化：**女性の活躍促進方針を取りまとめた。仕事と生活の調和の支援を促進するため、ニュースレターを通じた関連制度の周知（6 回）、職員の取組の優良事例や成果の共有（女性職員向けキャリア・トーク・サロン、計 7 回）による啓発・情報共有、子ども参観日やライフプランセミナーの開催を実施した。
- **在宅勤務制度の導入：**働き方改革、ワークライフバランス向上のため在宅勤務制度を 7 月に本格導入開始し、3 期に分け 12 月までに全部署導入済み。業務用 PC のノート化、リモートアクセスツールの導入により、より柔軟な勤務を可能とした。
- **働きやすい環境づくり：**長時間勤務を削減し、働きやすい環境づくりを推進するための取組（SMART JICA PROJECT）を本部・国内拠点の全部署を対象に試行実施した。
- **ハラスメント対策：**ハラスメント対策ガイドラインを策定した。ハラスメント対策として相談窓口（人事部ホットライン）にて対応するとともに、より相談しやすい環境をつくるためにハラスメント外部相談窓口を 4 月に設置した。ハラスメント研修は、在外赴任者向けを毎月、在外健康管理員向けを半期に一度実施した。
- **メンタルヘルス研修：**メンタルヘルスに関し、2013 年度に策定した「JICA 心の健康づくり計画」に基づき、毎年実施する新任管理職研修にメンタルヘルス研修を組み込んだ。
- **女性のキャリア形成支援：**機構の組織運営に関するジェンダーについては、女性の活躍をより促進するため、女性のキャリア・コンサルティングにおける次世代育成ワークライフバランスメンター制度との連携を高めるとともに、女性のキャリア形成支援のための情報提供機会を増やした。
- **仕事と介護の両立支援：**遠方に介護が必要な親族や、今後介護が必要となる可能性のある親族をもつ職員のために、仕事と介護の両立支援のための外部サービスと提携した。

<その他参考情報>

日本の人事部「HR アワード 2014」の企画人事部門において、機構の「30%の効率化で『考える』時間を生み出す知的創造企業への変革」が評価され、奨励賞を獲得した。

3-3. 評価結果の反映状況

<指摘事項>

組織改善・現地機能強化と人事計画との間に一貫性のある取組を強化し、特に若手～中堅層の育成・キャリアディベロプメントへの注力を期待する。また、職員がやりがいを感じられるような更なる取組、英国事務所閉鎖後のシームレスな移行と役割維持ができるような人事上の配慮、海外日系社会を含めた現地のニーズへの配慮の継続、JICA の組織としてのジェンダーの取組、優秀な現地職員の養成・登用など中長期的視野で取り組んでいくことを期待する。

<対応>

若手～中堅層の育成や職員がやりがいを感じられるような更なる取組として、若手・中堅職員の能力開発機会を更に充実させた。長期研修制度により留学する職

員の増数、民間を含む外部への出向、国際機関への派遣等のポストの開拓等により、若手・中堅職員に提供する「他流試合」の機会を拡充した。また、組織ジェンダーの取組として、女性の活躍促進に係る方針を策定し、同方針に基づき若手・中堅職員対象の階層別研修におけるキャリアに係る意識づけ、キャリア・コンサルテーション制度の充実化（ワークライフバランスメンター制度との連携）、ワークスタイル改革のためのセミナー開催（計４回）等を実施した。

３－４．年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：

勤務成績の評価の実施と給与への反映、適切な人事配置に向けた取組、職員の能力開発や専門性の活用、現地職員活用推進のための人事・人材育成方針の作成、海外拠点勤務と家庭生活の両立や心の健康をはじめとするワークライフバランスへの配慮の具体化等を適切に行った。特に、幅広い能力開発の機会の増加（職員の「他流試合」の機会、現地職員育成のための研修機会の拡充）や、組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境づくり（女性向けキャリア・トーク・サロン、配偶者同伴休職制度の創設、在宅勤務制度の本格導入、仕事と介護の両立支援、SMART JICA PROJECT 等）を着実に行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

若手～中堅層の育成・キャリア形成の支援を強化するために、キャリア・コンサルテーションの対象拡充や更なる他機関との人事交流等の機会の拡充、中堅職員の役割の再認識を促す取組を行う予定。また、海外拠点の機能強化と現地職員の育成・キャリア形成の方策として、現地職員のキャリアの上位カテゴリーとして「インターナショナルスタッフ」（仮称）の創設を検討する。機構の組織ジェンダーの取組ややりがいのある職場環境づくりとして、女性管理職の登用促進に向けた研修機会の拡充や、SMART JICA PROJECT の更なる推進を図る。

３－５．主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

勤務成績の評価の実施、職員の能力開発機会の拡大にかかる取組、人的リソースの効率的な活用を図るための組織ジェンダーやダイバーシティに配慮した職務環境の向上にかかる取組、現地職員の人材育成及び更なる活用を推進する体制整備等が促進された。特に、配偶者同伴休職制度の創設、在宅勤務制度の導入などにより、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組んだ点は高く評価できる。また、日本人職員に対してはコアスキル研修の拡充や若手・中堅職員の能力開発機会の拡充を行い、現地職員に対しては本部の人事部が主導的に人材育成を行う体制を整備・運営したことも優れた成果である。

このような取組の結果、やりがいを感じている・働きやすい組織と感じている職員が多いことが職員アンケート結果にも表れている。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>

引き続き、職員の専門性向上や多様性の確保など職務環境の向上、超過勤務の削減等によるライフワークバランスの推進に期待する。また、職員の人事制度に対する理解向上にも努めるべきである。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

- ・事業部門の目的達成の背景には、業務運営部門の貢献が大きいと思われるため、その点を加味して自己評価を行うべきである。
- ・現地職員のキャリア開発、職務環境整備に積極的に取り組んでほしい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力 外務省行政事業レビューシート番号（平成 27 年度） 0098 独立行政法人国際協力機構運営費交付金（技術協力）

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項） 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。
年度計画 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 （3）積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第 31 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。

② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

主な評価指標

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

3-2. 主要な業務実績

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金（295 億 2,100 万円）のうち、法令等に基づき、2012 年 6 月に主務大臣より承認された 238 億 5,100 万円について、うち 10 億 4,300 万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費（費用的支出）の財源とすることが認められ、228 億 800 万円は 2011 年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第 2 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。なお、第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額 56 億 7,000 万円は 2012 年 7 月に国庫納付済みである。
- 安全対策経費及び事業継続計画に係る 10 億 4,300 万円の承諾額のうち、2014 年度は、560 万円を安全対策経費に係る経費として支出した。

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- 第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68 億 300 万円）のうち、法令等に基づき、2012 年 6 月に主務大臣から承認された 16 億 7,600 万円について、第 3 期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画である。なお、残額の 51 億 2,700 万円は 2012 年 7 月に国庫納付済みである。
- 主務大臣から承認された 16 億 7,600 万円のうち、2014 年度は、1 億 100 万円を北海道国際センター及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に係る経費として支出した。

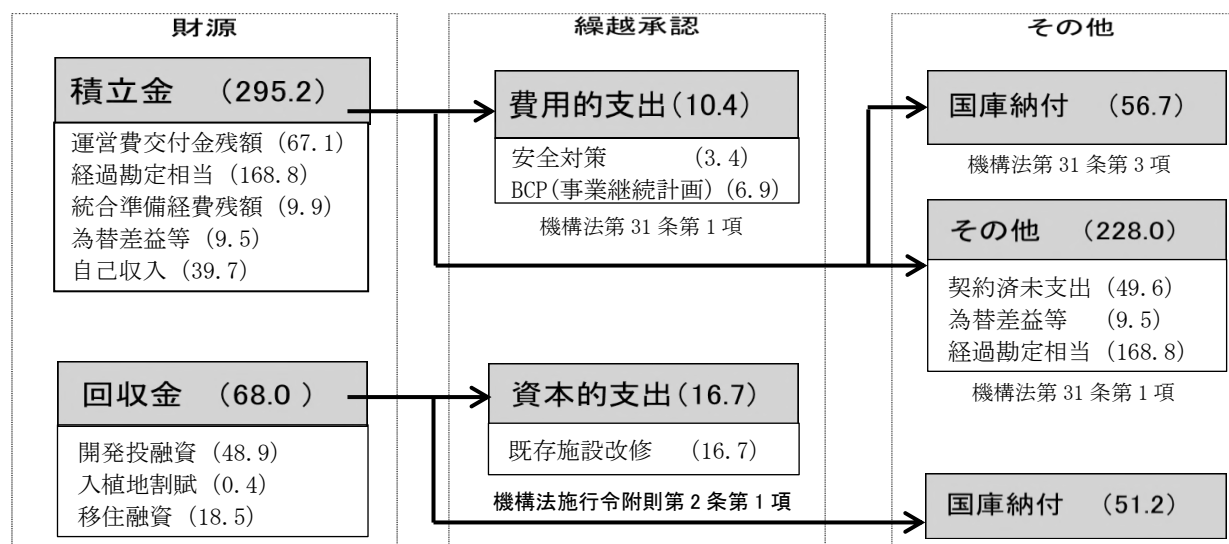


図 34-1 安全対策、事業継続計画、既存施設改修に関する財源措置（単位：億円）

3－3．評価結果の反映状況

<指摘事項> なし

3－4．年度評価に係る法人の自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：

第2期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行った。

以上を踏まえ、目標の水準を満たしている。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

第2期中期目標期間の積立金（295億2,100万円）については、主務大臣の承認を経て、238億5,100万円を支出し、残額56億7,000万円を国庫納付し、また回収金についても適切に取り扱ったことから、「B」評価とする。

<今後の課題>

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<その他事項（有識者からの意見聴取等）>

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 35	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 26 年度） 26-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ（※対象外）								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	（参考情報）
該当なし								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。
年度計画（定めなし）
主な評価指標 指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

3-2. 年度評価に係る機構の自己評価
中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、2014 年度は報告対象外とする。

3-3. 主務大臣による評価
評定：実績がないため、評価対象外とする。